

## 旧優生保護法問題検証会議 令和7年度報告書

令和8年3月19日

旧優生保護法問題検証会議座長

松原 洋子

### 第1 令和7年度の活動の概要

令和7年9月16日、公益財団法人日弁連法務研究財団理事長により旧優生保護法問題検証会議（以下「検証会議」という。）の検証委員26名が選任され、以後、本報告書作成日までの期間、検証委員全員を構成員とする検証会議が5回実施されたほか、検証会議の活動を円滑に行うために設置された第1分科会・第2分科会・第3分科会における各活動及び各検証委員による調査等の活動が行われた。

### 第2 検証会議の実施

次のとおり、検証会議（一般公開）を実施した。議事の詳細は、添付「検証会議議事録」のとおりである。

#### 1 第1回検証会議

日 時：令和7年10月1日（水）午後1時～午後3時

場 所：弁護士会館（東京都千代田区 以下同じ）＊オンライン参加を併用

議事の概要：各検証委員の自己紹介、検証会議設置に至る経緯の説明、運営要綱の説明、座長の選任、調査検証の進め方に関する議論

#### 2 第2回検証会議

日 時：令和7年10月27日（月）午前10時～正午

場 所：弁護士会館 ＊オンライン参加を併用

議事の概要：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」に関する勉強会、第1分科会・第2分科会・第3分科会の委員の選任、各分科会における調査検証事項に関する議論、北三郎委員のスピーチ

#### 3 第3回検証会議

日 時：令和7年12月3日（水）午前10時～正午

場 所：弁護士会館 ＊オンライン参加を併用

議事の概要：鈴木由美委員の聞き取り、各分科会報告、調査検証事項に関する議論、分科会の運営に関する議論

#### 4 第4回検証会議

日 時：令和8年1月29日（木）午後1時～午後4時

場 所：弁護士会館 ＊オンライン参加を併用

議事の概要：飯塚淳子さん（旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告）及び佐藤路子さん（同原告佐藤由美さんの義姉）の聞き取り、各分科会報告、調査検証事項に関する議論

#### 5 第5回検証会議

日 時：令和8年3月9日（月）午前10時～正午

場 所：弁護士会館 ＊オンライン参加を併用

議事の概要：尾上敬子委員及び尾上一孝さん（旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告）の聞き取り、各分科会報告、調査検証事項に関する議論

### 第3 各分科会の活動

各分科会の活動は、次のとおりである。活動内容については、添付「各分科会議事要旨」を参照。

#### 1 第1分科会

|            |             |
|------------|-------------|
| 令和7年10月27日 | 第1回分科会会議    |
| 同年11月12日   | 第2回分科会会議    |
| 同年12月 3日   | 第3回分科会会議    |
| 同年12月25日   | 第4回分科会会議    |
| 令和8年 1月22日 | 第5回分科会会議    |
| 同年 2月16日   | 第6回分科会会議    |
| 同年 2月17日   | 聞き取り調査（大阪）  |
| 同年 3月 3日   | 聞き取り調査（北海道） |
| 同年 3月16日   | 第7回分科会会議    |
| 同年 3月19日   | 聞き取り調査（兵庫）  |
| 同年 3月26日   | 聞き取り調査（熊本）  |
| 同年 3月27日   | 施設視察（熊本）    |

#### 2 第2分科会

|            |          |
|------------|----------|
| 令和7年11月25日 | 第1回分科会会議 |
|------------|----------|

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| 同年   | 12月22日 | 第2回分科会会議 |
| 令和8年 | 1月15日  | 第3回分科会会議 |
| 同年   | 2月17日  | 第4回分科会会議 |
| 同年   | 3月10日  | 第5回分科会会議 |

### 3 第3分科会

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| 令和7年 | 11月10日 | 第1回分科会会議 |
| 同年   | 12月15日 | 第2回分科会会議 |
| 令和8年 | 1月26日  | 第3回分科会会議 |
| 同年   | 2月17日  | 第4回分科会会議 |
| 同年   | 3月18日  | 第5回分科会会議 |

### 第4 その他の活動

上記第2の検証会議及び第3の分科会活動のほか、検証委員は、次の活動を行った。

- ・令和8年 1月28日、29日 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」に関する衆議院及び参議院の各担当者との質疑応答会

以上



## 添付資料一覧

- 1－1 第1回検証会議議事録
- 1－2 第2回検証会議議事録
- 1－3 第3回検証会議議事録
- 1－4 第4回検証会議議事録
- 1－5 第5回検証会議議事録
- 2－1 第1分科会第1回分科会議事要旨
- 2－2 第1分科会第2回分科会議事要旨
- 2－3 第1分科会第3回分科会議事要旨
- 2－4 第1分科会第4回分科会議事要旨
- 2－5 第1分科会第5回分科会議事要旨
- 2－6 第1分科会第6回分科会議事要旨
- 2－7 第1分科会第7回分科会議事要旨
- 3－1 第2分科会第1回分科会議事要旨
- 3－2 第2分科会第2回分科会議事要旨
- 3－3 第2分科会第3回分科会議事要旨
- 3－4 第2分科会第4回分科会議事要旨
- 3－5 第2分科会第5回分科会議事要旨
- 4－1 第3分科会第1回分科会議事要旨
- 4－2 第3分科会第2回分科会議事要旨
- 4－3 第3分科会第3回分科会議事要旨
- 4－4 第3分科会第4回分科会議事要旨
- 4－5 第3分科会第5回分科会議事要旨



旧優生保護法問題検証会議  
第1回検証会議議事録

1 日 時 2025年10月1日（水）午後1時～午後3時

2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオA

3 出席者

（委員）

池田賢市、岩井伸晃、内布智之、大橋由香子、加藤聖子、上東麻子、北三郎（仮名）、  
小山剛、齋藤有紀子、坂元茂樹、佐々木信夫、関哉直人、田門浩、利光恵子、  
奈良岡聰智、西村武彦、藤井克徳、藤野豊、藤原久美子、藤原精吾、松永千恵子、  
松原洋子、三村將、村井良太

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

（日弁連法務研究財団）

内田貴理事長、矢吹公敏専務理事、伊豆隆義事務局長

4 議 事

（採澤事務局長）旧優生保護法問題検証会議の事務局長を務めます採澤です。

予定している時間となりましたのでこれから旧優生保護法問題検証会議第1回検証会議を始めます。

座長が選任されるまでの間、司会進行を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、日弁連法務研究財団より、理事長の内田貴、専務理事の矢吹公敏、事務局長の伊豆隆義も出席させていただいております。

それでは日弁連法務研究財団を代表し、理事長の内田貴より開会の挨拶を申し上げます。

（内田理事長）ただいまご紹介いただきました日弁連法務研究財団で理事長をしております内田貴でございます。

本旧優生保護法問題検証会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日弁連法務研究財団と申しますのは、弁護士によるシンクタンク機能を持った研究財団として、今から27年前、1998年に設立されまして、2010年に公益財団となりました。

これまで様々な事業を行ってまいりましたが、その事業には、大きく分けて三つの柱がございます。

第1に、法実務に関する研究を行い、また、会員の研究を支援すること。

第2に、法律家のための専門的な研修を実施するということ。

第3に、法律に関する情報を集め、広く社会に提供するということでございます。

このたび、当財団は、国からの委託により、旧優生保護法問題に関する重要な仕事を委ねられることになりました。

当財団の役割は旧優生保護法によって起きた被害の実態を調べ、なぜそのような被害が起きたのかを明らかにし、2度と同じような問題を起こさないための方策を検討することでございます。

旧優生保護法のもとで病気や障害があることなどを理由に2万5000人もの人々が、不妊手術を受けさせられ、また、5万9000人にも及ぶ人々が人工妊娠中絶をさせられました。このような重大な被害があったにもかかわらず、長年にわたり被害者は放置され、被害を回復するための措置はとられてきませんでした。

そのような中、勇気を持って声を上げてこられた方々の努力が実り、昨年、令和6年7月3日、最高裁判所大法廷は旧優生保護法が憲法に違反するという判断を示し、国に対し、被害者への損害賠償を命じました。この最高裁判決の後、国は、国に責任があるということを認めて謝罪し、全ての被害者に対する補償の実現を約束いたしました。

さらに国は障害者に対する偏見差別をなくし、障害の有無に関わらず、子を産み育てることについて、自らが意思決定できる社会、全ての個人が、病気や障害の有無によって、分け隔てられることなく、尊厳が尊重される社会を実現するための方策を講じるということを約束いたしました。

当財団が、このたび、委託を受けた仕事は、国が約束した方策の一つであり、これからの社会を形づくるための大切な土台になるものと考えております。

当財団は与えられた役目を果たすため、検証委員の皆様と力を合わせて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

では、ここからは、お手元の進行次第に沿って進めてまいります。

まず、検証委員の皆様から自己紹介をお願いします。時間の都合上、お1人あたり1分以内で手短にお願いいたします。

お配りしております検証委員名簿の上から順番に池田さんからお願いします。

(池田委員) 失礼します。池田賢市と申します。中央大学文学部教育学専攻の教員で、将来、教員になる学生さんたちの授業も担当しています。最初に自己紹介をさせていただくことになり恐縮です。あいいうえお順です。これをいわゆる学校文化というのですが、このように根強い影響をもっています。

教育学では、議論している人たちも知らず知らずのうちに、能力主義に基づく優生思想に結局議論が着地してしまうことが多々ありまして、そういうことに警戒しつつ、人権教育のあり方について検討したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

(採澤事務局長) 続いて岩井さんお願いします。

(岩井委員) 本年2月の退官まで裁判官として主に民事事件、行政事件の裁判を担当しておりました岩井伸晃と申します。

優生保護関係の裁判に関与したことはありませんが、司法関係者ということで本会議に参加させていただくこととなりました。在職中、法務省民事局や内閣府法制局に出向して成年後見制度等の民事法や司法制度等に関する立法の仕事に携わった時期もございました。

本会議では、痛ましい歴史に真摯に向き合い、皆様から御教示をいただきながらしっかりと勉強させていただければと存じておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) では、内布さんお願いします。

(内布委員) 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構副代表理事の内布智之と申します。

精神障害者当事者でございます。

私たち、精神障害者も、旧優生保護法の中で大変な被害に遭われた方がたくさんいらっしゃると思いますので、この会議では、精神障害者としても同じ障害者としても苦しみを分かち合いつつ、次の世代へどう繋いだらいいかということをご一緒させていただいたと思います。よろしくお願いします。

(採澤事務局長) 大橋さんお願いします。

(大橋委員) おはようございます。大橋由香子と申します。私は、優生手術に対する謝罪を求める会という会で活動しております。

仕事はフリーライター、編集者という形でお金を得ておりますが、非常勤講師として、いくつかの大学で教えたりもしております。

今日は、後ほど、僭越ながらちょっとお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) では、オンラインで参加されている加藤さんお願いします。

(加藤委員) オンラインから失礼いたします。

日本産科婦人科学会の、今、常務理事、そして今年の6月までは理事長を拝命しておりました、九州大学の産婦人科の加藤聖子と申します。

私は学会の中で、4年ぐらい前に裁判がいろいろ起こってきたときに、まず日本医学会がこの旧優生保護法に関する検討会を立ち上げまして、その結果といたしまして、各分科会、うちの日本産科婦人科学会もそうなんですけど、しっかり検証するようというところがありましたので、学会内に旧優生保護法検討委員会というものを作らせていただきまして、その委員長として活動してまいっております。

活動の一環としましては、どうしてこの旧優生保護法が制定されたかの振り返り、そしてなぜ平成8年までそれが続いていたかという実態調査などを会員に向けてのアン

ケート調査を行いました。その結果はあとの会議でもまたご紹介いただきたいと思いますと思うんですが、そういうことを踏まえまして、先ほど冒頭の先生が言われましたように、2度とこういうことを繰り返さないためには、産婦人科医としてどうしたらいいかということ念頭に、今いろいろと会員に向けての活動をしているところです。

この会議に参加させていただきまして、いろんな法曹界、そして、実際に被害に遭われた方の声を聞きながら、また活動をして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

それでは、上東さんお願いします。

(上東委員) 毎日新聞の上東といいます。生活報道部で福祉のことなどを取材してまいりました。

旧優生保護法についてメディアは2018年の佐藤さんの国賠提訴をきっかけに、盛んに報道するようになりまして、毎日新聞もキャンペーン報道したときの取材班の一人です。

取材をしながら、なんでこんなひどい法律がと思いながらも、一方で、その時代に自分がいたら、差別に加担していたかもしれないという怖さをずっと感じてきました。だからこそ、差別の構造というものを明らかにしなければいけないと考えています。

メディアも問われるべき存在で、これまで何を報道し、あるいは報道してこなかったのか。

そして、障害者への差別を煽るようなことをしてこなかったのか、そういう問いにも真摯に向き合いたいと思っています。よろしくお願いします。

(採澤事務局長) では、北さんお願いします。

(北委員) 優生保護法原告の北三郎です。よろしくお願いします。

(採澤事務局長) では、小山さんお願いします。

(小山委員) 慶應義塾大学の小山と申します。専門は憲法です。

この旧優生保護法の訴訟につきまして、東京訴訟の弁護団にゼミの出身者がいまして、それが縁で、いろいろとお話を聞いたり、またお話しさせていただくことになりました。

私は実は、東京訴訟で一番で勝つかと思ったんですが、勝てなかったこともあって、結局、ずいぶん、何年ですかね、お付き合いさせていただくことになりました。

これで、最高裁で勝って、関わることもなくなったのかなと思っていましたが、こうやってお声がけいただきまして、またいろいろと勉強させていただければと思っています。

よろしくお願いします。

(採澤事務局長) では、オンラインでご参加の齋藤さんお願いします。

(齋藤委員) 皆様、こんにちは。北里大学医学部の医学原論研究部門というところにおります齋藤有紀子と申します。よろしくお願いいたします。

専門は法律哲学ですが、こちらでは、医学史とか医事法や生命倫理学の基礎的なところなどを授業とかで取り上げています。

個人的には母体保護法の問題、あと自己決定の問題などを考えてまいりました。最近では日本精神衛生会がまとめた優生保護法に関する自己検証の報告書に外部委員としてお手伝いをさせていただいたということがあります。

過去を知って反省すること、それから2度と起こさないということと同時に、現在の問題、それから将来の問題にきちんと照らしながら、新しい技術との向き合い方なども考えながら勉強させていただければと思っています。

この会では、どれくらいお役に立てるかわかりませんが、何かできることがあったらお申し付けいただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、すみません、今日はちょっとこの後、授業がありまして少し会議を早退させていただく失礼をお許しいただければと思います。以上です。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

続きまして、坂元さんお願いします。

(坂元委員) ご紹介いただきました坂元でございます。神戸大学名誉教授で現在、人権教育啓発推進センターの理事長を仰せつかっております。

私はこの検証会議の委員である藤野先生とともに、3年ほど前にハンセン病施策検討会で、厚労大臣にハンセン病施策の九つの提言の報告書をまとめました。

そして昨年は田門先生とご一緒に、内閣府で障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画というものの策定にも関わりました。

障害学の勉強は今始めたばかりでありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(採澤事務局長) では、佐々木さんお願いします。

(佐々木委員) 初めまして。私、精神障害の当事者であり、弁護士でもある佐々木信夫と申します。まさに優生保護法で対象疾患とされている統合失調症だというふうに私は言われています。

さて、私はこの検証会議に選んでいただいて本当に光栄に思っております。

私が何をこの検証会議でやりたいかと思っているかということ、今でも、精神障害者に対して暴力を加えられているということを皆さんに知ってもらいたい。この暴力をやめさせる。このきっかけになるといいなと思っています。

この白表紙(※「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」)、皆さん見ましたか。

これは、対象者は誰ですか。

精神障害者と知的障害者、ほとんどです。

誰がやっていますか。

これは精神科の先生方には本当に申し訳なくて、あんまり糾弾的に言うのも嫌なんで

すが、全部、精神病院とか精神の医療によって行われているということ、そのことを私は考えていきたいし、何とか時代を変えたいと私は思っています。どうかよろしくお願いします。

（採澤事務局長）では、関哉さんお願いします。

（関哉委員）弁護士の関哉と申します。弁護団から参加させていただいております。

しっかり意見交換しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（採澤事務局長）では、田門さんお願いします。

（田門委員）弁護士の田門と申します。耳が聞こえませんので聴覚障害当事者です。生まれたときから耳は聞こえません。

今、弁護士活動をしています。また、国連での障害者権利委員会委員も担当しております。

私の場合は、旧優生保護法、それを初めて知りましたのは、大学生のときでした。そのとき法律があるということを知って非常にショックを受けました。

その後、多くの聴覚障害者が手術の被害を受けたということを知りました。

今回も検証会議の中に入れていただきまして、ありがとうございます。今回会議に参加できましたことを光栄に思っております。以上です。

よろしくお願いいたします。

（採澤事務局長）利光さんお願いします。

（利光委員）利光恵子と申します。私は立命館大学の生存学研究所というところで客員研究員をしています。

もともと、私は薬剤師として働きながら、「優生手術に対する謝罪を求める会」や「優生思想を問うネットワーク」といった市民活動にも関わっておりました。50歳のときに大学院に社会人入学いたしまして、生殖医療・技術の歴史や生命倫理について勉強しております。

この優生保護法問題についてですけれども、優生保護法の運用の実態や被害の実情を何とか知りたいなと思ひまして、各自治体の公文書を読み込んだり、あるいは被害者の方たちのインタビューを続けさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

（採澤事務局長）では、奈良岡さんお願いします。

（奈良岡委員）京都大学の奈良岡と申します。よろしくお願いいたします。私は専門は日本政治外交史という専門でございまして、戦前の議会や政党の歴史をずっと勉強してきました。

旧優生保護法に関しては特別専門というわけではございませんで、近現代史に対する一般的な知識であるとか、歴史認識問題についても研究しておりますので、そういった辺りで選任されたのかなというふうに感じております。

戦中から戦後の政治とか優生思想に関するいろんな問題点を検証するというのが、この会の大きい役割だと思っております。それに対してもできるだけ貢献したいと思っております。一方で、この法律に問題があるということは、1980年代、90年代には既にわかっていたわけございまして、今、当事者が立法府や行政府に関わった人たちがまだ存命でありますので、インタビューや公文書の開示等々を行い、立法や行政の対応の問題点を明らかにするというのが、私のこれまでの研究活動からすると一番貢献できるところかなと考えております。

真摯に向き合っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) 西村さんお願いします。

(西村委員) 私は優生保護法違憲訴訟弁護団の共同代表の1人の弁護士、西村といいます。

それとALSの当事者です。今進行しているので、マイクは持てません。

私は優生保護法によって被害を受けた人たちの顔、それから優生保護法を進めていった人たちの顔、そして優生保護法を知っているか知っていないかわかりませんが、それに関わらずに何もしてこなかった市民、これは私自身もそうですけれども市民の顔、それらの顔がはっきりと浮かび上がるような検証調査報告書を作りたいと思って、この会議に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) 藤井さんお願いします。

(藤井委員) 私は藤井克徳と申します。所属は日本障害者協議会の代表をやっております。私自身も視覚障害者であります。

日本の障害分野、人権分野の、おそらく最大の未決着問題が優生保護法だったろうと。確かに裁判で一つの方向が判決によって出されました。

私は、まだ未決着状態と思っています。

全ての被害者に補償金を届けること、謝罪を届けること、加えて、この会議体と並行して、定期協議っていうのが行われています。優生保護法に関する基本合意書にのった定期協議です。これが一定の方向が出るまで、加えてこの検証会議が結論を出すまで、ここを終えてやっとなぜ決着となると思うんですね。その点ぜひこの検証委員会で私も努力していきたい。

最後に、どんな歴史も分岐点があったはずなんです。

この優生保護法の歴史の中で大事な分岐点をもう一度考えてみる。必ず背景があったはずなんです。この分岐点、背景、これもキーワードにして、私なりに努力していきたいなと思っております。以上です。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

では、藤原久美子さんお願いします。

(藤原委員) DPI女性障害者ネットワークの代表の藤原久美子といいます。私は普段は神戸の方で自立生活センター神戸Beすけっと、というところで、視覚障害のあるピ

アカウンセラーとして、活動をしております。

D P I 女性障害者ネットワークは、結成当時から刑法堕胎罪と優生保護法の撤廃というものに取り組んでおりまして、この強制不妊手術の被害の女性が7割だったということであるとか、これはずっと以前から、月経の介助負担軽減のための、優生保護法でも違法であった子宮摘出とかコバルト照射といったものにずっと取り組んできました。

この検証会議で、そういった、今もまだある障害女性が母親になることに対しての否定的な意識であるとか、子宮摘出などの強要まではいかなくても、そういった発言をされてしまうというようなことをなくしていきたいと思って、この会議に参加させていただきます。よろしくお願いします。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

藤原精吾さんお願いします。

(藤原精吾委員) 続けて藤原ですが、藤原精吾と申します。1967年から弁護士をして現在に至っています。弁護士会では主に人権擁護委員会の活動をしてきました。そしてあと、社会保障法学会、あるいは障害法学会にも参加しております。

優生保護法の被害者の事件では、兵庫の弁護団を務めてきました。

最後ですがこの会場、前から反響がひどくて声が聞こえにくいんです。私は加齢のために難聴にこの10年ぐらいなりまして、進行しています。そうすると、この部屋では、補聴器をつけていても、なかなか聞き取りがしにくい。あそこ(※会場モニター)に文字表記をしてもらっています。昨日の定期協議では文字表記が大きく表示されて非常にありがたかったんですけども、ちょっと遠くて見えにくいので、今後その点をご配慮いただきたいと思います。以上です。

(採澤事務局長) 事務局の採澤事務局長です。

重要な御指摘をありがとうございます。こちらの設備の都合でご迷惑をおかけして申し訳ありません。今後は改善の可能性についても検討したいと思います。

それでは、オンラインでご参加の藤野さんお願いいたします。

(藤野委員) 藤野です。よろしくお願いします。歴史のことしかわからないので、その分野で何かお手伝いできればと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

それでは松永さんお願いします。

(松永委員) 松永でございます。社会福祉士でございます。ソーシャルワーカーと呼ばれます。栃木の国際医療福祉大学に、2年前まで勤めておりまして、定年退職して現在は群馬医療福祉大学に移りました。

専門は知的障害者福祉、障害者福祉、ソーシャルワークでございます。

かつて私が勤めました国の施設の研究部署にいましたときに、この強制不妊手術を受けた方の台帳を拝見いたしまして、もう20何年前ですが拝見しました。

今回あの方々はどうかっただろうか。国は、全ての被害者への補償を約束したとなっておりますが、あそこの国の施設に入るために手術を受けた方々はどうかっただろうか。そういう思いがございまして、こちらの会議に参加させていただきました。

何かできることがございましたら、お手伝いをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（採澤事務局長）では、松原さんお願いします。

（松原委員）皆さん、こんにちは。立命館大学の松原洋子と申します。専門は科学史、医学史、生命倫理でして、優生学、優生運動、優生政策の研究を、その観点からしてきました。

そのため、優生保護法も私にとっては大きな研究テーマで、1990年代から進めてまいりましたが、大変力不足を感じております。それはお1人お1人の被害の実態、そこまで私個人の研究では迫れなかったということです。

裁判が始まって、いろいろな文書が開示されるようになって、私自身もプロジェクトを組んで、そういった資料を集め、分析するといったことを始めております。

この検証会議が大変重要だと思いますのは、この会議の法的な基礎である旧優生保護法補償金等支給法にありますように、初めて「検証」、「検討」という言葉が入ったことです。

一時金支給法のときにも国会で素晴らしい報告書が出ましたが、そのときには「調査」とどまっていました。

そういう意味では、その国会報告書の成果も踏まえつつ、新たに検証、検討、そして再発防止のための提言ということはこの会議のミッションとされていると思います。

微力ながら私も貢献したいと考えております。よろしくお願いいたします。

（採澤事務局長）オンラインで参加の三村さんお願いします。

（三村委員）慶應義塾大学の三村と申します。私は医師で精神科医であります。2023年に定年退職をしました。

精神神経科から今同じ大学の予防医療センターというところに勤務しております。私は2025年、今年の6月まで日本精神神経学会の理事長を拝命しておりました。この精神神経学会では、以前よりこの問題に関して、法委員会というものを通じて、精神科医の役割責任、そして、場合によっては看過ということについても問題を検討してまいりました。

それを2023年6月に文書として、公布し、そして11月には謝罪会見、記者会見を行って、また優生保護法に関する声明というものも出しております。

我々としては精神科医の責任というのは、少なくないと思っておりますし、そのことについて過去の出来事ということではなくて、今後どういうふうな過ち、あるいは問題ということがないように考えていく必要があると思っております。したがって、この委員会でも、皆様方いろいろな議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

(採澤事務局長) ありがとうございます。

続きまして村井さんお願いします。

(村井委員) 村井良太と申します。駒澤大学法学部政治学科で日本政治外交史を教育研究しております。

この場ではまずは学び吸収し、それから考えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(採澤事務局長) 検証委員の皆様、自己紹介ありがとうございました。

続きまして、旧優生保護法問題のあらまし、それからこの検証会議が設置されるまでの道のりについて大橋委員と関哉委員より説明をお願いします。

(大橋委員)

私、大橋は、先ほども申しましたように優生手術に対する謝罪を求める会というところで活動をしてきたという立場から、歴史学者の方とかいらっしゃいますけれども、実際に優生保護法を変える運動の流れからという視点で、簡単ですが、ご説明させていただきます。

優生保護法というのがどう問題かということは、もう皆さん重々ご承知だと思いますが、これは人口政策の歴史であると捉える必要があると私は思っております。

不良な子孫の出生防止というのは戦前の国民優生法の頃からあった政策です。戦前は、産めよ殖やせよという、戦争の時代に突入してから言われていたのは皆さんもご存知だと思います。刑法に堕胎罪ができたり、1938年ですけれども、厚生省が設置されたり、国民体力法ができたり、そこで国民優生法というものもできます。

そして人口政策確立要綱というのが1941年にでき人口を増やそうということを言いつつ、だけど不良な子孫が増えては困るという考えが、戦前もございました。

と同時に、良い国民、括弧付きの「よい国民」を富国強兵ですね。強くて戦える国民を増やすために、妊産婦手帳というものを作ったりもしておりました。

こうした戦前の人口政策があった中で、私としては、刑法堕胎罪というものに注目する必要があると思っております。

刑法の中絶に関する堕胎罪というのは1907年にできてから、現在もまだ存在しております。212条には、「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により堕胎したときは、1年以下の拘禁刑に処する」という条文があります。つまり、妊娠した女性は中絶してはいけないということが、1907年から決まっています。これは、女性に頼まれて中絶の施術をした人、医師や助産師などの医療者も罰せられるという、そういう法律でございます。

この堕胎罪によって、戦前は中絶はしてはいけない。一方で国民優生法によって、こういう人たちは減らすべきだということで、不妊手術を定めた。それが戦争中の歴史として、ベースにありました。

そして、戦後、敗戦後の日本で、今までは増やそうとしていた人口を今度は減らさなければいけない。

人口を減らすには避妊という方法がありますが、まだその頃はあまり効果的な方法もなく、また普及させるには時間がかかります。数を減らすだけではなく、外地から引き揚げしてくる人たちが強姦されての混血児の問題、占領軍のアメリカとの間の混血児の問題などもあり、大和民族の純血、あるいは民族の逆淘汰、つまり括弧付き、「優秀な国民」が減らないように、括弧付き「質」が悪くならないようにしなければならない。

この二つのことを実現するために出来たのが優生保護法だと捉えられると思います。目的は、皆さんご存知のように「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」となっております。

そうですね、中絶のことを私が最初に言いましたのにはいろいろな理由があります。先ほど奈良岡委員から、もう、1970年代、80年代で、この優生保護法の差別性、不良な子孫の出生防止というのは、人権侵害ではないか、問題ではないかという声は、確かに一部ですけれども上がっていました。一時金支給法の資料集の中にもあるように、厚生省の中でもやはりこの不良な子孫の出生防止は削った方がいいんじゃないかという、そういうメモなども残されております。国会でもそうした意見もありました。

でもそれに対して、優生保護法という法律には中絶のことが書かれている。中絶ということに関しては、国民的議論がある。

あるいは、手を付けると厄介なことになるといった認識が国会議員、あるいは厚生省の職員の中にあっただですね。

一つの理由だけではないですが、この優生保護法の問題がこんなにも、1996年まで放置されてきたことの理由に、私はやはり母性の保護ということでの中絶問題、これが絡んでいるのではないかと考えております。

中絶ではなく不妊手術の方に戻りますと、戦後できた優生保護法における不妊の三つのパターンというのは、大きく分けて三つご説明します。

一つは本人の同意なしに文字通り強制的なもので、これは4条と12条に基づくものです。12条は後からできた、加わったものですが、4条と12条の被害者が1万6500人と言われています。約7割近くが女性です。

そして、不妊手術をするにあたっては、法務省、厚生省が自治体に、強制力や、麻酔を使っても、あるいは欺罔、だましてもいいというそういう通知がありました。これは、優生保護法の罪深さを本当に表していると思います。

不妊手術のもう一つのパターンは本人の同意に基づくとされた第3条ですね。第3条で本人の同意に基づくと言っていますが、実際は強要されたものだということは、一時金支給法の国会調査報告書でも多少表れていますが、この点も、もっともっと調べていく必要があると思います。

さらに三つ目のパターンとして、優生保護法にも違反する手術もありました。生殖腺

を除去することなしに生殖を不能にする手術というふうに優生保護法では定めているのですが、先ほど藤原久美子さんもおっしゃいましたが、女性障害者に対しては子宮を摘出する、あるいは卵巣摘出するということもなされています。

それは施設に入った場合には、生理、月経の介助が大変だからということで子宮摘出をする。この子宮摘出と優生手術がかなり混乱しています。国会調査報告書を見ても、「優生手術をしました。だから生理はありません。」などという記録がたくさんあります。卵管を縛るという優生保護法で定めた手術式では、月経はなくなるんです。ですが、月経をなくすために優生手術をしているという認識のもとに、実際の現場では、子宮や卵巣摘出もされていました。そして九州の熊本の原告・渡辺数美さんもそうでしたが辜丸の摘出という、これも優生手術に違反する手術もなされています。

こうしたものを含めて、優生保護法における不妊手術、手術というよりも不妊化がなされてきました。この優生保護法の名のもとでのひどい実態について、これから被害者の生の声、実体験を記録し、掘り起こしていきたいです。例えば北さんの最初の裁判のときに「人を人とも思わない法律」だというそういう新聞記事がありました。まさにこの法律の本質を表しているように思います。

そしてですね、先ほど私、墮胎罪のことを申し上げました。

墮胎罪と優生保護法というのは、ある意味セットになっている部分があります。墮胎罪で、先ほど言ったように妊娠した女性の中絶してはいけない。医療者であっても、中絶を施術してはいけないという法律が、1907年からあるわけです。

だけど敗戦後、人口を減らすといったときに、もう中絶を認めざるを得なかった。そのときにどういう法律で中絶を許可したかというのが優生保護法の第14条です。

医師会の指定する医師は、次の条件の場合、配偶者の同意を得て人工妊娠中絶を行うことができるということで、1、2番には、いわゆる優生的な理由、3番はハンセン病の場合、そして4番が「妊娠の継続または分娩が、身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」。そして5番は強姦の場合です。

戦後一貫して、ほとんどの中絶はこの4番目の理由でなされていました。しかし、日本が敗戦後からだんだん経済的に豊かになるにつれて、経済的理由という条文はいらないのではないかという議論が国会で出てきます。

この4番によって、ほとんど95%以上、年によっては99%の中絶は、この経済的理由によってなされているんですが、優生保護法にこのような中絶の許可条件があるために、優生保護法という差別的な法律を変えようとする運動が本当になかなか進まなかったということを、私からは皆さんと共有したいと思います。

今言ったような経済的理由を削除する動きに対して、予期せぬ妊娠をしてしまい、妊娠を継続できない。元の体に戻りたいという意味で中絶を希望している女性にとっては、中絶許可の条件を狭められてしまっは自分の生存が脅かされるわけです。

しかし、その中絶の合法化、希望する中絶の合法化は、不良な子孫の出生防止という

差別的な優生保護法によって許可されている。

非常にジレンマです。人権を守る、みんなの権利を守るというときに、中絶を合法化する、堕胎罪が阻却される優生保護法の条文は必要です。だけど不良な子孫の出生防止、そして人口政策という優生保護法はなくしたい。

このことでずっと1970年代80年代において、障害者運動、女性運動の人たちは、とても葛藤を抱えてきました。

そうしたなかで生まれたのが、1994年にはカイロの国連人口開発会議で、翌年の95年には北京の世界女性会議で、これは世界的に子どもを産むか産まないかは、国が強制するのではなく、誰かに強要されるのではなく、一人ひとりが決めるのだという性と生殖に関する健康と権利という考え方です。

そして何より、この不良な子孫の出生防止というのがあまりにも国際的に恥ずかしい。そういったいろんな要素が度重なって、1996年、優生保護法から優生条項の部分だけを、本当に引き算した形で、母体保護法になりました。

ところが、国はなんでこの法律を変えたのかということ、あまり国民に市民に説明しませんでした。それはやはり、先ほど言った中絶を巡る政治的な微妙さ、本当に都合の悪い条文だけを取ってしまったという形で、国会での議論もほとんどなく、国民に対する啓蒙、啓発というのなかった。

そして、どういう人が被害を受けたのか。それを調べて謝罪して補償する、検証といったことも全くなかったわけです。

一応、母体保護法が変わるとき、附帯決議として性と生殖に関する健康／権利の観点から、女性の健康等に関わる施策に検討を加え、適切な措置を講ずるという附帯決議はついたのですが、全く実行されていません。

このような状態で1996年の翌年、そういった優生保護法問題に関わっていた障害者グループ、女性グループ、研究者などが、とにかく謝罪をしてほしい、そして実態調査をしてほしいということで「優生手術に対する謝罪を求める会」の前身の集まりができました。

私もそこに加わって一緒に厚生省に行きましたが、そのとき会ってくれた課長補佐の人は、条文から問題である部分を削除したのだからもう他にすることはないという、そういう対応でした。

子宮摘出という実態もあるんですということを訴えたら、それは優生保護法とは関係ないのでそういう被害があるなら教えてくださいと言われました。それで、私達は国が調査をしてくれないなら、私達でやるしかないということで電話相談をしたところ、宮城県の飯塚淳子さんと出会えて、それから飯塚さんの資料を情報開示したりしましたが、飯塚さんが手術されたその年だけ廃棄されているということでした。

あるいは、子宮にレントゲン照射をすることによって先ほど言った月経をなくす、生理の介助が大変だからということで子宮を取る。あるいはレントゲンを照射された、

佐々木千津子さんという方も広島にいらっしゃいました。

そういった方々と一緒に国会や厚生省に訴えてきましたが、当時は合法・適法であった、異議があれば、申し立てができたはずだという態度をずっと厚生省は変えていきませんでした。

証拠がないので裁判も起こせず、飯塚さんが日弁連に人権救済申立をしたのが2015年です。

そして、国連の人権規約委員会も勧告を出してくれたんですが、日本政府は全く動かないので、2016年、今度は女性差別撤廃委員会、CEDAWに、藤原久美子さんたちのDPI女性障害者ネットワーク、優生手術に対する謝罪を求める会、SOSHIRENという3グループがロビイングして英語でチラシを作り、訴えてきました。

そのとき参加していた日本の政府代表も、当時は合法・適法、謝罪も補償もしないと、ずっと同じ態度でした。

ただ、このとき、CEDAWの勧告を受けて、国会で福島みずほ議員の質問に対して塩崎恭久厚生大臣は、適切にしっかり対応する、そして被害者の方がいらっしゃるなら、職員がお会いして話を聞くという答弁があり、2016年の4月26日から1回目の面談が始まりました。この面談は結局6回やったんですが、結局厚生省は態度が変わりません。

4回目から佐藤路子さんも参加しました。ちょうど日弁連の意見書の報道記事を見た佐藤路子さんが、夫の妹の手術とこれは同じじゃないかと気がついて弁護士の人に連絡をし、私達に繋がり、義理の妹由美さんは優生手術をしたという書類が残っていた。

佐藤さんは、面談をしている厚生省があまりにも何も変わらないので、これは国賠訴訟をするしかないということになって、2018年の裁判になるわけです。詳しいことはこちらの本『優生保護法が犯した罪』をお読みいただければと思います。

一言だけすみません。検証会議が出来たこと、本当に嬉しいです。

優生保護法が変わったとき、被害を受けた方に、そのときはまだ出会えていませんでした。でも、別表に書かれた病名というのがあります。不良な子孫と名指しされた人たちの病気や障害名が出ている。その病気である友達は、不妊手術はされてないけれど、優生保護法がなくなったとき「これで殺されなくてすむ」と言っていました。

やっぱり手術をしたということも大きな問題ですが、優生保護法そのものによって、人間の存在を否定するという優生思想、そのことも含めて私は検証を進めていきたいと、加わっていきたいと思います。

長くなってしまってますみません。

(関哉委員) 続いて関哉からお話しさせていただきます。

この検証会議設置に至る経緯の後半ということで、ページ数は28分の9ページから開始させていただきます。

10ページをめくっていただいて、先ほど裁判が2018年に初めて起こされてとい

うことで、後に３９名の原告が６年半の裁判を争うことになります。

最終的に２０２４年７月３日に最高裁で勝訴となるんですが、そこまで６人の方が亡くなられていて、この会議もそうですけど、急いでいろいろやっていかなきゃいけないということをご理解いただければと思います。

裁判の中では除斥期間という、民法に定める２０年で権利が消えるという、そういう条文がありまして手術を皆さん受けられてからもう２０年以上経過しているので権利がなくなったよということで敗訴判決が続いていた。しかし最高裁が最終的に原告を含めた被害者全員を救う判決を書いたということになります。

この間、ちょっと早口で恐縮ですが、２０２４年、最高裁が出るまでにトピックをご紹介しておきたい動きとしては２０１９年４月に一時金支給法という法律ができました。これは、この検証会議が立ち上がる前にできていた法律で不妊手術を受けた本人に対して一時金３２０万円を支給するという法律です。これに基づいて、２０２３年６月に一時金支給法２１条に基づく報告書というのが出ています。

その報告書に関しても、今後意見交換をさせていただくと思うんですが、その分厚い、皆さんのところにも来てるかもしれませんがその報告書がありますよということをご紹介しておきます。

また、２０２２年の９月障害者権利条約による障害者権利条約の総括所見が出ておりまして、そこで強制不妊手術についても、適切な補償をすべきである等のいろいろ勧告が出ているということをご紹介しておきます。

そして、２０２４年７月３日の最高裁大法廷判決です。

まず、最高裁は憲法１３条違反を指摘しまして、憲法１３条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているが、その精神に著しく反する法律ですよということで１３条違反を述べました。

続いて１４条１項違反、この法律は障害者差別であり、１４条１項違反ですよということで、障害者差別を憲法１４条違反とிட்ட、初めての最高裁判決と言われているところです。

続いて、同意があっても、強制不妊手術なんだというスライドですが、同意がない手術と同意がある手術というのが法律に書かれていたんですが、最高裁は元々憲法違反の法律なんだから、その法律に基づいて同意を求めること自体がおかしいじゃないかということで、ご本人の同意があっても、憲法違反でそれは強制不妊手術なんですよと言いましたということです。

そして、立法行為自体が違法ということで、国会議員がこの法律を作ったこと自体が違憲であり、違法ですと述べています。

また、昭和２３年から平成８年まで４８年もの長期間にわたって、国家の政策として、差別的政策を実施してきたということを認定しているというところ。

次の１４ページに行きます。被害者の権利行使は困難であったというところですが、

通常法律があると、それは憲法に適合しているんだろう、憲法に合っているんだろうとみんな思うだろうからそんな状態で自分の権利が侵害されていると声を上げることは難しかっただろうと言っています。

また、国の方は、当時は合法だということで、先ほど大橋さんのお話にあったように、そういう意見を述べ続けてきたので、そんな中で、やはり被害者が声を上げるのは非常に困難だったとそういうことを述べています。

その下のスライドは、国はこの間立法を作るなどして早く補償の措置をとることができたのに、それをとってこなかった責任もあるよと、そんなことも言っています。

これらの事情を考慮して、20年は経っているけれどもやはり著しく正義・公平の理念に反する、そんな法律であるし、国がやってきたことだからということで、今回は除斥期間というものを適用しない。

厳密に言うと、信義則違反とか権利濫用というのをを使うんですが、それで、本件には、20年で権利が消滅するという規定は使いませんということで、被害者、原告側を勝たせたということになります。

あと28分の17ページの下の補足というところに書いたんですが、この前に東京高裁とか大阪高裁とか、札幌高裁とか、いくつか勝訴判決があったんですが、その中で同様に述べられている表現として、国は教科書とかで優生思想というものが正当であるとずっと伝え続けてきたと、そういったことで、世の中の差別とか偏見というものを、正当化、固定化して、相当に助長したということを言っています。

次のページに教科書の一例が載せてあります。

保健体育とか様々な教科書でこれは昭和45年の教科書を載せていますけれども、昭和53年頃まで発行されていた教科書において、優生思想そして優生保護法を推し進める、そういった記述がなされているということで、またこういった記述、詳細に触れる機会がおありになると思いますけれども、その一つとしてご紹介をしておきます。

最高裁ではたくさんの障害のある当事者、また障害のある傍聴者がいらっしゃるということで、最高裁は頑張ってくださいって、いろんな合理的配慮障害のある人が、実質的に裁判に参加できる、裁判の傍聴に参加できることのためにいろんなことを、まだまだ課題はあるんですけどもいろんなことをしてくださいました。

この優生保護法の問題に関わるいろんな局面で、この合理的配慮というのは必ず意識していかなきゃいけないことなので、この会議においても、また今後行われる施策においても、合理的配慮あるいは障害のある方が実質的に参加できることを念頭に置いたやり取りをしていただければと思います。

そして、この検証会議設置に繋がるその後の動き、判決後の動きというところに入ります。

判決後、比較的すぐに岸田首相と被害者との面会も入って謝罪が行われた。ここに書いてありませんが、法務大臣やこども家庭庁の大臣等が同じく、謝罪をするという流れ

になりました。

その流れの一環で、全省庁を集めた障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部というものが、昨年7月に設置されました。ここでは全省庁で偏見・差別、優生思想の根絶に向けて取り組んでいこうねと。結婚、子育て問題や学校教育の問題をいろいろやっていこうという宣言がなされています。

次のページですが、判決が出たので、その後続いていた訴訟も和解のための合意というものを結んで、次々と和解をしていきます。それに続いて、基本合意書というものを国と原告団、弁護団そして優生連という支援者団体とで結びます。全ての被害者に対する補償の実現、そして恒久対策とか、そういったことをこの中で謳うのですが3番目に継続的、定期的な協議の場の設置っていうのがあります。

先ほど藤原さんの話にもありましたけれども定期協議というものがこの検証会議より先行して2回開催されております。この検証会議と並行して、すぐに今やらないといけない問題を議論して、国とやり取りして、国に実現してもらうというやり取りや、この検証会議が終わった後もですね、この定期協議を通じてそれを実践に移していく、そういった位置づけの定期協議かなと思います。

続いて昨年の12月27日に、国の方で行動計画というものが出ています。この行動計画にもまた皆さん触れていただきたいと思いますと思うんですけども、その時点で、これから国はこういうことをやっていきましょうねということが書いてあります。これも課題もいろいろあるんですけども、やっていこう宣言の一つとして、また見ていただければと思います。

そして、今年に入って1月17日から、補償法が施行されています。

被害を受けられた当事者の方は1500万円とか、配偶者の方は500万円とか、人工妊娠中絶の方にも200万円とか、そういった補償金、一時金を定めた法律ができているということです。

次のページに行っていただくと、ご本人だけで申請するのが難しい場面も多いだろうということで、弁護士が無料でサポートできるサポート弁護士という制度が並行してできています。

そして、補償法の33条に基づいて、33条では検証とか検討というものを行っていきましょうと書いてあるんですが、これに基づいてこの検証会議が設置されていますという経緯になります。

直近の話ですが、昨日、その定期協議の2回目というものが開かれて、25ページの上のスライドですけれども、その原告団等から要請書というものを渡してそれについて各省庁と協議をしたんですけども、8月末現在の、補償法に基づく補償金の認定件数というものが1317件と、紹介がされていました。被害者の数が統計上は8万4000人ということですので、8万4000分の1317と言えるかどうかわかりませんが、被害の請求がまだまだ小さい状況であるということのご紹介です。

最後のスライド、最高裁が伝える大切なことということですが、最高裁が伝えたメッセージの中で一番大事だと思われることの一つで、憲法13条というのは、個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているんですけれども、当時の立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、この優生保護法とか優生政策は正当ではないんだよというものをいいます。

当時は合法、それが時代の流れに従って次第に憲法違反の色を帯びてきたのではなくて、憲法的価値っていうのは最優先されるべきで、立法当時、世論がどうであろうが、全会一致でこの法律ができようが、この法律は、どう考えても憲法違反で正当とは言えないと、スタート時点から違憲だと言ってくれたんですけれども、この検証会議もしかりで、今の制度がどうあれ世論がどうあれ、多数意見がどうあれ、しっかり言うべきことを言い、やるべきことをやっていくという、そういったところを、今あるものに動かされないようにというメッセージを最高裁が言っているということを最後にご紹介して、終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(採澤事務局長) 大橋さん、関哉さん、どうもありがとうございました。

さて、この検証会議は、おおよそ3年間で最終報告を取りまとめることが予定されています。

検証会議を進めるにあたり、日弁連法務研究財団にて、検証会議の運営ルールである運営要綱を作りました。この運営要綱について、主要な事項を事務局からご説明します。運営要綱は8ページものの資料として配布されているものの、一番後ろのページになります。7ページから8ページにかけてです。

まず第1条に検証会議の目的が書かれています。

この検証会議は正式には「旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等会議」という名称ですが、こちら長くて呼びにくいので、「旧優生保護法問題検証会議」と呼ぶことにしております。

続いて、第2条に、検証委員の権限と秘密を守る義務が書かれています。

第3条にこの検証会議を取りまとめる座長について書かれています。座長はこの後決めていただきます。

第4条に、分科会の設置について書かれています。この検証会議では、優生手術に関するたくさんの資料を集めることや、被害に遭った方や関係者へのインタビューをすることなどが予定されています。このような作業を検証委員全員で行うことは難しいため、検証会議とは別に作業を中心的に進める分科会をつくることとしています。分科会のあり方については、後ほど議論をしていただければと思います。

第5条に、検証会議と議事録の公開について書かれています。検証会議と議事録は原則として公開としていますが、プライバシーの保護などの理由により非公開とする場合もあります。

第6条以下は事務的な内容ですので、説明を省略します。

運営要綱の説明は以上です。

それでは運営要綱3条1項に基づき、座長を選んでいただきます。座長としてふさわしいと思われる方について、検証委員の皆様からご意見をお願いできますでしょうか。

(小山委員、挙手)

(採澤事務局長) 小山さん、お願いします。

(小山委員) 小山でございます。

私はですね、座長に松原洋子委員にご就任されたらどうかと思います。

その理由ですけれども、この検証委員会の課題っていうのは非常に広範なだけではなくて、その手法も多様な手法が要求されるし、いろんな専門的な知見が要求されるというところで、その点、松原委員は元々理系ご出身だと思うんですけれども、理系文系両方の垣根を越えたそういった研究をこれまでされてきたと理解しております。

科学史ですとか生命倫理ですとか医学史といったこれまでのご研究、そういったものをうまく生かしていただけるんじゃないかと思います。

それに加えてですね。何年前ですかもう20年近く前だと思いますけれども熊本ハンセン病の後にできた検証委員会にも松原委員は加わっていらっしゃって、私も報告書は読んだんですけれども、そこでのご経験などを生かして、この委員会、導いてくださるんじゃないかと。

それが期待できるという理由で、松原委員を座長に推薦をする次第でございます。

(採澤事務局長) 小山さんありがとうございます。

他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。では他にご意見がなく、皆様にてご異論がないようでしたら、松原洋子委員が座長に選ばれたということになります。

(一同拍手)

(採澤事務局長) ではここからは松原座長にて会議を進めていただきたいと思いますので、座長席の方へご移動をお願いいたします。

(松原座長) ただいま座長にご指名いただいた松原でございます。

先ほど大橋委員、関哉委員からご説明がありましたように、この検証会議が設置されるまでには、数多くの問題や、乗り越えるべき壁がありました。

そして、今なお埋もれている課題が数多くあると考えられます。

例えば、補償法で新たに調査項目に加えられた人工妊娠中絶などがその例になります。この検証会議が設置されたことの重みを改めて胸に刻みまして、委員の皆様、そして事務局の皆様と力を合わせて、座長としての責務を誠実に果たしていく決意でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(一同拍手)

(松原座長) ありがとうございます。

それではここからは座長が議事を進行いたします。

さて、進行次第では調査検証等についての議論と書かれていますけれども、今後の調査検証会議の進め方についてお話ししたいと思います。

まず、どのような内容について調査や検証を行うのかという点です。

この検証会議は、国からの委託を受けて行うというものですが、国から示されている検証等の項目は、事前にお配りした案内文別紙1、お手元の資料の26ページのとおりです。大きく三つの項目が書かれています。

一つ目は旧優生保護法に基づく優生手術等および人工妊娠中絶等に関する調査。

二つ目は、優生手術等または人工妊娠中絶を強いられるような事態が生じた原因についての検証。

三つ目は、再発防止のために講ずべき措置についての検討です。

これらの三つの大きな項目の中で具体的にどのようなことを調査検証していくかということは、これから検証会議で考えていくことになります。

いずれも非常に大きなテーマであり、それぞれのテーマについて、役割分担をして考え整理し、作業を進めていく必要があると考えます。

そのような必要があることから、先ほどの三つの大きな項目をテーマとして、分科会を三つ作るという案が事務局から出されています。事前にお配りした案内文別紙2、お手元の資料の27ページに書かれております。この文書には、それぞれの分科会の作業について、大まかなイメージも書かれております。

分科会の具体的な持ち方といたしましては、この後、事務局より説明がありますが、まずはこのような三つのテーマごとに分科会をつくることについてご意見のある方はいらっしゃるでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご異論がないようですので、これらの三つの分科会をつくるということで進めてまいりたいと思います。

分科会の具体的な持ち方について事務局から説明をお願いいたします。

(採澤事務局長) では事務局の採澤よりご説明をします。

まず、分科会と検証会議の関係についてです。

分科会は検証会議の活動を円滑に進めるため、実際に作業をする実働部隊としての役割を持ちます。

検証会議と独立して活動するわけではありません。

例えば分科会で集めた資料や分科会で行った議論については検証会議にも共有し、検証会議でまた改めて検討や議論をしていただくということになります。反対に、検証会議から分科会に対し、この点を調査してもらいたいというような要請があれば、分科会がその要請に応じて調査をするということになります。

次に誰が分科会委員になるかという点についてです。

検証委員の皆様は、どの分科会の委員になっていただいても構いませんし、分科会委

員にならなくても構いません。分科会委員にならない場合でも、検証委員として分科会に要請をしたり助言をしたりすることは可能です。

分科会委員は、第2回の検証会議で決定する予定です。

第2回検証会議までの間に検証委員の皆様に、分科会委員になることについての希望調査を行います。

追ってご連絡をいたしますので、その際はご協力をお願いいたします。

次に分科会の開催の頻度についてですが、これは各分科会で決めていただくこととなります。

事務局側のイメージとしましては、検証会議とは別に、月に1回程度ではないかと考えていますが、必要な作業との関係で、分科会にてお話し合いをして決めていただければと思っております。

事務局からの説明は以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

座長の松原です。

分科会についてご質問のある方もいらっしゃるかもしれませんが、後ほどまとめてご質問やご意見をいただく時間を取りたいと思います。

続いて、第2回以降の検証会議のスケジュールについて事務局案が出されています。事前にお配りした案内文別紙3、お手元の資料の28ページとなります。

こちらについても事務局からご説明をお願いいたします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

先ほどの関哉さんの報告の中でもありましたように、旧優生保護法問題については2023年6月に国会が調査を行って報告書を作成しました。

この検証会議ではですね、国会の報告書を踏まえた検証も行うこととなっています。

そのため、第2回検証会議では一時間程度、この国会の報告書についての勉強会を持つことを提案します。

また、旧優生保護法問題を考える上では、被害の実態を知る必要があると考えております。

そのためできるだけ早いタイミングで、検証委員の皆様において、被害の実態を聞き取っていただく場を持ちたいと考えております。

そのような考えから第3回と第4回の検証会議では、優生手術等の被害に遭われた方のインタビューを実施することを提案します。

最後に今年度の活動報告書を来年3月19日までに国に提出する必要があるため、第5回検証会議では、活動報告書の内容を審議し、確定することを提案します。

事務局からの説明は以上です。

(松原座長) 事務局からただいま説明がありました分科会の持ち方、今後のスケジュールについてご質問やご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(佐々木委員、挙手)

どうぞ。

(佐々木委員) 弁護士の佐々木です。

この予定を見ると、第3回、第4回で、被害者等にヒアリングとあります。この被害者等というのはどなたのことを指しますか。旧優生保護被害の訴訟の原告の方々のことをおっしゃっていますか。

(松原座長) 事務局お願いします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

ここに書かれています「被害者等ヒアリング」の「被害者等」とは誰を指すのかというご質問です。

こちらにつきましては、優生保護法国家賠償請求訴訟の原告の方も含めてヒアリングの対象者としてどなたにお願いをするのかというところを今後決定していくことになるかと思っております。

(佐々木委員) なぜそんなことを聞くかということ、被害検証するに当たって被害者の方をまず探索しなきゃいけないでしょ。

それがその、その作業は多分容易なことじゃないと思う。今年度中にその作業が完了するんですか、というのが私の疑問です。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

第3回、第4回で被害者等ヒアリングの提案をさせていただいてはありますが、事務局としては、本年度中に全ての被害者、関係者の方々のヒアリングを完了させるということまでは考えておりません。

(佐々木委員) ありがとうございます。

(松原座長) ご意見ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

(西村委員、挙手)

(松原座長) どうぞ。

(西村委員) 弁護士の西村といいます。

ヒアリングの仕方なんですけれども僕は裁判でもいろいろと原告の方たちの被害は聞いたんですけども、やはりその喋るのに慣れているわけではないわけですから、何と言うのかな、聞き方一つで喋りたいことも喋れなくなってしまうので、やはり、どういう被害者に聞くのか今はわかりませんが、まず聞き方を工夫するというか、それが一つあると思いますし、もう一つ、やはり初めからメインの話に入っても、なかなか人は喋れないものですから、やはりその生い立ちも含めたりして、そういうところを聞くとなりますと、時間がね、例えば2時間というふうに限定されていると少し短いのではないかというふうに考えるので、今言ったように聞き方の工夫と、それから少しメインとは違うところから入って本人さんの本当に求めている言いたいこと、それから被害

の本当の実態ですね。

言葉でなかなか出しづらいこともあると思いますけれども、そういうものを聞き取る。そのためには、時間的にもう少し配慮した方がいいのではないかと。

(松原座長) 被害者とヒアリングの方法について具体的にご指摘いただきました。

今いただいたご意見についてはですね。今後、どなたにどのように伺うかということ、事務局と検討する上で、十分参考にしていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

(田門委員) 委員の田門と申します。

ヒアリングを受ける被害者の中には、例えば知的障害の方、それから、聴覚障害の方、また重複障害の方もいらっしゃると思います。

ですので、ヒアリングのときにはやはりコミュニケーションを十分、コミュニケーションに対して十分配慮していただければと思います。

(松原座長) 重要なお指摘ありがとうございます。

ヒアリングに協力してくださる方がいろいろな意味で安心してお話しいただけるような、そういった環境に配慮していくという、そういうご趣旨かと思います。

そういった点も踏まえて、今後ヒアリングの計画を進めていきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(上東委員、挙手)

(松原座長) どうぞ。

(上東委員) 毎日新聞の上東です。

ここにいろんなご専門の先生が揃っていらっしゃいますけれども、やはり実務的なことなんでしょうけれども、もう一度いろんなものを調査するであるとか、あとは分野によっては補助的にマンパワーというか。

補助的に、お手伝いをいただける、調査に協力していただける方がもうちょっといるといいのかなとちょっと思ったりしているんですけども、そのあたりはお考えでしょうか。

(松原座長) 今のご質問は、例えば新たに追加で資料収集をしたり、調査をしたり、そういったことの補助的な人員が必要という、そういうことでしょうか。

(上東委員) お互い資料を共有したりとかいちいち手間がかかったりとかするので、そのあたり、事務的なサポートも含めて、どういった形かなと思いました。

(松原座長) 事務局いかがでしょうか。

(採澤事務局長) すみません、上東さん、ちょっと声が届きづらかったのもう少しゆっくりお話いただいてよろしいですか。

(上東委員) 実務的なことで、資料の共有であるとか、ここの分野についてはもうちょ

っとここの詳しい方と協力して調査をしたり、そういった場合に、サポート的にこの検証委員以外に誰かと助っ人をお願いしたりということは可能でしょうかというお尋ねです。

(採澤事務局長) ありがとうございます。事務局の採澤です。

今のご質問はいろいろな資料の収集であったりとかその他の調査等々について、検証委員以外の方にサポートを求めることは可能かというご質問と承りました。

それでこちら運営要綱の4条の4項に分科会に関する規定の中で、分科会は検証委員以外の者に依頼して、分科会が実施する作業の補助を行わせることができる、というふうに定めております。

ですので、実働部隊である分科会の中で、さらに、分科会委員以外の方にサポートを求めることはできるという枠組みにしております。

(松原座長) ありがとうございます。

そういった方にも知り得た秘密についての守秘義務を負っていただくということが要綱に書いてあります。

他にはいかがでしょうか。

(坂元委員、挙手)

(松原座長) どうぞ。

(坂元委員) 坂元です。

先ほど西村委員の方から被害者だけではなくて、加害者の方のヒアリングという問題が出てきました。

これは、松原座長はハンセン病の検証会議にも参加しておられて、ハンセン病の場合も、無らい県運動に関わった三重県の役人の人が検証会議で自分たちが何を行ったかということを証言していただきました。

1966年ですけれど兵庫県衛生部が中心となって、不幸な子が生まれない運動というものを始めまして、遺伝性疾患を持つ子、精神障害児、身体障害児を「不幸な状態を背負う子供」と一方的に規定して、障害イコール不幸とする障害観に基づいて不幸な子どもの生まれない施策を進めるとして、県民大会なども展開いたしました。

1970年には、8月に「不幸な子どもの生まれない対策室」まで設置しました。

この点は尾上浩二さんに教えてもらったんですけど、他の都道府県にもあるということだったんですけど、自分がこの問題を論文で書いたときにはそのところまで調べることができませんでしたので、もし可能であれば、この分科会の2の対象かもしれませんが、その都道府県について調査・検証の対象に取り上げていただくとともに、それらの都道府県の役人の人のヒアリングというのは、こうした視点からも、取り上げていただければありがたいかなと思って発言させていただきました。以上です。

(松原座長) ご意見ありがとうございます。

ここの「被害者等」の「等」についても想定されていることですので、ただいまのご

意見、参考にさせていただきます。

他にはいかがでしょうか。なかなかこのように対面で意見を交換できるといった機会は、オンラインの先生方もいらっしゃるかもしれませんが、今回、多くは対面でご参加ですので、もし何かご意見がありましたらぜひお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(関戔委員、挙手)

(松原座長) どうぞ。

(関戔委員) 関戔です。

今後、委員間で議論していくべきことかと思うんですが、今、事務局案でいただいている分科会委員1から分科会3の案なんですがそれぞれ重なるところもあると思うんですが、大まかどういう峻別で、事務局案として、ここにどういうことをしていくかということで少しイメージが持てるんですけど、言語化をもう少ししていただけると。おそらく分科会を組んだ後に、我々何をしていけばいいんだろうと、第2に入ったら第3と何か違うんだろうかとそういう議論が必ず出てくるのが予想されるので、今の事務局案としてということで構いませんので、イメージをもう少しいただけるとありがたいです。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

確かに分科会1、2、3と分けたものの、重複する部分もあろうかと思っており、そこはまさに分科会が成立した後に、調整を図っていただくのかなとは思っておりますが、現時点での事務局としてのイメージをお伝えします。

まず、分科会1につきましては、優生手術と人工妊娠中絶等に関する調査ということで先ほど来、上がっておりますような被害者や関係者等に対するインタビュー、手術記録であったり、優生保護審査会の議事録等の収集・分析ということで、大まかにはそういったインタビューであるとか、資料の収集というところに注力していただくような分科会であると考えております。

分科会2につきましては、優生手術等または人工妊娠中絶を強いられるような事態が生じた原因についての検証ということで、先ほどもお話がありましたように、役人がその当時、どのような思考過程をたどって、そういった政策をとったのかであるとか、それが中央の国の役人単位ではどうだったのか、自治体レベルではどうだったのかという点についてのインタビューであるとか、それが示されているような記録の収集であったりとか。

あるいは、優生手術等の被害に遭われた方々を取り巻く当時の事情がどうであったのか。

それに関する文献であるとか、あるいは、インタビューによる調査というものをイメージしております。

分科会3については、再発防止のために講ずべき措置についての検討ということで、

これは、例えばということで挙げておりますのが強制不妊手術の問題というのは日本だけではなく国際的な問題というふうに認識しておりますので、他の国ではどういうふうな対応がされているのか。

そういった対応をもとに日本ではどういう対応すべきであるのかというところを考察するということであったりとか。

今現在の日本の人権政策の課題はどういうところにあるのか。旧優生保護法問題にとられず、同様の人権侵害の状況がないのかであるとか。そういったことを調査したりとか。

それから、国内人権機関の設置ということは、以前から各団体が提言をされていることかと思いますが、例えばそういった機関の設置が必要ではないかとか。

ということで、これは国内外の人権救済のための措置等について調査をしていただき、それを日本でやっていくためにはどうするかということを検討していただくということをイメージしておりました。

まだちょっと漠然としていて、ご回答になっているかどうかは、やや不安なところがあるんですけども、事務局から今のところは以上です。

(佐々木委員) 弁護士の佐々木です。

先ほどから、非常に私もネガティブで批判的な発言をして申し訳ないと思うんですけど、あえて言わせてもらいますけど、分科会3、強制不妊手術問題に関する国際的な対応状況、これね、国際的にも強制不妊手術はもうやらないということは、もう決まっているんですよ。世界的に。だからこれから強制不妊手術をどうするかという問題はもうそれ自体はナンセンスということは、非常に侮辱的だけど、それは意味がない。

そうじゃなくて、もっとももっと裾野を広げて考えると、これ強制医療の問題なんじゃないかと私は思いますよ。これをどうしていくか。そのことじゃないのかな実は、医療の問題でね。

医療的に暴力が加えられたのは不妊手術と強制堕胎だけじゃない。皆さんご存知のとおり、ロボットミイ手術というのがあった。これもかなりの数に上る。

こういうことが日本でも行われていたということ、そういう暴力的な国策、それをどうやって廃止していくかということを我々は考えなければいけないんじゃないかと私は思います。

私からの提案です。以上。

(藤井委員、挙手)

(松原座長) どうぞ。

(藤井委員) 藤井といいます。

今の佐々木さんの話と関係してくるんですけども、優生政策というのは、外科的な処置ですね。強制不妊手術、人工妊娠中絶。

これ以外で隔離収容というのはあったり、結婚制限政策もありました。これ以外に避

妊の政策もありました。去勢もありました。

とりわけ、これまでのいろんな中で、強制不妊手術および人工妊娠中絶と隔離収容ですね。戦前の記録を読むと、自然断種という言葉があって、これはいわば施設に収容すること、隔離収容ですね。こんにちの精神医療における社会的入院等も含めてこの問題はとても大きな問題で、今度の裁判では、主には、この強制不妊手術、これが中心でした。

もう一つの大きな隔離収容問題というのは、直接触れられてないわけでありまして。ぜひ、これ、分科会1と2の中にも入ってくるかもしれませんけれど、やはり精神医療の問題と優生政策この問題は非常に関係が深いので、ある面では特出ししてもいいくらいのことなので、1か2か3両方にまたがってくるんですが、今の佐々木弁護士の話も含めてぜひ検討の視点に入れるべきじゃないかということを強調させていただきます。以上です。

(坂元委員、藤原精吾委員、挙手)

(松原座長) 坂元委員どうぞ。

(坂元委員) 藤原先生からも手が挙がっているんですが、すみません、先に。

先ほど分科会3について佐々木委員の方から発言がございましたけれども、2022年の障害者権利委員会の勧告で障害のある女性および女兒に対する子宮摘出手術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止せよとの勧告の後に、強制的な医療介入は有害な行為であるとの意識啓発を行い、障害者があらゆる医療または外科的治療に対して、事前に十分な説明を受けた上で、同意することを確保することも勧告されている。ですから、まだ日本という社会ではそうした意識啓発の部分で足りないところもあるし、それから、外科的治療に対して十分な説明を受けた上で同意するというのも確保されていないということが障害者権利委員会の認識ですので、我々としては、こうしたことを日本社会の中で定着させていく必要があると思います。その意味で、分科会3の国際的な対応状況というのは、その勧告を受けて我々がどう作業をしていくべきなのかということで重要ではないかと個人的に思っているものですから発言させていただきました。以上です。

(松原座長) では、藤原さん。

(藤原精吾委員) 藤原です。

藤井委員が提起されたことに関連するわけですが、優生保護法制定をしたほぼ同じメンバーが精神衛生法というものを制定させた。

そして、優生保護法で強制不妊手術を受けるのであれば、精神科病院に強制的に隔離をするということで、同じ問題の解決が2通りあるというようにして、そして、戦後もなくは精神科の病床というのは少なかったんですけども、それをどんどん増やして、20万、30万という、今の世界に冠たる精神科の隔離入院というのが続いているわけです。

そのような精神科医療における隔離政策についても、やはり、この第3分科会のテーマに入るのではないかというふうに考えています。

よろしくお願いします。

(松原委員) ありがとうございます。

(内布委員) 先ほどから精神科のお話、精神科の強制入院も含めてだと思いうんですけれども、私も精神障害を持って精神科に入院した経験もあります。保護室、隔離室に入ったこともあります。強制的な治療も受けた経験もありつつ、精神科の閉鎖病棟の中に入る機会も何度もありましたので、高齢の仲間、同じ精神障害を持つ仲間がどういう境遇にあってどうしてそこにいたのか。

そして今回の優生保護法、精神障害の同じ仲間たちも強制入院も含めて、優生手術も受けた方たちもたくさんいると思います。

そういった形の声をもっともっと拾っていただいて明らかにしていただくことを強く求めます。

同じ精神障害者として二重三重の苦しみを負った方たちの声が公にされない、今後の日本の中で生かされないということはすごく残念なことだと思います。

よろしくお願いします。

(松原座長) どうもありがとうございました。

他にもご意見あると思いますけれども、時間が迫っておりますので、本日のご意見を伺うのはここまでとしたいと思います。

ただいま5人の委員の皆様が、主に精神障害を巡る状況を広く深く、検証をして、そこからこの強制不妊手術や中絶の問題をみていく、あるいはそれに限らない優生政策というものを見ていかなくتهはいけないというご指摘だったと思います。

また、強制不妊手術問題についても、何を強制と見るのかや、どういう人たちが強制的な不妊手術のターゲットになってきたのかということを、国際的にこれまでの知見や活動の状況、法的対応をみていくといったことも含む分科会3の問題ではないかと思いますので、佐々木委員、坂元委員がおっしゃったことも関係してくるかと思います。

今ご指摘いただいた点は、まさに分科会2のテーマ、優生手術等または人工妊娠手術を強いられた事態が生じた原因についての検証と、いわゆるそういった事態を可能にした幅広い複雑な状況、これをしっかりと見ていくというご指摘だと私は受けとめました。

運営要綱の4条の3項に、分科会を代表する者として、委員長を置くとあります。

互選で分科会の委員を決めると、その際に委員長を決めると。進め方については、委員長とそれから座長が密な連携をとり、両方を横断するような、あるいは三つの分科会のテーマに関わるようなそういった問題について、どのように具体的な検証作業をしていくかといったことの整理をしていきたいと思っています。

最終的な目標は、約3年間の検証活動で報告書をまとめるということになります。この報告書をしっかりと信頼のできる意義のあるものとして、作成していくということ

が最終的な目標となってまいります。

そのための分科会だと理解しておりますので、委員の皆様には、まだこれから様々な、今まさにいただいたご意見のように、いろいろな角度からご意見を賜って、最終的な報告書の作成にしっかりと資するような体制を作っていくということが重要かと思えます。

座長としてはその点、十分注意して進めていきたいと思っております。

それでは大変申し訳ないんですけども、時間が迫ってまいりましたので、本日の検証会議はこれにて終了したいと思います。

オンラインで参加いただいた加藤委員、藤野委員、三村委員、退席された齋藤委員、また、対面でご参加された委員の皆様へ、議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

それではこれから約3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

以上

旧優生保護法問題検証会議  
第2回検証会議議事録

1 日 時 2025年10月27日（月）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1703AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、  
加藤聖子委員、上東麻子委員、北三郎（仮名）委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、  
坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、  
奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、  
藤原精吾委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。これから旧優生保護法問題検証会議第2回検証会議を始めます。

それでは、ここからは松原座長にて進めていただくようお願いします。

（松原座長）皆様おはようございます。座長の松原です。

本日は、大きく分けて三つの議題にて進めたいと思います。

進行次第、まずですね、2番の関哉直人委員より2023年6月に国会が公表した調査報告書の解説をしていただきます。

そして、次第の1の北三郎委員より優生手術の被害者という立場から、スピーチをしていただきます。

ここまでで約1時間を予定しています。

後半の約1時間で、各分科会における検証項目の検討と各分科会の委員の決定を行います。

これが、次第の3と4に当たります。

それではまず、関哉さんよろしく願いいたします。

（関哉委員）関哉です。

調査報告書について、概要の説明をさせていただきます画面共有を画面上させていただきます。お手元の資料とあわせてごらんいただければと思います。

（松原座長）これからの資料は委員のみの手元資料という扱いでございますので、傍聴の

方は共有された画面をご覧ください。

（関哉委員）それではお待たせいたしました。

一時金支給法の調査報告書について説明を申し上げます、関哉です。よろしくお願いします。

まず、今日この話をする目的ですけれども、概ね、報告書に何が書いてあるのかを掴んでいただいて、この報告書で調査されている対象は何か、そして追加で調査が必要なものは何か、検証内容を考えるに当たって参考にできる部分はどこにあるか、といったイメージを持っていただきたいというのが、今日の目的でございます。

詳細は報告書の詳細、該当部分をご覧ください。

お手元にある方もない方もいらっしゃるかと思いますが、調査報告書の冊子版というのが、委員にはご希望されれば配布されることになってはいますが、併せて衆参の一時金支給法に関する調査報告書のウェブサイトがございますので、その中から、内容についてはご覧いただけます。

この報告書ですけれども、2019年4月24日一時金支給法が成立施行され、同法の21条の中に旧優生保護法に基づく優生手術などに関する調査、その他の措置を講ずると書いてありまして、これが根拠法となって出来た調査報告書になります。

2020年6月17日に調査が開始されて、3年後の2023年6月19日に衆参厚労委員長から衆参両院議長に報告され、公表されるに至っています。

調査項目とされたものについては、旧優生保護法の立法目的、優生手術の実施状況等、その他優生思想の歴史や諸外国における施策等が調査項目として設定されています。

報告書の構成については3編にわかれておりまして、第1編が旧優生保護法の立法過程、第2編が優生手術の実施状況等、第3編が、諸外国における優生学・優生運動の歴史と断種施策という構成になっています。

それぞれの編に関して、目次のものだけ先にお伝えしておきます。

第1編、旧優生保護法の立法過程に関しては、戦前における国民優生法の制定過程から優生保護法の変遷、そして改正。一時金支給法の制定過程プラス、過去の教科書における記述なども載せられています。

第2編に関しては優生手術の実施状況等となっておりますが、国や地方公共団体や関連機関等に保管されている資料、調査結果などが載せられています。

第3編、諸外国における優生学・優生運動の歴史と断種等施策についてと優生学・優生運動の歴史という総論部分から始まり、各国の施策が載せられています。

それでは、ある程度細かく中身を見ていきたいと思います。

第1編、旧優生保護法の立法過程から見てまいりたいと思います。

第1編の第1章国民優生法の制定過程というところです。

こんなことが書いてあるよ、という概要にとどめますので、繰り返しになりますが詳細は中身を見ていただければと思います。

国民優生法は、優生保護法に先立って成立した法律ですが、昭和15年に成立し、優生思想を背景としている点では優生保護法と同じです。一方で任意の申請を前提としている。あるいは、遺伝の審査に厳格な姿勢をとっているという点で大きな優生保護法との相違点があるかと思います。

優生手術の実施件数は、施行7年間で538件とされています。

続いて第2章、優生保護法の制定過程ですが、昭和23年6月28日に衆参全会一致により成立した法律です。

終戦後の人口急増に対する産児制限と国民資質の向上というのが、趣旨、目的となっております。

国民優生法の、任意法と言われていた時代から、強制法というふうに移ったというふうにされています。

昭和21年ですかね、厚生省で設置された人口政策委員会による新人口政策基本方針に関する建議というところでは、強制断種規定の実施強制ということが強調されているということと、5番目に優生学に関する知識及び優生思想の普及ということで、優生思想と強く結びついているということが示されています。

提案理由で谷口彌三郎参議院議員が語っていることになりますが、人口増に対する産児制限という観点に加えて、子供の将来を考えるような比較的優秀な階級の人が普通産児制限を行い、無自覚者や低能者などはこれを行わないために国民素質の低下すなわち民族の逆淘汰が現れてくるおそれがあります、ということが、提案理由の中に盛り込まれています。

昭和24年、法務府回答及び厚生省通知の中で、強制的な方法が許されていたとされる点ですけれども、身体の拘束麻酔薬使用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があります。これは憲法の保障に関するものではないとされています。

その後、優生保護法は何度か改正を経るんですが、大事な改正として昭和27年改正。

ここでは、特に遺伝性のもの以外の、精神病又は精神薄弱についても、精神衛生法に規定する保護義務者の同意があれば審査の上、同手術を行えることとしたということで、ここは大きな改正点になっています。

背景として、昭和25年に精神衛生法が成立。保護義務者制度が、昭和27年改正に影響を与えているというふうに言われています。

昭和32年厚生省は都道府県宛てにですね、優生手術の実施件数が予算上の件数を下回っているの、関係者に対する啓蒙活動の努力により相当程度成績を向上できることから実施について特段の配慮を要請するという、そういった文書を発出しています。

第4章では、兵庫県での不幸な子供が生まれない施策についても紹介がされています。

続いて昭和47年改正についても詳しく説明がされていて、これは改正には至っていないのですが、いわゆる人工妊娠中絶の経済条項を削除するという改正案、また胎児が障害がある等による場合に、人工妊娠中絶を認める胎児条項を入れるという改正案、この二つ

の改正について、女性団体及び青い芝の会の反対により廃案になったという経緯が詳しく記されています。

第5章、母体保護法に改正される流れの中では、国際障害者年以降の障害者施策の進展。厚労省内でも昭和58年以降、法改正の検討が行われていたこと。エジプト・カイロでの安積遊歩さんの問題提起で一気に改正議論が進んだ。そういった経緯が書かれています。

そして、平成8年1996年の改正について法律の名称を母体保護法に解消する。

そして、優生条項に関係するところを廃止する、と、一切審議されることなく衆参全会一致で可決されたことにも言及されています。

続いて第6章では、教科書に見る優生ということで、学習指導要領や教科書に優生保護法が推進されていたことについて言及されています。

ここでは、優生学やこれに関連する進化論及び遺伝学が日本に紹介された明治後期から、戦後の優生保護法成立以降に至るまでの間の学習指導要領や教科書の記述を中心に、教育課程における優生学の扱いを概観するということから始まっていて、優生学というのは、理科、生物のみならず保健体育、家庭科などの学習指導要領にも取り入れられるようになり、生徒は授業を通じて学ぶこととなった、とされています。

『厚生白書（昭和46年版）』の中でも、遺伝とか優生結婚といった教育の必要性が強調されていたということになります。

昭和49年の教科書をあげてご紹介していますが、結婚と遺伝良い子供を育てるためには良い結婚することが出発点である、遺伝についての正しい知識を持ち病気や体質についても考えた上で良い配偶者を選ぶようにしたいものであるとか。精神病のうち精神分裂病そううつ病、真性てんかんなどは、遺伝性であると考えられているから注意する必要があるとか。

研究と最後書いてあって、種々の遺伝形質の中で結婚の際特に考えなければならないのはどんなものか調べてみよう、と問題が提起されています。

昭和53年8月に改定された高校学習指導要領では、それまで保健体育に盛り込まれていた優生に関する項目がなくなるとされていて、以降は優生保護法の批判の存在に触れたり、中絶の問題に限定したり、かつての優生政策を批判的に記述するなど、そういった内容の変化というのが認められるとされています。

記述の中では、昭和54年の教科書の中でもそういった批判的な見解を記載せず優生上問題、問題となる疾病や遺伝の新生児への遺伝を防ぐために優生保護法や優生結婚が必要となってくる、とそういった記載がされているものもあります。

第7章は、一時金支給法の制定というところで、レジュメでは略としていますが、内容的には法施行から一連の流れ具体的には、法施行後の被害の状況法改正、謝罪を求める会の謝罪と補償を求める動き、国連での勧告訴訟の提起、一時金支給法制定までの流れが詳細に記載されている章となっています。

第8章、国会内における調査、ここでは衆参事務局及び法制局に存在する旧優生保護法の立法過程等に関する資料の細目についてまとめられています。

第1編の最後には付表・参考というのがありまして、手術件数の推移や旧優生保護法の条文の変遷等がまとめられています。優生保護法は改正がかなりなされていますので、条文がどう変遷したかここを見ると参考になると思います。

続いて第2編、優生手術の実施状況等のご説明です。

第2編の第1章については、優生手術についていろいろ書かれているわけですが、優生手術というのは、同意がある場合、ない場合、3類型から出されています。

3類型で規定されていました、と書いてあって、次の表ですね。

法3条4条12条というのがありまして。

3条は同意を前提としていて、4条が強制、12条は保護者の同意と、一連の表にまとめられているので、ご参考まで、となっております。

25条では、優生手術を行った場合、医師は都道府県知事に届け出なければならないと規定されていますので、必然的に都道府県に記録が存在するはずだという話になります。

都道府県知事は、年報というのを作成し厚生大臣に提出しなければならないということ、厚生大臣に件数が集約されるという、そういう構造を示しています。

厚生労働省から後に提供された資料によると、優生手術の件数は、2万4993件であった。このうち男性が24.8%、女性が75.2%であったとされています。

手術件数の推移のグラフを今、示しています。昭和24年から昭和30年まで毎年増加し、昭和30年の約2000件をピークにその後は減少傾向となっています。

年齢別で見ると29歳以下の年齢階級が全体の半数を超えているとされています。

都道府県別では北海道が最も多く、次いで宮城県、大阪府、岡山県、静岡県の順であったとされています。

第3章では、国の機関、ここでは、厚生労働省や関係府省等とされていて、内閣府や法務省、外務省、文科省、そして最高裁の保有資料が調査の対象として挙げられています。

厚労省の資料が多いわけですが、厚労省では、厚労省から出した通知、地方自治体からの疑義照会等の資料があります、ということで先ほどの強制的な方法も許されていたことを示す身体の拘束、麻酔薬施用、欺罔等の手段を用いることも許される場合があると通知されていました。

文科省では、学習指導要領や教科書に関して資料が掲載されているんですが、高校家庭科の学習指導要領、結婚と遺伝の関係に触れることとされていたとか、「結婚生活に成功するのに必要な資質」を指導する際、遺伝の問題、身体的及び精神的健康の度合いなどを考える参考として、良い遺伝の家族と悪い遺伝の家族の話が記載されていたとか、そういったことが紹介されています。

ここでも、一定の教科書に対する経緯として、昭和47年発行分までは優生思想を背景とした記述が記載されていた。

その後、昭和５２年発行分からは、優生保護法の問題点を指摘する記載が見られるようになり、昭和５６年発行分以降は優生保護法に触れられていないものもあるなど、記述内容が変化していた、という記載があります。

続いて、地方自治体に対する調査なんですけど、まず都道府県保健所設置市、特別区に対する調査結果として１５５自治体から回答を得て、その内訳は資料を保有しているが７１自治体、資料を保有していないが８４自治体ということで、資料を保有していない自治体が非常に多いですよということと、審査に関する資料が都道府県に集約されているはずなんですけど、それを保有している都道府県等は３４自治体にとどまりました、ということが書いてあります。

また、都道府県における個人記録の確認のため、都道府県等に個人名簿の作成及び提供を求めるとともに回答を求め、集計を行った。

その結果、都道府県等において作成した個人名簿等の記載されている人数は５３８２名でした、とされていますが、優生手術が申請された人数については１９９名にとどまっているということになります。

そして、都道府県に対し、個人情報最大限の開示を求めたんだけど、都道府県などにより開示状況が異なる結果となったということで、多く開示しているところと、マスキングを全面的にして開示されているところは、ばらけてます。

保健所設置市以外の市町村に関して、１５５４自治体から回答を得たが、その資料を保有している自治体は２４自治体にとどまったということが書かれています。

地方自治体から提供された資料によると、優生手術の実施が確認された最年少は９歳、最年長が年長者はという記載ですが、当時５７歳の男性の事例がありましたということが書かれてあります。

少し具体的な内容を見ていきますけれども、ちょっと細かくて恐縮ですが、３行目に１０歳代前半女性、ダウン症の方の記録ということで、一番下に、「子供を産んでも育てないので手術をしてしまうより仕方ないと思います」ということで、手術に至ったやり取りの記録が詳細に残されているということです。

その他多子や犯罪行為が背景となり申請に至った事例、育児等が困難、養育能力がないとされ申請に至った事例についても掲載がございます。

施設の入所条件とされていた事例も記載があります。

精神薄弱の方で、施設入所するに当たって優生手術を済ませるよう、施設から連絡があったと、入所条件として優生手術を行うこととされています。

同一の精神科病院の入院患者数人の優生手術申請書が、同一医師名同一の日付で提出されていた事例も見られました、ということです。

下の方見てみますと、昭和３０年代前半、同一病院を住所とする２０代後半から４０代前半までの女性６名、中略で男性６名の合計１２名全員について、同一病院の同一医師名、同一の日付で、申請理由について精神分裂病のみ記載されて申請書が提出されている

事例もありました。

審査会の状況についても書いてあって、定足数を欠いた開会や書類の持ち回りによる審査など、つまりずさんな審査がされていた事例についても記録が挙げられています。

実際に通知に基づいて麻酔薬等を使用した事案や、欺罔に該当する事案も挙げられています。

欺罔に関しては下から5行目ですが、家族が本人には虫垂炎手術ということで納得させていたということであったり、盲腸手術のときに本人にわからないうちにしたとの事例が掲載されています。

想定外の手術ですね、法律に基づかない手術で、下から4行目放射線照射、子宮摘出、睪丸摘出等が行われた事例もありますし、審査会の審査を経ないで、矯正手術が行われた事案、優生手術実施後の優生手術の申請の例、手術が終わった後に申請されている例なんかも紹介がされています。

またこの章では、各都道府県がどういう取り組みをしていたかということで北海道、宮城県、兵庫県の積極的な推進の取組が紹介されています。

都道府県もまた、医師会等に対して、手術を促す通知を文書を出していること、厚生省も都道府県に、先ほど少しご紹介しましたが優生手術の実施を促す、そういった通知を出していることが紹介されています。

第5章、医療機関、福祉施設に対する調査、ここも非常に資料も多く、重要なんですけども、対象施設数が非常に多いんですが、個人記録があると回答した施設数というのが、記載の通り、医療機関55施設、121、非常に少なくとどまっているということで、一方記録がある可能性があるという回答した施設も、ここでは、相当数回答がなされていますということを見ていただければわかります。

具体的な医療機関に保管されていた記録のご紹介ですが、10歳代後半女性、精神薄弱の方で生理をストップするために、卵巣切除の必要ありと書いてありまして、「園長と保母同道にて優生手術を目的として入院」「m e n s を止めて」つまり生理を止めて欲しいという特別の希望あり、ということが書かれています。

また、「だまされて入院させられた。」「どこも悪くないから退院させて欲しい」、「先生俺なして手術したのっしや」と不妊手術のことを気にしていろいろ聞きに来るという記載も紹介されています。

続いて、精神薄弱の方で盲腸を取るのだと指導されて、不妊手術を受けた方の記録、一番下の方に「優生手術で帰宅して以来、親、子ともに働く意欲を失ってしまい、就職しても充分やっついてける本児と思われるのだったが家庭復帰することとなった」という事後の記載もございます。

「どうして腹を切るの?」「腹の中に虫がいるので取ってもらう」と説明してあげて納得を得た。そういった記載がある記録もあります。

第6章では、障害者関連団体に関する調査ということで障害者関連団体に調査票への回

答を求めて回答を得たものが紹介されています。

続く第7章が優生手術を受けた当事者などに対する調査というものがございます。

この検証会議でも当事者に関する調査ということが対象になると思いますけれども、一時金支給法の調査報告書で、こういった調査がなされていたかという観点ですが、障害者関連団体のウェブサイトや会報を通じて回答をまとめましたと、郵送FAX電子メールで受け付けましたということで一番下ですね、質問票の回答は40件、回答方法は郵送4件、電子メール1件、全日本ろうあ連盟経由の35件の合計が40件でしたということです。

内容としては、中段ですね。

何の説明もなく社長からおいでと誘われるまま一緒についていったら病院にたどり着いた。来週は結婚するから健康診断かなと思い受診した。ところが強制に手術を受けさせられた、といった記載がございました。

その他2、3年後に妊娠し、流産で子供は生まれなかったが、精神障害なので嫁は卵管結さつの手術をされ、私はパイプカットされた手術のあと、生きる資格がないと自宅に引きこもる生活が40代まで続いたという記載もございます。

続く、第8章では、旧優生保護法一時金支給請求書等の請求書に基づく調査の項があります。

一時金支給請求書には情報提供することに同意するかどうかをチェックする欄が設けられていて、これによって、請求書、一時金の請求書に記載された記録等が厚生省やこども家庭庁から提供されましたということです。

この中には、中段以降ですが、一時金支給請求書に「優生手術は〔年齢〕歳児病院に入院中」に受けました、「父親から『やたらと子供を産んで育てられないのは困る』と言われ手術を受けさせられた」という記載や、一番下ですね。「子供がかたわだつたらどうするのか」「お前たちに子供が育てられるのか」父母兄弟等に執拗に強要された、などの記載がございます。

他、詳細はちょっとご紹介できませんが、網膜色素変性症の方の事案や、てんかんの方の事案などがこの一時金支給請求書等の調査では紹介されています。

その他、生理を止めるための手術の依頼があったが、卵巣嚢腫との診断で、両側の卵巣が摘出された事例についても、時間の関係からご紹介できませんがそういった記載もございます。

第9章では、資料として障害者関連団体や医師会などが公表した資料が掲載されています。

第2編の最後は関連資料として、国の通知など多数の資料が添付されていますが、調査の回答資料そのものは添付はされていないという状況になります。

最後簡単に、第3編の諸外国における優生学、優生運動の歴史と断種施策についてお話しします。

冒頭部分で、中段ですが19世紀末以降、諸外国で優生学的施策が採用されたということとで各国いろんな施策があつて、ちょっと一概に同じようにまとめられないけれども優生学的施策という意味でいろんな方法の施策が紹介されている章ですよ、ということです。

第1章で優生学・優生運動の歴史と概要という項目がございまして、優生学の歴史も載っているんですが、ここで挙げたのは優生思想について記述がありますのでご紹介をしていきます。

優生思想は優生学から派生した用語であるが、語源や内実を特定するのが困難であるともされ、優生学に類似した思想、優生学によって喚起された人間を序列化する価値観といったニュアンスで使用される場合が多いと言われる。

特に日本において優生思想という用語は、障害者が生まれないようにすること＝優生学だけでなく、障害者を殺すこと、さらには障害者を社会の至るところから排除すること、それらをまとめて表現する。すなわち、障害者差別全般を意味するようになっている。

これは比較的近年のことであり、また他の国にはあまり見られない独特な使い方ともされるとされています。

以降、この検証会議でも優生思想について、おそらく議論を交わすことがあると思います。

意見交換をすることがあると思いますけれども、優生思想という、概念自体も、共通の概念として意識して議論できればな、ということでご紹介をした次第です。これと共通である必要ではないですけれども。

第1章優生学と優生運動の歴史と概要ということで、いろいろ書かれているんですけれども、次に行っていただいて優生学と教育知能検査ということで、アメリカでもその教科書等で優生学の話題に触れて、優生学を正当な科学と推奨していたとか、他国の教育においても、優生学ということが制度化されていたということがご紹介されていますよという記載です。

断種への補償ということで、補償がされている国がどのぐらいあるのかということで次の表にまとめてあるんですけれども、アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデンですね。

こういったところが、優生手術等に対して補償がなされている国ですよということでご紹介がされています。

ドイツについてということで、制度は存在しても、補償の制度ですけれども、十分な情報が得られなかったり、手続きが困難で申請に至ることができなかったりした被害者が多かった点も指摘される、といったことがご紹介されているんですが、この点に関して後に立法措置が講じられたカリフォルニア州、バージニア州では、補償プログラムの周知の仕組みの向上や申請手続きの簡易化が進められているが、対象者の増加には必ずしも繋がっていないということですね。

そんなことが書かれています。

第2章では、優生学・優生運動は世界的な現象であつたが、この章では、特に代表的な

国、イギリス、アメリカ、ドイツ、北欧、スイス、カナダ、フランス、ラテンアメリカを取り上げ、その歴史的な展開を確認するというところでこういった国の優生学・優生運動が紹介された上で、第3章に関しては、各論として、主に取り上げたアメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリスにおける断種政策あるいは補償の内容について、各章で詳細に述べられているというふうになります。

以上が、この内容の概要になるんですけれども、全体的に優生手術に関しての一時金支給法に基づく報告書なので、全体的に優生手術に関する調査を中心に、人工妊娠中絶に関する調査というのは、不足している部分があるのかなというところと、国の調査なので国が保有する資料が非常に充実している印象ですけれども、その他の資料については、まだまだ余地があるのかなということと、先ほど少しご紹介した、当事者に対する調査ですとか、そういったところとかは限定的なものにとどまるのかなというような印象が、個人的にはありますけれども、この辺りはそれぞれ各位、ご自身でご覧いただいて、検討を進めていただければなという思いでおります。

長くなりましたけれども、私からの報告は以上です。

(松原座長) 関哉委員どうもありがとうございました。

この度ですね。この報告書で、全体で1670ページ以上にわたるものなんですけれども、これを共有していただきましたのは、まず、本検証会議の運営要綱におきまして、この報告書を踏まえた調査を行うということが一つです。

それからですね、少し付け加えさせていただきますとこの報告書を執筆担当したのは、第1編が参議院、それから第2編が衆議院の厚生労働関係の調査室です。それから、第3編は国会図書館です。

つまり、独立した何か調査隊ということが行ったわけではなく、国会の中でこれだけの報告書を作られたということになります。

さらに、これは一時金支給法に基づいた調査だったわけですが、当時まだ国賠訴訟が続いておりました。そして一時金支給法も調査その他の措置を講ずるという範囲にとどまっておりましたので、この報告書では、いわゆる総括や、それに基づいた提言等は含まれておりません。

あくまでも、かなり詳細ではありますが、調査の結果の公表という形になっております。

一方で、本検証会議は最高裁判決を踏まえて、一時金支給法が大幅に全面改正されてその上で成立したものでありまして、単なる調査だけではなく検証、検討という言葉が法律の33条に入っています。

ですので、大変重要な国会報告書を既に我々は読むことができますが、ただし、この報告書の性格は、今申し上げたような、ある意味でかなり限定的なものではありません。

ですので、この成果を踏まえつつも、本検証会議ではさらに詳細な必要な調査、そして

検証、そして提言を行っていくということになります。

時間が大変限られておりますので、意見交換、今回は、あまり十分にはできないんですけれども、何か特にご発言がございましたら、佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員) 僭越ながら私も発言させていただきます。委員の佐々木信夫です。私は精神障害の当事者で弁護士でもあります。

まず、この白表紙を作成した素晴らしい資料、素晴らしいというか細部の資料。お疲れ様です。関哉さん総括をありがとうございます。まとめをありがとうございます。

まず、この白表紙について申し上げたいことは、平成8年の法改正のこと。

これはほとんど載っていない、10ページぐらいにまとまっちゃって資料ないのですかっていう話です。

これ白表紙の244ページ以下を見てもらいますと、第1編244ページ以下を見ますと、243から244のところに脚注三があつて、ここに厚労省の補完する資料というのがございます。この資料をぜひとも我々の中で共有してほしい。これが平成8年に改正の議論の資料が厚労省の中にある程度蓄積されていることを示しています。

これは我々が見ないでこれを議論したって、これは始まらない。だから、どうか共有していただきたいと思います。

それから、リプロダクティブ・ライツという考えがあつて、それが障害者に被害として、特に女性の権利からは納得できすぎるし、素晴らしい法律構成であると思います。

ただ、この問題は、私が思うに、国家の暴力の問題、暴力の限界の問題です。人生の被害の問題です。

政策による身体の侵襲、これは許されるのでしょうか。

この日本国憲法下において、許されないはずです。

これは医療という形式をとっているのでもちよつとぼかされていますが、例えば、ロボット手術、これは良いですか、やって良いことですか。私はいけないと思います。

それがいろいろグラデーションになって精神医療の閉じ込めはどうですか。身体拘束はどうですか。それから強制的なECT電撃療法はどうですか。強制的な投薬はどうですかというふうに、いろいろグラデーションがあるんですが国家による障害者に対する暴力の問題でもあるわけです。

これはちょっと医療者にとっては失礼な言い方になるんですが、外形的に観察すると暴力の問題ではないかと私は思います。

これは私が思うに、リプロダクティブ・ライツというよりはインテグリティの問題、尊厳とか、そのままの状態人間が尊重されるということを言っています。犯罪を犯したから指を切る、これ近代国家であり得ますか？これと優生の問題、精神医療の問題どこが違いますか。

私はそのことを言っています。

それから、欺罔など強制力を使っても良いといい、通知があつた、通知があつたからや

った。それが憲法下で理由になりますか。

人身制約、法の基盤がない、法の根拠がなく、人身制約を…、通知で人身制約ができるんですか。

これが、憲法学の先生方に本当に申し訳ないですけども、日本憲法学の抱えてきた、抱えてきたといいますか、ずっと触れてこなかった問題ではないでしょうか。

これは私から申し上げておきます。

以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

問題提起も含めてご発言いただきました。

(利光委員) 国会が行った調査に追加して、さらに調査・検証が必要な点について発言します。

一点目は、机上資料の26ページですけども、医療機関や福祉施設に対する調査というのをされているんですが、中身を見ていただくと、全国で医療機関21、福祉施設39から提出された資料しか調査できていないんですね。

なので、検証会議では、全国の医療機関、福祉施設の保有する医療記録、ケース記録等について、もう一度きちんと調査及び検証をすべきだと思います。

二点目が、医療機関・福祉施設については調査対象になっているんですが、教育機関については全く手付かずなんですね。例えば養護学校・盲学校・ろう学校（特別支援学校）や児童関連施設等の教育機関が保有する優生保護法関連の記録・資料の全国的な調査も、ぜひとも必要だと思います。

以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

他にもいろいろご意見があるかと思いますが、申し訳ございません。

時間が限られておりますので、今後の検証会議及び分科会の中での議論にいかしていただきたいと思います。

あと資料の収集や公開について、例えば佐々木委員がご指摘されたところの一部は、おそらく厚労省のホームページでPDF公開されているものと思いますが、もしもですね、まだ非公開のものがありましたら、そういったものにもしっかりとアクセスしていく必要があると思います。

すみません、ご意見をいただきたいところなんですけれども、今日のところは以上とさせていただきます。

次に、北委員からスピーチをいただく予定になっているんですけども、事情によりご到着がまだですので、ご到着いただきましたら、お話をいただきたいと思います。

それでは議事次第の3、4に移りたいと思います。

各分科会の検証項目の大枠を決める。それから、分科会の委員を決める。

これを本日のこの会議で行うことになっています。

お手元の資料、ご確認ください。これに関しては三つの資料を用意しています。

一つ目は、公開資料にもなっており、前回の配付した調査検証等の項目、公開資料の資料1でございます。こちらは検証会議の委託元である国から提示されたものです。

二つ目は、事務局にて作成した分科会の方向性です。これは非公開の机上配付資料、41ページになります。

第1回検証会議と本日の会議の間に、委員の皆様にはどの分科会への配属を、所属を希望されるかアンケートをさせていただきました。この分科会の構成には、そのアンケートの結果も盛り込んでおります。

三つ目は、各分科会の検証項目を検討するに当たり、藤井委員から提出された参考資料です。資料3となります。

まず、こういった資料を参照していただきながら、これから行う議論について、基本的な考え方をご説明します。

一つ目は検証会議と各分科会の関係です。

検証会議運営要綱を踏まえた上で、各分科会が調査や検証などの作業を行うに当たり、どの分科会が何を取り扱うのか。

混乱が起きないように、各分科会の取り扱う検証項目の大枠を決めておく必要があります。この大枠を決めるのが検証会議になります。

本日はこれを決めます。

ただし、本日決めたことを今後絶対変更できないというわけではございません。検証会議や分科会での今後の話し合いを踏まえて分科会の取り扱う検証項目を変更したり追加したりするということは、想定しております。

本日の検証会議では、各分科会の委員を決定し、各分科会の作業をスタートさせるために、ひとまず、分科会の検証項目の大枠を決めるという考え方で進めたいと思います。

二つ目は分科会同士の関係です。

各分科会が取り扱う検証項目はいずれも密接に関係しております。例えばある分科会が調査した内容を他の分科会も参考にしたいということがあり得ます。あるいは他の分科会に対して意見を出したいということも考えられます。

そのような分科会同士の情報のやり取りをすることは可能ですし、ぜひ積極的に行いたいと考えています。

分科会が決まりましたら各分科会で、互選で委員長を決めていただきます。

その委員長と座長が話し合っ、うまく連携できるようにいたします。

なお、分科会1は優生手術の被害実態の調査、分科会2は被害が生じた原因の検証、分科会3は再発防止のための措置の検討が、それぞれ主要なテーマとなっています。

分科会1の調査と分科会2の検証を先に進め、分科会3は分科会1と2の成果を基に検討する、こういうステップを踏むという考え方もあるかもしれませんが、この検証会議の期間は約3年と限られております。

また、再発防止のための措置として、例えば国内人権機関に関する調査など分科会 1 と 2 の成果によらずとも、調査検討できるものもありますことから、いずれの分科会も同時変更で進めていくということを想定しております。

三つ目は、分科会の委員の役割です。

各分科会の委員は、各分科会が取り扱う検証項目について、調査などを中心的に行うということであります。見方を変え、最終的な報告書を書くときの責任をそれぞれ持っていていただくということになります。

そのため、委員は一つの分科会のみに所属していただきます。

この点を踏まえ、どの分科会の委員になるかお決めいただきたいと思います。

これからですね。各三つの項目の検討項目の詳細をご議論いただくわけですが、それを踏まえて最後に改めて、分科会の希望について伺います。

アンケートでは A 分科会と言ったけれども、議論を踏まえて、B 分科会に変えたいという方は、その旨をご希望を伺う段階でお知らせください。

以上の基本的な考え方を前提として、これから各分科会で取り扱う文書項目の大枠について話し合いをしたいと思います。

この議論を進めるにあたりですね。藤井委員から資料が提出されております。

この資料は、公開資料の資料の 3 に掲載しております。ではお願いいたします。

(藤井委員) それでは、少しお話をさせていただきます、藤井と申します。

私は日本障害者協議会の立場でこの場にいますが、一方で原告団、弁護団とともに、優生連の一員として優生保護裁判に関わってきました。

この優生連というのは、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会が正式名称です。この 3 者、原告団と弁護団とそして支援団体、言うなれば訴訟団が、政府との間で基本合意書を交わしたことはご承知かと思います。この基本文書を作成する過程で、私どもが一番大事にしようとしたテーマの一つが、今挙がっている検証でした。

この検証については、基本合意書でも実際に真相究明、あるいは再発防止のための調査検証という、こんな項目で明示が図られております。

さらに、基本合意書を受けて制定された補償法において、その第 33 条で調査及び検証等ということで条文化が図られました。今日この検証作業、検証会議をやっているのも、この第 33 条が根拠になっているわけです。

私どもとしましては、この基本合意書を締結した直後から、検証体制がどのようになったとしても、また検証委員がどなたになったとしても検証項目を提案しようということ、検証項目を検討してきたわけです。

その内容は、今、松原座長からも紹介があったように、お手元の資料の 42 ページから 44 ページに書かれております。

ただし、本日はこの内容の言及は避けたいと思います。なぜならば、この検証会議の自由さ、あるいは多角的な議論ということを防ぐてはいけない、ということもありますの

で、あくまでも委員の手元の資料の一つとしてとどめていただきたいと思います。同時に、その扱いは松原座長に一任します。

なお、国会から示されている検証の柱は先ほど来ありますように、大きく3点あります。

一つは、調査ですね。（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律）の調査だけでは不十分な面があるので、改めての追加調査を含めて実態の調査。

二つ目は、優生政策等の実施状況等も踏まえて、これの原因究明が二つ目。

三つ目は、再発防止等の提言等を行うということです。

松原座長が今言われた、この分科会の区分けの考え方も、大きくは国会の3つの検証の柱と符合するものと理解しております。

私どものこの検証項目案につきましても概ね同じように、三つの柱に集約をしています。

もちろん、これにない検証の視点だとか、検証項目もあろうと思いますけれども、まずはこの三つの柱は、欠かしてはならない視点だと認識をしておりますので、今後の議論にぜひ参考にしていただければいいのではないかと思います。

時間は短いですが以上をもちまして、私の方の資料の説明を終わりにします。以上です。

（松原座長）藤井委員、ありがとうございました。

この資料の成立の経緯については今、ご紹介いただいた通りです。一方で、この検証会議の検討項目を進めるにあたって、具体的なポイントを提案している、提示しているという資料でもございます。活動の基本的な枠組みについて、委員が共通認識を持つ上で大変参考になる資料ではないかと思います。

委員の皆様の中には、この資料に書いてある項目の他にも、調査検証すべき項目がある、あるいは、こうではなくて、別の角度が必要ではないかなど、いろいろご意見のある方もいらっしゃるかと思いますけれども、本日の会議では、各分科会の活動範囲の大枠について方向性を共有するために、この資料に書かれている項目を、それぞれの分科会で担当すべきか、という観点で意見交換をしたいと思います。

資料を改めてご確認ください。

上から順番に確認していきます。

大きな項目三つあるわけですが、まずそのうちの「1」です。

この「1」そのものは国会が出しているんですが、具体的には以下が、この3団体がまとめたというものになります。

1の（1）として、被害実態の徹底的な調査とあります。

これが旧優生保護法下の不妊手術と中絶の被害の実態調査ということかと思います。

また、（2）として、優生保護審査会の審査状況を含めた運用実態の調査となります。

この（１）と（２）に関しては、分科会１の担当になるかと思いますが、それではよろしいでしょうか？

（異議なし）

では、次（３）を確認します。

（３）として、優生保護法制定前及び母体保護法への改定後の被害実態の調査とあります。この点なんですけれども、優生保護法制定以前、すなわち、国民優生法の下での被害実態等、それから優生保護法が母体保護法に平成８年、改正された後での被害実態の二つに分かれると思います。

まず、国民優生法の下での被害については、旧優生保護法の下での被害と厳密には異なりますけれども、国の積極的な政策により手術が推し進められたという点では、共通しており、その実態の調査というのは、分科会１の担当になる、つまり、この提案通りになるかと思います。

一方で、母体保護法への改正後の被害というものは、優生条項が削除された後になりますので、旧優生保護法の下での被害とは法的な枠組みが異なります。優生思想や考え方はおそらく連続しているところがあるとしても、法的な枠組みは違っています。

そのため、分科会１、現状では希望者３名という形で比較的少ないということもあり、その負担を減らすことも含めて、この母体保護法改正後の、改定後の被害実態の調査については、分科会３で取り扱うということにするのはいかがでしょうか。

ご意見ありましたらお願いします。特にご異論がなければそのような整理でよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では次に、（４）に参ります。

（４）としては、国会議員各政党等からのヒアリングとあります。

この点は第１回検証会議の際に示された事務局の分科会構成案では、分科会２に位置付けられておりました。本日の資料２においても、同様でございます。

分科会のご希望の委員の顔ぶれを見ますと、構成案通り２に移した方が良いかと思いますが、この２に移すことについて何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、これは分科会、事務局の分科会構成案通り分科会２の担当といたします。

それから、１の（５）です。海外の動向の調査とあります。これについて、どのようなことを想定されておられたのか、藤井委員から補足説明いただけますでしょうか。

（藤井委員）海外のことも、私達の元訴訟団では、それほど深く検討したことはないんですが、先ほど関哉さんの話もありましたけれども、ドイツとかですね、スウェーデン、アメリカも入りますか。やはり、少なくとも日本よりも補償制度等の話も早かったし、あるいは特に医学会ですね。学会等の総括、あるいは反省、ずいぶんドイツなどでは行われて

おります。

そういう面でいうと、必ずしも行政だけではなく、そういう学術的な団体等も含めて教訓というものがあるのではないかと。

これも、もう少し調べることから始めなくちゃいけないと思いますので、明確にこれが一番良い、というところまでは、まだ私達は持っておりません。

以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

強制的な不妊手術や人工妊娠中絶に関する海外の研究や、補償等の動向等をどう想定されておられるということかと思われまます。これは分科会 1 とするか、あるいは 2 又は 3 とするか。このあたりについては、ご意見、ご提案いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

例えば、分科会 3 ですけれども、これはですね、後ほど確認しますけれども、総括を踏まえた今後の再発防止の提言といったことを検討するところでございます。

例えば、この海外等の状況について、日本の状況と比較して、今後の提言に繋げていく上での参考といいますか、前提として、海外動向を踏まえるということもあり得るかと思うんですけれども。例えば分科会 3 で、今申し上げたような海外動向については扱うということも考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

藤井委員どうぞ。

(藤井委員) いずれの分科会も大変タイトな内容になっていると思うんですけれども、今、座長が言われたことに加えて、私も去る 7 月にドイツにも行って来たんですが、一つは、資料保存とかあるいは記念博物館という整理ですね。あとは国内人権機関の実際の設置後の運用も含めて、日本にやっぱらないものがあるなど。

そうしますと、第 3 分科会のファクターに、今おっしゃったように入ってくるのかなということで、私は、第 3 分科会が良いのではないかなと思っております。

(松原座長) ありがとうございます。

では、(5) については、第 3 分科会ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(松原座長) では、ご異論ないようですので、そのように整理させていただきます。

その他、今後色々出てくると思いますので、大きな項目の「2」、分科会 2 の担当の項目に進みます。

こちらの資料をご覧くださいますと、まず(1) 国の責任、(2) 地方公共団体の責任、(3) その他各界の果たした役割について分科会 2 の担当となっております。

この(3)のところまでは分科会 2 の担当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、次(4) なんですけれども、優生保護法がもたらした影響についての調査検証と

いうことで具体的に①②③とあります。

こちらは、分科会2と3のいずれもあり得ると思うんですけども、こちらについて何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

基本は分科会2で行うという整理かと思うのですが、他の取り扱いがよろしいということとはございますでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員) 佐々木でございます。

資料3-43ページをみると、一番最後、一番下の欄、精神の問題に重点をとということで2グループ、2分科会となってるんですが、資料2の方を見ると、資料2の方は、精神医療の方は分科会3ということになっていますが、これは齟齬があるような気がするんですが、いかがでしょうか。

(松原座長) そういうことも含めて分科会3ということもあり得ると思うので、どちらがよろしいかということをお伺っておりますが、佐々木委員はどうでしょうか。

(佐々木委員) 私は分科会3を希望しましたので、ぜひ分科会3でやっていただきたいと思います。

(松原座長) ありがとうございます。

2の、43ページの2の(4)については、分科会3がよろしいというご意見がありました。

他には何かございますか。

(西村委員) 僕からもよろしいでしょうか。西村武彦といいます。

私の方は、44ページのところの一番上のところ優生思想における人権差別の正に昭和23年から平成8年までの改正までの間に、関哉さんの発表にもありましたけど、日本国内での優生思想の考え方がかなり世界とは違う流れで、こびりついたというか生成されたということで、やはり昭和23年から平成8年の部分でも調べる必要があると思っているので、ちょっと佐々木さんとは意見が違いますが、分科会2でやっていただければと思います。

(松原座長) 西村委員は②は、第2分科会、そういうことでよろしいでしょうか。

(西村委員) はい。

(松原座長) ありがとうございます。

他にはご意見ある方いらっしゃいますか。

藤井さんどうぞ。

(藤井委員) これは松原座長がおっしゃったんですが、どうしてもオーバーラップするんですよね。

今のお話の中でいうと精神の問題というのは、卵巣結紮を行って、子供を産ませないということでかなり海外でも知られてるんですが、裁判の性質上、強制不妊手術は焦点化されて、隔離収容問題っていうのは取り上げられていなかったものです。

これは大きなもう一方の優生政策だということです。両方でやらないといけないんじゃないかな。

もし許されるんだったら、座長の意向とはずれるんだけど、精神科医療精神障害と優生政策の関係を前段、原因にあてておいて、そして後段、第3の方に移る未来編、今後の展望ということを考えると、ということでは。精神だけ、原因を別個にするというのは、難しいのではないかなと思うんですが、座長いかがでしょうか。

(松原座長) 藤井委員の今のご意見の趣旨としてはこの(4)①っていうのは、項目としては優生手術又は人工妊娠手術を強いられるような事態が生じた原因についての検証ということで、精神医療隔離も含めて、こういった手術の強制に関係しているということは当然想定されるというか、実態としてあると考えられるわけですね。

ですので、藤井委員のご趣旨としては、そういう見地から分科会2に残すと。

そこでの調査分析の知見を今後の3での総括、及び今後の提言に生かすとそういうことを前提に分科会2にと。

これは3については総括を踏まえるので、1と2で行ったことを全て3で引き受けるということも、もちろん前提となっておりますけれども、藤井委員がおっしゃった、そういう考え方で、まずは2で検討をしたらいかがかという、そういう理解でよろしいですか。

(藤井委員) そうです。

(松原座長) ありがとうございます。

(佐々木委員) 手短に申し上げます。

分科会2には趣旨を読むと、原因についての検証ということなんですね。

私限りの考えなんですけど、原因を究明し始めると、糾弾合戦になるんです。

私はそこには着眼点はなくて、糾弾するよりも、これから精神医療を民主化していく。強制的な暴力をなくしていく、障害者に対する暴力をなくしていくということで、そのテーマは分科会3に残してほしいということでございます。

以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

今の佐々木委員のご意見は藤井のご提案とは矛盾しないと思います。

原因という言葉はどう捉えるかというのは、またいろいろ考え方があると思いますが、国から提示されており、我々もこれを踏まえて、三つの分科会ということですので、まずはどのようになぜこういう強制的な手術が行われたのか。その環境背景を見るということ、もちろん精神医療も重要なポイントですのでしっかりとやっていくと、それを踏まえて、佐々木委員がおっしゃったような、開かれた建設的な提言に繋げていくと。

そういう整理ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

そうしますと、2の(4)はいずれも分科会2ですということによろしいと思います。

(異議なし)

ありがとうございます。それではですね。2の(5)なんですけど、ページでいうと44ページですね、平成8年の母体保護法への改正以降の対応等に関する調査、検証。

これについては、国の検討項目については、3の方に入っていきます。

先ほどですね、1のところでも母体保護法以降では、3でいかがかということでご了解いただきましたので、これについては、3としたいかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

では、最後の大きな項目3に移ります。

こちらが、再発防止のために講ずべき措置についての検討ということで具体的には、ということで様々な項目が列挙されております。

それで、今後も、分科会3での話し合いはどのような項目を盛り込むかということについては、更に深めていただくということになりますけど、まず、こういった項目を念頭に置きながら進めていくということについて何かご意見はございますでしょうか。

(藤原精吾委員) 人権機関の必要性を。自分が被害を受けたということを申し出るところがなかったのも、その点で。審査にかける人をどのようにして選別したのかということについての検証、それから審査がどのように行われたのかということ。そういうことを言いますのは、今日の北さんもそうですけど、何人かの方が対象として法律に挙がっていない人が手術されていて、決して少数じゃなかったと思うわけです。

その点で、対象者の選定と審査、とりわけ遺伝性のあるなしについての審査が極めていい加減だったのではないかと、それから不服審査法で、不服申立てができるということが、これまた政府の説明で何度か出てきますけれども、その不服審査の過程、件数どうか、その結果というものについても調べていただきたい。

それは、2でも3でもいいですけども、一応3で対象にする必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

(松原座長) 藤原委員ありがとうございます。

今おっしゃったのは優生保護法下で、強制的な優生手術をするときに、その対象者をどう選定したのかとか。

それから第4条、第12条では優生保護審査会で、申請された対象者の手術の適否を決めたわけですけども、それが実際どのように行われていたのか、さらに第4条については、保護者の同意すらも必要としない、そういう強制手術であったので、都道府県優生保護審査会で例えば、「適」とされたことについて当事者が不服がある場合には、当時の厚

生省の中央優生保護審査会に申立てができる。

しかし、実態としてはほとんどそれが行われていない状況になっている。

その実態の解明も必要だと、そういうご意見かと思います。

それについてはですね、分科会1で例えば優生保護法審査会の資料を収集分析する等で対応することになるかと思いますが、今おっしゃった点は大変重要なポイントでございますけれども、分担としては分科会1として、その知見を踏まえて、分科会3で総括していくということでしょうか。

(藤原精吾委員) 結構です。

(松原座長) ありがとうございます。他にもですね、いろいろご意見があるかと思いますが、今日のところはこのように、大枠を整理し、各検討の柱について、検討の柱の項目について方向性を了解したということにしたいと思います。そういう整理でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では今後、分科会、そして検証会議での活発な意見交換、そして新たなご提案といったものをしたいと思います。

その上でですね、分科会の所属でございますけれども、41ページの、非公開資料になりますけれども、資料2、こちらに希望委員としてお名前を入れさせております。

この編成なんですけれども、皆様の中でですね、変更したいといったようなご希望、もしありましたら、今、お願いしたいんですけれども。

もう少し考えたいという方いらっしゃるかもしれないんですが、これからですね。第2回検証会議終了後すぐに分科会を開催していただいて、委員長を互選していただくというプロセスがございますので、もちろん分科会同士の意見交換、交流は前提とした上で、こういったお1人1分科会という形でよろしいかということですので、変更はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

(田門委員) 1点よろしいでしょうか。

(松原座長) 田門委員どうぞ

(田門委員) 例えば、私は現在分科会3を希望しておりますが、例えば分科会1のヒアリングの相手にろう者、聴覚障害者がいらっしゃると思うのですがそういうときに、支援ができるかどうかというのを伺いたいのですが。

(松原座長) どうもありがとうございます。

分科会1では被害者家族等に対するインタビューも想定されておりますのでぜひご協力いただければと思います。

その他の分科会の項目についても、例えばこういうところで協力できる、あるいは場合

によってはですね、分科会日程があれば、オブザーバーで参加していただくといったこともできますので、そういったことで、縦割りではなくて、最終的には、検証会議全体でまとめていくということになります。ぜひ分科会間の交流というものについて、ご協力いただければと思います。

大事なポイントを田門委員、ありがとうございました。

では、分科会の構成について、オンラインからご意見がある方。

(採澤事務局長) 内布さんお願いします。

(内布委員) 分科会の私の所属なんですけれども、事前に分科会3で予定したんですが、先ほど、少々、内容が変わったので変更希望したいんですけれども可能でしょうか。

(松原座長) はいどうぞ、

(内布委員) 先ほど委員の方から精神の内容の取り扱いについてご発言があったんですけども、それに伴って私は精神の内容を深く掘り下げたいと思いますので、希望の分科会3から分科会2への変更を希望します。

(松原座長) 最終的には分科会3でも総括をしますけれども、優生保護法下での手術との関連で特に検討するっていうのは2になります。

2に移りたいというご希望ですか。

(内布委員) はいそうです。

(松原座長) わかりました。

では、内布委員は2に変更ということで、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうかよろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございました。それではですね、内布委員、3から2に変更。他は提案どおりということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、事務局から読み上げていただきます。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

今のお話を踏まえまして分科会の委員は、次の通りに決まりました。

分科会1に大橋さん、上東さん、利光さん。

分科会2に齋藤さん、関哉さん、奈良岡さん、西村さん、藤野さん、藤原久美子さん、松永さん、村井さん、内布さん。

分科会3に池田さん、岩井さん、加藤さん、小山さん、坂元さん、佐々木さん、鈴木さん、田門さん、藤井さん、藤原精吾さん、三村さん。

以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

分科会1の委員が数が少ないんですけれども補助委員の活用ができますので、そういったところで、進めていただければと思います。

12月3日の第3回検証会議までの間に、各分科会で最低一度、会議を開いていただいて、委員長の選任、それから分科会ごとの進め方、方針等の協議をしていただきたいと考えております。

日程調整は事務局が行いますので、追ってご連絡をいたします。

ありがとうございました。

それではですね、分科会や検討項目については以上とさせていただいた上で、西村委員より提案事項があるということですので、お願いいたします。

(西村委員) 西村武彦です。

資料4を見ていただきたいと思います。

私は弁護士ですけれども、今年の12月の中旬に長崎で人権擁護大会が開催されます。

そこで二つの分科会が開催されるのですが、第1分科会のテーマというのが、インクルーシブ教育なんです。

それで、私達のこの検証会議のとりわけ第3の分科会では、教育の問題も扱うと思いますが、今弁護士会が作っている報告書等の中には、当事者の声がたくさん載っていることと、様々な行政や学校でやった、現在の状況の報告なども載っているので、この検証会議でも資料としての意味があると思いますので、ぜひ委員の分を購入していただきたいというご提案が一つ目です。

あともう一つは、もう第5回目までは2時間ということで決まっておりますが、要は分科会の報告などもあると思いますので、分科会の報告がどれぐらい時間をとるかわかりませんが、全体会の時間が今の2時間ではあまりにも短いだろうということで、可能であれば3時間とか、もしくはトイレ休憩を含んで3時間半だとか、そういうふうにやはり一定の議論の時間を保障していただきたいなということで、二つ目の提案は、第5回目以降、6回目からでしょうが全体会議をもう少し時間を延ばしていただきたいというのが私からの提案です。

以上です。

(松原座長) ご提案ありがとうございます。

ただいまの点については事務局から回答いたします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

まず一点目につきまして、人権擁護大会の報告書1点2000円のものを検証委員の人数分検証会議で購入してはどうかというご意見をいただいたと思います。

これにつきましては、本検証会議における資料や文献をどういうふうを選ぶのかとか、費用支出をどうするかについては、会議全体の運営に関わる重要な事項ですので、事務局にて整理して、また方針をご提示させていただきたいと思っております。

2点目の会議の時間につきましても、貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。

こちらもご提案を踏まえて、今後の時間について検討させていただきたいと思います。

以上です。

(松原座長) 西村さんよろしいでしょうか。

こういった機会があるということをお知らせいただき、ありがとうございました。

それでは最後になりましたけれども、北委員が到着されましたので、これから北さんにスピーチをお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

(北委員) 優生保護法被害者家族の会、北三郎です。

私は14歳のとき、施設で生活しているとき、子供を作れなくなる手術を受けました。今から68年前、1957年のことです。

私は手術のときに施設から受けた説明は、悪いところをとるから、それだけでした。

私は手術の意味もわからないまま、手術を受けさせられたんです。手術の1か月ほど後に、先輩から私が受けた手術は、子供を作れなくなる手術だということを教えてもらいました。14歳の私にはその手術が私を一生苦しめることになるなんて想像もできませんでした。

私の姉は、私が受けた手術について知ってました。ですが、お母さんから固く、口止めされていたので、誰にも手術のことを言わず、1人で秘密を背負ってきました。

私は施設と親が私に手術を受けさせたと思い、ずっと親を恨んで来ました。

私は妻と出会い、結婚した後も手術について、妻に打ち明けることができませんでした。周りから「まだ子供ができないのか」と言われ、妻はつらい思いをしたと思います。私もつらかったです。それでも手術のことを妻に言い出すことができませんでした。

妻が病気で亡くなる直前、私は妻に初めて子供を作れなくなる手術を受けたことを打ち明けました。そして隠して悪かったと謝りました。妻は私を責めることなく、「ご飯だけはちゃんと食べるのよ」と優しく言ってくれました。

私のせいで、妻は1人で、母や姉が1人で秘密を抱えることになりました。

手術のせいで、私は恨む必要のない親を恨むことになりました。

手術のせいで私は、最愛の妻に対して秘密を抱えることになりました。

手術のせいで私の人生は大きく狂わされました。

私は2018年5月、国に対して裁判を起こしました。

裁判を起こしてわかったのは、被害者は私1人でないこと。そして、私の人生をめちゃめちゃにしたのは親ではなかったということでした。それがわかったので、国と正面から戦おうと思いました。自分1人だったら諦めていたかもしれません。

裁判を起こすことになって初めて、姉が手術のことを話してくれました。法廷で涙を浮かべて話す姉を見て、姉もずっと苦しんでいたことを知りました。姉も裁判の途中で亡くなってしまいました。

2024年7月3日最高裁は、優生保護法は憲法に違反する法律であり、国は被害者に対して賠償するべきであるという判決を出しました。判決を聞いた瞬間、私は心の中で、天国にいる両親や姉に勝ったよと叫びました。

6年以上かかった裁判は、全ての被害者に希望を与える結果をもたらしました。

しかし、このような判決を受けても人生をやり直すわけにはいきません。優生手術は取り返しがつかないです。

私は手術を受けた当時、非行少年などが暮らす施設に入っていました。当時日本では非行少年の中に、知的障害がある人が多いと考えていました。私も知的障害があるというふうで手術を受けさせられたと思います。

子供を産む産まないは、人から勝手に決められることではありません。障害があってもなくても、自分の気持ちを全く関係なく、勝手に国に手術をさせられることなどあってはなりません。同じ悲劇を絶対に繰り返してはいけません。

私は私と同じような苦しみを味わう人を1人でも減らしていきたいです。

そのために、私は経験と想いを伝えたいと思い、今日ここに立ちました。自分のことを自分で決められる社会を心から願っております。

以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

ただいま北さんの手術を受けた経緯について、直接委員の皆様にも共有していただきました。

この検証会議には原告になられた方、北さんの他に、尾上敬子さん、鈴木由美さんが委員として参加しておられます。その重みをしっかりと受け止めて、進めていきたいと考えております。

北さん、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となります。事務局から次回の日程について説明をお願いします。

(採澤事務局長) 事務局の採澤です。

第3回検証会議は、検証委員の鈴木由美さんから優生手術の被害当事者の立場としてお話をお聞きする時間を設ける予定です。

一時間ほどの時間を想定しております。

鈴木さんのご了解を得ましたので、オンライン公開の場でお話をお聞きすることとなります。

第3回検証会議までの間に検証委員の皆様から鈴木さんに対するご質問を受け付けることとしますので、また追ってご連絡をさせていただきます。

以上です。

(松原座長) ありがとうございました。

鈴木さんのプロフィール等ご紹介しつつ、皆様のご質問を受けて、事前にそれを鈴木さんにお渡ししたいと、そういう段取りで考えておりますので、ご協力をよろしくお願いします。それでは第2回検証会議、以上を持ちまして終了とさせていただきます。

議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。オンライン参加の皆様も、ど

うもありがとうございました。

以上

旧優生保護法問題検証会議  
第3回検証会議議事録

1 日 時 2025年12月3日（水）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1701AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、鈴木由美委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから、旧優生保護法問題検証会議第3回検証会議を始めます。

それでは、ここからは松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

（松原座長）座長の松原です。

はじめに、分科会委員について確認させていただきます。前回の検証会議にて分科会の委員を決定しましたが、その際、第2分科会への所属が決定した内布委員より、当初の希望通り第3分科会への所属を希望するとのお申し出をいただきました。

内布委員が第3分科会に所属することについて、ご異論がなければ、今回の会議で、その旨を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見はないようですので、内布委員には、第3分科会に所属していただくということで決定いたしました。

さて本日の検証会議では三つの事項を取り扱うこととなっています。

はじめに、鈴木由美委員のヒアリングを行います。

1時間程度を予定しています。

次に、各分科会からの報告をしていただき、必要に応じて、質疑応答を行う予定です。

最後に、複数名の検証委員から、分科会の公開についてご意見が出されたことから、この点について意見交換を行う予定です。

では、まずは、鈴木委員のヒアリングを開始します。

ここからの進行は、事務局にてお願いします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

ここからは委員でもあり、優生手術被害当事者でもある鈴木由美さんから被害の実態や経緯についてのお話をお聞きしたいと思います。

本日は、鈴木由美さん、ご本人とヒアリングの補助をしていただく、弁護士の吉倉さんにお越しいただいております。

まず前半、鈴木さんが受けた手術の経緯や状況、実態についてご本人からお話いただき、後半には鈴木さんに対して、検証委員からの質疑応答を行いたいと思います。

それでは、鈴木さん、吉倉さん、よろしくお願いいたします。

(吉倉弁護士) ご紹介いただきました弁護士の吉倉といいます。

最初に訂正をさせていただきたいです。

お手持ちの資料の通し番号26分の13、陳述書の中の7、結婚と離婚という項目の中の下から数えて9行目ですね。

結婚式を挙げた西暦が2008年と書いてあるんですが、1998年、10年前の間違いです。平成の方は合っています。1998年6月28日に結婚式をしましたということです。

ここからは私から鈴木さんに質問する形で鈴木さんが経験したこと、今思われていることなどについてお話を伺いたいと思っています。まず、時系列に沿って、小さい頃のお話から聞いていきたいと思います。

鈴木さんが幼い頃、記憶にあるときというのは、由美さんは祖父母とお母さんとあと、お兄ちゃん、あと、お母さんのきょうだいのおばさんたちと一緒に暮らしていたんですね？

(鈴木委員) はい。

(吉倉弁護士) 主にいろんなサポートをしてくださってたのはどなたになるんですか？

(鈴木委員) おばあちゃん。

(吉倉弁護士) おばあちゃんですね。おばあちゃんによく散歩に連れて行ってくれたりしてたんですかね？

(鈴木委員) はい。天気がよかったら散歩に連れて行ってもらったりしていたんですけど。

(吉倉弁護士) アナウンスするの忘れてました。もし聞き取りづらい言葉とかありましたら、私自身が聞き取りづらかったら、もちろんリスピークするんですが、遠慮なく途中で手を挙げていただいたりして、知らせていただけたらと思います。

おばあちゃんと散歩に行っていて・・・。

（鈴木委員）行ったときに何か知らない大人の方が私の方をじろじろ見たり、何か言ったり、私と同じような歳の子どもを連れとお母さんが、自分の子どもがダダをこねて泣いていたときに、「言うことを聞かなきゃあんな子になるよ」ってよく言われたんですよ。

（吉倉弁護士）「言うことを聞かなかったらあんな子になるよ」と、鈴木さんの方を見て言われた。

（鈴木委員）指さして、「近寄ったら病気がうつるから」とかって言われて。でもね、私はこの状態で生まれて、この状態で生きて生活して、なんで「あんな子になる」とか、そんなことを言われなあかんのかなって思っていました。

（吉倉弁護士）散歩はその後にもよく行ってたんですか？

（鈴木委員）そういうことがあって、おばあちゃんが私のためにそういう言葉を聞かさないようにしようと思って、おばあちゃんが、私がかわいいからだんだん外へ散歩に出さなくなった。

（吉倉弁護士）だんだん散歩に行かなくなったんですね。

その後、由美さんも小学校に上がる年齢になってきましたね。

先にお兄ちゃんがいるから、お兄ちゃんは小学校に上がってランドセルを買ってもらって登校してたんですよ。近所の子たちは小学校に行っていましたよね。由美さんは、小学校は？

（鈴木委員）私は行けなかった。

お兄ちゃんが3つ上で、同じ学校に行きたいなって当時は思っていた。

（吉倉弁護士）同じ学校に行けるかなと。

（鈴木委員）同じ学校に行けたら嬉しいなって思ってたけど。でも実は、私行けなかった。

（吉倉弁護士）どうして行けなかったんですか？

（鈴木委員）言葉を良いように言えば、障害があるから、しんどいから来なくていいよっていう感じで就学免除という、当時はそういう制度があって、もう来なくていいとなって。でも、裏を返せば、障害者なんだから勉強せんでええと。車いすの人を世話をしなければいけないのが、すごく・・・。

（吉倉弁護士）スロープつけなあかんとか、世話をしなあかんとか。

（鈴木委員）せなあかんかなということ。障害があるから、世話がしんどいから来なくていいよって、そんなことで行けなかったです。

（吉倉弁護士）当時は鈴木さんは就学免除という言葉であつたり、そういう制度があることは知らなかったんですか？

（鈴木委員）全然知らない。

（吉倉弁護士）誰からどんなふうに学校に行けないというふうに聞いたんですか？

（鈴木委員）でもわからなかった。自然と。

(吉倉弁護士) 勉強というのは、由美さんは、どうやってしたんですか？

(鈴木委員) おばあちゃんが私が大きくなったら困らないように、簡単な掛け算とか、引き算とか、足し算を教えてもらいました。

(吉倉弁護士) 学校に行けないと友達とかはいなかった？できなかった？

(鈴木委員) 全然できなかった。友達にも会えなかった。

(吉倉弁護士) 遊び相手は？

(鈴木委員) 遊び相手はお兄ちゃんが遊んでくれたりした。おばあちゃんがお絵かきしてくれたり、主にちっちゃいときはテレビとか見たりとか、そんなことで過ごしていました。

(吉倉弁護士) そんなときに、手術の話に移りますけれども、12歳のときに、手術を受けたわけですね。

誰からどんなふうに手術を切り出されたんですか？

(鈴木委員) 母が「由美、いついつに入院するからな」って言われて、何の入院かなって思っていました。

(吉倉弁護士) 由美さんは何のために入院すると思っていました？

(鈴木委員) 私ね、幼いときにテレビで「ベン・ケーシー」という。

(吉倉弁護士) 海外ドラマの「ベン・ケーシー」？

(鈴木委員) という手術がすごくまい先生のドラマ、いつも見てたんですよ。あんなふうに入院して、ちょっとでも足が動かせるような手術かなって。

(吉倉弁護士) ちょっとでも足が動かせるようになる手術じゃないかと。

(鈴木委員) 思っていました。

(吉倉弁護士) 手術を受ける前は、体の状態はどんな状態だったんですか？

(鈴木委員) 後ろから支えてもらったらたっちができた。

(吉倉弁護士) 立てた。

(鈴木委員) それから、自分で、おばあちゃん座り。ぺったん座り。

(吉倉弁護士) おばあちゃん座り、ぺったん座りって、わかります？正座はできないけど、脚を外側に広げてペタンと座る。ぺったん座りができてたのね？

(鈴木委員) 自分のハンカチを片手でたたんだりとか、できていました。

(吉倉弁護士) そういうのがもっとできるようになる手術かなって想像してたんですね。

(鈴木委員) はい。

(吉倉弁護士) 手術の日のことをお聞きしますけど、結局、特に手術を受ける前に、家族とか病院の先生とかからは何のための入院かというのは、説明はなかったんですか？

(鈴木委員) 一切ありませんでした。

(吉倉弁護士) 手術の日を迎えました。覚えてること、どんなことを覚えてます？

(鈴木委員) あんなことがなかったら、こんなひどい思いはしなかったと思う。

(吉倉弁護士) まず、手術前にどういうことがありましたか？

(鈴木委員) 当時、手術前にはじめに、「お注射するね」って。

(吉倉弁護士) 注射をされた。

(鈴木委員) 注射したら、ウトウトなってきた。ウトウトとしたときに、また、看護師さんが「お腹の中をきれいにするから浣腸しますね」って言われて、かえって、ウトウトとしていたのにそういう感じで起こされて、もう意識がはっきりした。

(吉倉弁護士) 意識がはっきりした。

(鈴木委員) 意識がはっきりした状態で、ライトがいっぱいあるところを通過して、手術室に行かされて。

(吉倉弁護士) ストレッチャーで運ばれていったのかな？

(鈴木委員) 白い天井のところに運ばれて。止まったら手術室だった。

(吉倉弁護士) 手術室までの廊下の天井を意識がはっきりしているから見えるんやね。天井のライトがバーっと動いていた。それで手術室に入ったと。

(鈴木委員) 入ったら大きなライト、手術室のライトがいっぱいあってキラキラして頭の上に音がしたり。

(吉倉弁護士) メスとかの重なる音かな。

(鈴木委員) 先生達は白衣を着て、マスク、帽子、目だけが出ていて、眼鏡をしていて、「怖い！」となって。思っ、うわーっと泣いて、お椀みたいなものを口に当てられて、それで気がなくなりました。

(吉倉弁護士) 意識失ったんやね。目を覚ますと、どんな状態？

(鈴木委員) 目を覚ますと、ベッドの上において、ベッドで上向いたら、なんかお腹のおへその下あたりが何か突っ張る。

(吉倉弁護士) おへその下あたりが突っ張る。

(鈴木委員) あれ？なんで、寝る前はこんな感じなかったのにな。

(吉倉弁護士) 前はそんな感じなかったのにおかしいなって。

(鈴木委員) なんでって思ってた。

(吉倉弁護士) それ誰かに聞いたりしましたか？

(鈴木委員) わからなかった。聞けなかった。

(吉倉弁護士) 手術らしきものを受けた後も、誰からも何の説明もなかったんですか。

(鈴木委員) ないです。なかったです。

(吉倉弁護士) その後しばらく入院してから自宅に戻られたんですね。自宅に戻られてからの生活はどうでしたか？

(鈴木委員) めっちゃ大変。

(吉倉弁護士) めっちゃ大変。何があったんですか？

(鈴木委員) 私の部屋が病院と同じで、壁が白くてライトも明るいライトをつけてましたから。

(吉倉弁護士) 明るいライトで。

(鈴木委員) 何か違和感が。この感じ。

(吉倉弁護士) 退院して違和感があった。

(鈴木委員) 何かどっかで見たことがあるような、なんかそういう感じあったけど、そこで、おばあちゃんが私のためにご飯を作ったりしたときに、金属の音がして。スプーンとかの。洗うときにチャリンと音がした。あれ？この音も何か覚えがあるなって思って。一瞬、病院の手術室の場面が浮かんできて、そしたらもう緊張が激しくなって、痙攣しました。

(吉倉弁護士) そんなことが1回や2回じゃなかったのかな？

(鈴木委員) 1日4回ぐらい。多かったら5回、6回ぐらいありました。

(吉倉弁護士) 病院には行ったんですか？

(鈴木委員) どの？

(吉倉弁護士) 手術を受けた病院には行ったんですか？

(鈴木委員) 行ってないです。

(吉倉弁護士) 他の病院に行ったのかな。

(鈴木委員) おじさんが痛風で行っていた病院が、近くの整形外科かな、そこに行っていて。ほんで、そこに連れていってもらって、ちょっと痙攣おさめるために、筋肉注射をしてもらった。痙攣はおさまったけど、その後のしんどさというか。痙攣はおさまったけど気持ちがムカムカしたり、ご飯が食べれなくなったり、それが、10年以上続きました。

(吉倉弁護士) 10年以上続いた。その間に由美さんは成人になっていますよね。12歳で手術を受けて10年以上そんな状態……。ほぼ寝たきりのような状態で成人を迎えてということかな。

(鈴木委員) 普通やったらね、障害があっても、成人式っていうのは出れると思うんだけど、そういう状態で行きたいと思わなかった。寝たきりの状態になった。

(吉倉弁護士) 30歳ぐらいまで寝たきりの状態になった。ずっと寝たきりの状態で駄目だと思い始めて、由美さんはどうしたんですって？

(鈴木委員) このままの状態、家の人だけの中で、鈴木由美という存在を終わらせたくないと思って。少しずつ、しんどいけどベッドの上で、今日は1分、明日は2分という形で、座るために、もたれて座ることをずっとやって。

(吉倉弁護士) 座る練習を始めたんやね。

(鈴木委員) それで、もう1回、もう一度外に出て、私という鈴木由美という存在をみんなに見てもらいたかったし、そういうふうになんか、自分が家の中で終わらせたくないから、1日何分かけて、何年かけて、こういう状態まで戻しました。

(吉倉弁護士) 車いすに乗れるようになったのは何歳ぐらいですか。

(鈴木委員) おばあちゃんが亡くなった平成元年・・・。

(吉倉弁護士) おばあちゃんが亡くなったのが平成元年だから、36年前だから34歳ぐらいかな。そのときにやっと車椅子に座れるようになって・・・。

(鈴木委員) 座れると思ったら、母に「もう1回車いすに座りたいから」って言って役所行ってきて「車いす作ってもらって」って言ったんだけど、やはり、20何年間寝たきりだから足が曲がらない。

(吉倉弁護士) 足が曲がらないね。

(鈴木委員) はじめはストレッチャーみたいな。

(吉倉弁護士) 足伸ばす形の車いすやね。

(鈴木委員) 頭をずっと起きた状態の車いすを作って、それからぼちぼち自分なりに足が曲がるようになって、角度を変えてもらって、足が曲がるようにしてもらって、でもやっぱり、足が前にいかないように車いすにベルトをつけたり、そんな車いすも何台か・・・。

(吉倉弁護士) 足が前に行かないように。

(鈴木委員) 作り直して何度もこれでいけるなって思って、それでやっとそういう状態で普通の車いすに乗れるようになって。あとはもう、自分で電動の車いすで当時は手で動かしていたんだけど、頸椎を二次障害で頸椎を痛めたから手が自由に動かなくて。

(吉倉弁護士) 二次障害で頸椎を痛めたから手が動かなくなっちゃって。

(鈴木委員) それであごで動かせるような今のこの状態の車椅子に1回もってきてもらって試した。動かせることがわかった。それで今の車いすになりました。

(吉倉弁護士) 少し手術の話に戻るんですけども、手術を受けた直後は、なんかお腹に突っ張りがある、おかしいなと、何かしら手術を受けたのかなという感じだと思うんですけども、それがね、赤ちゃんを産めなくなる不妊手術、子宮を摘出されたんだということが徐々にわかってきたとは思うんだけど、わかるきっかけとか、何かどんなふうに徐々にわかってきたのかっていうその辺はどうですか？

(鈴木委員) 私は女の子の従姉妹がいて、「おねちゃんいつ始まった？」って言うから何のことかなってわかんないけれども、ちょっとごまかした。

(吉倉弁護士) それは由美さんがいくつぐらいのとき？手術を受けてどれぐらい経った後なんやろうか。

(鈴木委員) 15くらい。

(吉倉弁護士) 15～6歳。よくわからなくてそのときはごまかした。

(鈴木委員) でもなんか、そういえば、私その手術が何の手術かっているのを聞いていないから、おばあちゃんに聞いたら、わかるかなと。

(吉倉弁護士) おばあちゃんに聞いたらわかるかなと思って

(鈴木委員)「ねえねえ、おばあちゃん。由美が何年か前に病院に入って、怖い思いして、あれ、何のための入院だった？」

(吉倉弁護士) 何のための入院やった？って聞いたら、おばあちゃんは何と答えたんですか？

(鈴木委員) おばあちゃんが悲しそうな顔で何も言ってない。

(吉倉弁護士) 最初は悲しそうな顔をして何も言ってくれなかった。

(鈴木委員)「おばあちゃん、私怒らないから、ほんまのこと言うて」って。「私も聞く権利があるんちゃうか？もう起こったことは怒らへんから話をして」って言ったら、たった一言、おばあちゃんは「ママがあんたのためにしたんやで」って。

(吉倉弁護士) あんたのためにしたんやでと一言言われた

(鈴木委員) 何のことかわからなかった。あんたのためって、何？どういうこと？頭がクエスチョンマークで。

(吉倉弁護士) その後かな？おばさんとかからの話で生理のこととかを何となく。

(鈴木委員) 私がとおばちゃんと一緒に暮らしていた時に、「おばちゃん、後ろのスカート汚れてるよ」って私が言ってあげた。おばちゃん、スカート汚れているよって。おばちゃんは「始まったんやわ」と言う。何が始まったんかわからなかった。

でも、「由美も大きくなったらこんなふうになるから気をつけよ」って言われて。なんかかわからなかった。それで、「これがあつたらいずれは赤ちゃんができることなん。女の子の印やで」って言われて。

(吉倉弁護士) 大人になったら赤ちゃんができるようになる女の子の印やと言われた。

(鈴木委員)「そうか、そうなん。そうなんや」っていう感じで。

(吉倉弁護士) そういう出来事がいろいろ積み重なって徐々に。

(鈴木委員) 私はそんなんないし。

(吉倉弁護士) みんなが始まったとか、いつ来たとかって言ってるものが自分には始まらないと。

(鈴木委員) 自分はないから「あれ？なんで？」って感じで。

(吉倉弁護士) だんだんと受けた手術と生理とかその子どもができるできないとかに関わる手術だったんかっていうのが、じわじわわかってきたんですか。

(鈴木委員) 少しずつ。でも、それがなんでそんなことをされたのかっていうのがわからなかった。

(吉倉弁護士) なんでそんなことされたのがわからなかった。

(鈴木委員) そうですね。学校も行っていないから性教育も何もわからないからなんでかな？って。

(吉倉弁護士) 由美さん当時はね、どうやって子どもが赤ちゃんができるかっていうのもわからなかったっておっしゃっていたものね。

(鈴木委員) だってチューして赤ちゃんができると思ってた。

(吉倉弁護士) キスしたら赤ちゃんができるとか、その当時とか直後はそう思ったものね。誰も教えてくれないし。

(鈴木委員) うん。

(吉倉弁護士) 徐々に大人になって外に出るようになったぐらいにはある程度わかって、自分が受けた手術の意味がわかってきて。由美さん43歳の頃やね。結婚されたんやね。そのときには、自分が子どもができない体なんやっていう認識はあったのかな。

(鈴木委員) あった。ただ、そのときに、夫のお母さんに反対されてんけど。

(吉倉弁護士) 夫になる人には自分は子どもはできないんだっていうのは伝えていたんですか？

(鈴木委員) うん、私はもしかしたら、赤ちゃんできへんかもとわかんないけど、と言った。それでもいいよって。

(吉倉弁護士) それでもいいよって言われて結婚を決めたんですね？

(鈴木委員) 夫の母が結婚の1週間前に電話をかけてきて、私に、今でも覚えているけれども、「結婚はお互い子孫繁栄のために結婚するんや」。

(吉倉弁護士) 「子孫繁栄のために結婚するんや」と。

(鈴木委員) 「それがあなたにできますか？」と言われたときは、できるって言われへんかった。だってもう、赤ちゃんできないっていうことが薄々わかっていたから。

(吉倉弁護士) 何も言えなかったんよね。ただ夫になる人はそれでもということで結婚したわけやね。

(鈴木委員) 結婚していろいろあって離婚するときに、夫が「子どもがおったら、子どもができとったら、こんなことならへんかったのにな」と。

(吉倉弁護士) 子どもができていたらこんなことならなかったかもなって。こんなことってというのは、離婚に至るようなことっていうことを一言言われた。

(鈴木委員) 「いやいや、あんたが言いって言ったから結婚したんや」って。今更何を言ってるの。面倒くさかった。反論したかったけど、「もうええわ」と思うて。それはあんたがええって言ったし、「はい」って言って結婚したから、私と結婚したら、当然、反対されるし家族もお母さんも、絶対反対するから。それでもええの？って私は何回か言った。

(吉倉弁護士) 何度も言ったのに、それでOKしてくれたのに・・・。

(鈴木委員) それなのにそんなこと言ったから、「いやいやあんたがOKやって言ったやん」って思っ。

(吉倉弁護士) そんな経験もしながら、その後ね。時間が経って、裁判につながるそのきっかけについて教えてもらいたいんですけれども。

(鈴木委員) テレビニュースで仙台の飯塚さんのニュースを見て、20年間いろんな

ことで闘って、やっと仙台で訴訟をしたということをニュースで見たんだけど、話を聞けば、「あれ？何か、私によく似てるな」と思って、そのニュースを見て、終わってから読売テレビの方に何回もメッセージを送って、「先ほどテレビのニュースで見たんだけど、何か私と同じ。私も同じようなことがあったんですけど」って言ったら「わかりました。折り返します」って、折り返し電話をもらって、「一度お話を聞かせていただけますか」って言われて「いいですよ」って言ってそのディレクターの方が。

（吉倉弁護士）ディレクターの方と会った。

（鈴木委員）私も「こうこうなんです」って言って、「鈴木さんどうなさるんですか」って言うから「何をですか？」と。

（吉倉弁護士）どうって「何をどうするの？」って質問を返したんですね。

（鈴木委員）「裁判ですけど」って。

（吉倉弁護士）「裁判するんですか？」っていう意味でディレクターの方は聞かれてたんやね。

（鈴木委員）「でもそういうことがどうやっていいか、どうしていいのかわかんないんですけど」って言ったら、そのディレクターの方が「今いろんなことを取材をさせてもらってるから、知り合いの弁護士さんに話をしておつなぎしましょうか？」と言われて「だったら、お願いします」と言って。

（吉倉弁護士）先に、ご夫婦の取材をしていたからその弁護士につなぎましょうか？と言ってもらったんですね。

（鈴木委員）「知り合いの弁護士がいるからそこにお話をさせてもらえますか？」って言われて、「ではお願いします」と言って、知り合いの弁護士さんに来ていただいて。

（吉倉弁護士）それで裁判を起こすことにいろいろあつてなったということだね。

最初由美さんね、名前を仮名にするのかどうするのかという話があったと思うんですけど、結果は今は本名で活動されてますけど、その辺の経緯は。

（鈴木委員）はじめ、仮名にしようかなって思ったのは、やはり、私個人のことなんですけど、今入っているヘルパーの事業所に対して、迷惑がかからないかなと。

（吉倉弁護士）ヘルパーの事業所とかに迷惑がかからないかなって思った。

（鈴木委員）仮名の方がいいかなと思って迷惑がかからないようにしたいなって思ったんだけど。会見の5分前に、よくよく考えて「ちょっと待てよ」と。これ、私が以前、仙台のニュースを見て、私がこうやってできたのも、仙台のニュースがあったからこうやって闘えることになって。

（吉倉弁護士）仙台のニュースを見て自分もこうやって闘えるようになったから。

（鈴木委員）私と同じような人がまだいっぱいいるかもと思ったら、ちょっと待って、私と同じような人が出てきてほしいからと思って。会見5分前に。

（吉倉弁護士）記者会見の直前5分前に、「私、本名でいく」って。

（鈴木委員）私の本名と顔を出す。よく考えたら私が悪くないもん。

（吉倉弁護士）私は何も悪いことはしてないよ。

（鈴木委員）国がこんな変な制度を作った。こんな苦しめている、苦しんでいる人がたくさんいるから、私は顔も声も出すし、名前も本名でいきますと言って。

（吉倉弁護士）5分前に覚悟を決めたと。だんだん時間が、ごめんなさいね、押してきてるんだけど。裁判ではね、一審の地裁では負けましたよね。高裁で逆転して最高裁が維持ということなんだけど、地裁ではね、要は時間切れだよと、除斥期間といって、時間切れだよといわれて負けちゃいましたよね。それについてどう思いました？

（鈴木委員）時間切れっていっても、うちらはそういうことも含めて情報がなかった。20年間情報がなかった。情報が入ってきたらわかったと思うけど、それ一切何もない、社会経験もない、学校も行っていない。

（吉倉弁護士）社会経験もない、情報もないのに。

（鈴木委員）そんなこと言われても、国が勝手に作った、国が勝手に作っただけだろうと思って。

（吉倉弁護士）国が勝手に作っておいてね。裁判では、最終的に勝ちましたけれど、やっぱり、今でも障害のある方に対する差別とか偏見とかあるなと思うことはありますか？

（鈴木委員）ありますね。この間も、私は電車に乗るのを待ってたら、おっちゃんが「障害者はこんなところに来るな」とか言っていた。また、あほの人がおるなって思ってた。

（吉倉弁護士）あほな人があほなこと言ってるなと思うことがあったんですね。

（鈴木委員）もうええやん。あほな人はほっといたらええねん。あの人わからんから、そういう教育をされてるからしょうがないわって。でもこれだけは言っておきたいことがあるねん。これからこの分科会で、共にうまくできるようになるためには、やっぱり障害のある方、ない方含めて一緒に作っていききたい。

（吉倉弁護士）一緒にね。

（鈴木委員）やっぱり差別のない、本当に差別のない世の中になるためには、時間がかかると思うけど、本当にいつでも差別がないような社会を、共に障害者が入れるように。

（吉倉弁護士）一緒にというのは、やっぱり小さい頃から教育の場面でもというふうに思われますか？

（鈴木委員）そうそう、教育の場面とか。どこに行ってもジロジロ見たり、見られたりっていうのもある。本当に私今も思うんだけど、ヘルパーには「あんたらだまつきや」って言うんだけど、やっぱりどこかに出かけたら、駅員さんが私の方を見なくて。

（吉倉弁護士）駅員さんが鈴木さんの方を見ずに。

(鈴木委員) ヘルパーの方に話しかけるから。「どこ行くんですか」とか。「何をなさるんですか」とか。「一切しゃべったらあかん。私に対応する」と言うんだけど。いまだにある。

(吉倉弁護士) いまだに自分に話しかけずにヘルパーさんにばかり話しかける。

(鈴木委員) 買い物にいつでも、昔、服を買いに行っても、店員さんが「何になさいますか?」とヘルパーに向かって言うから、「あんたあほか」と。

(吉倉弁護士) あんた、ヘルパーさんが買いに来たんちゃうと。

(鈴木委員) 「私が買うねんで。どこ見とん?」と。「客は私やで。障害があっても、客やで。馬鹿にせんといて」と言って、「他の店に行こう」って言って、その店に行かへんかった。だから、何をやっても、障害がある人に対しては、人権がないというか。

(吉倉弁護士) 人権がないと覚えることが今まだまだあると。

(鈴木委員) そのためにはやっぱり法律を作り直さないとあかんし、国の方もともに同じように私達も入れて新たな生活をしてほしいと思います。

(吉倉弁護士) まだまだ由美さんに話してほしいことはあるんですけど、お時間の関係もあるので、ここから、事前に委員の皆さんから質問をいただいていたので、その質問についてお答えいただきたいと思います。上東委員より質問です。

手術を受けた後、手術のことを思い出し、緊張状態になったそうですが、それはどのくらいの期間続きましたか?と。この質問は先ほど、お答えいただいて、20年ぐらい続いたと。20年、30年、いまだに病院に行くのは本当は嫌だとおっしゃってましたね。

(鈴木委員) 行きたくない。しゃあないから行くけど。

(吉倉弁護士) 本当だったらね。思い出すんですよね

(鈴木委員) まだ最近、看護師さんも白衣を着てないから。

(吉倉弁護士) 白衣を最近看護師さんが着てないからまだまし。やっぱり思い出して、いい気はしないね。あとその他にも、緊張状態になったという他にも、手術が体に与えた影響があったら教えてくださいということで。これも緊張状態からきてるのかなと思いますけど、できていたことができなくなってしまったというのをおっしゃってましたよね。例えば。

(鈴木委員) 例えば、立ちできなくなったとか。

(吉倉弁護士) 支えてもらったら立てたのにそれができなくなっちゃったとか。お絵かきができない。

(鈴木委員) お絵かきができない。あとは、ぺたんこ座りが。

(吉倉弁護士) さっきのぺたんこ座りができてたのに手術後はそんな状態、寝たきり状態で。

(鈴木委員) だから私はショックで頭の脳の片隅が萎縮して。

(吉倉弁護士) ショックが強すぎて。

(鈴木委員) 萎縮して、動けなくなったと思う。

(吉倉弁護士) 脳にも影響があったんじゃないかと。

陳述書についている写真、通し番号26分の16ページのところに、写真1の真ん中、小さい頃の由美さんですけど、これはお兄ちゃんと将棋をやっていたりするんやね。このときは、手がある程度上に、前に挙げたりとか、少し曲げれてたんですよ。それも手術後は、ままならなくなってしまったね。

あとご質問ですけれども、病院は鈴木さんの意思を確認することなく手術を行ったようですが、医療関係者に対して訴えたいこと、言いたいことがあったら教えてください。

(鈴木委員) 手違いで。

(吉倉弁護士) 手違いで、本当だったら浣腸した後に、麻酔をね。

(鈴木委員) 麻酔を打って欲しかったけど反対になっちゃったから20年間という寝たきりの暗いイメージができた。

(吉倉弁護士) もちろん手術自体あり得ないんだけど、それだけじゃなく20年、30年奪われた。

(鈴木委員) 本当に返して欲しい。20年間。だって普通やったら綺麗な服を着たりとか。遊びに行ったりとか。成人式やったら、晴れ着を着て行けたり。というのは一切私はなかった。20年間という思い、時間は私にはすごく大切な20年間でした。

(吉倉弁護士) あと質問ですけど、鈴木さんの周囲でも同じような手術を受けた方をご存知ですか？という質問です。

(鈴木委員) それはわからないんですけども。

(吉倉弁護士) 鈴木さん自身は直接聞いたことはないんですね。

(鈴木委員) ないです。

(吉倉弁護士) ただ通っていた事業所の施設長さんから「由美、お前もか」みたいなことを言われたことはあったっていうことでしたね。施設長さんは他にも知っている？

(鈴木委員) それがどういう意味で「お前もか」と言われたかわからないけど、「由美、お前もか」と言われて「何が？」って思った。

(吉倉弁護士) そのときはよくわからなかったんですね。由美さんの周りではどちらかというと、同じ手術は受けていないだろうというか、生理がちゃんときていて、みたいな話を聞く方が多かったんですかね。

あとですね、藤原久美子委員からのご質問です。ほぼ寝たきりの状態になってしまったってというのが、おそらくPTSDというトラウマみたいな状態だったと思いますと。

その手術を促した行政あるいは病院から、由美さんの手術後の体調を尋ねてくるよ

うなことはなかったんでしょうか？何かしら医学的な介入が行政、病院、手術を受けた病院からはなかったんでしょうか？

（鈴木委員）一切ありません。

（吉倉弁護士）それは家族が拒否したとかそういう理由ではない。そもそもなかった。

（鈴木委員）なかった。

（吉倉弁護士）手術後の経過観察みたいなことで、同じ病院に行くことも記憶としてはないんですよね。

（鈴木委員）ないし、大きい病院から連絡もなかったです。

（吉倉弁護士）連絡もなかった。あとですね、今のようなネット社会では当時なかったですよ。由美さんの情報源といたらどういうものでしたか？

（鈴木委員）情報源・・・、テレビかな。

（吉倉弁護士）TVが中心ですかね。

（鈴木委員）学校に行っていないから、テレビにでている人の名前とか、歌のタイトルで漢字を覚えたり。

（吉倉弁護士）その都度おばあちゃんに聞いたりして。

（鈴木委員）漢字も難しい。「君」っていうときも、1個は「きみ」だし、「くん」と読んだり。

（吉倉弁護士）「きみ」と読んだり「くん」って読んだり。

（鈴木委員）なんで？って。

（吉倉弁護士）難しいですよ。

次に大橋委員からの質問です。由美さんと同じように何の説明も受けずに子宮摘出をされた方もおられると思います。由美さんはそういう人に出会いましたか？という、先ほどの質問と同じですが。ここは直接は出会っていないということですね。

同じ経験をしている人たちに補償法の申請についてどう伝えていったらいいのか、お考えやアイディア、もしくは逆に難しい課題とかあればお聞かせください。

（鈴木委員）もしかしたらそういう方がいらしたら、役所とか県とか、いろんなところに簡単なリーフレットを置いておくとか。今だったらネット社会だから、ネットでこういうのがあったら簡単に、来てください、連絡してくださいっていうのもありかなと。

（吉倉弁護士）SNSとかかな。Y o u T u b eとか。

（鈴木委員）いろんな形で行った方がいいと思う。今の社会は、みんな携帯を持っているし、Y o u T u b eとか見れるから。

（吉倉弁護士）由美さんもY o u T u b eとか結構見ますか？

（鈴木委員）はい。いろんな方法でやった方がいいと思う。

（吉倉弁護士）事前にいただいていた質問は以上になります。

（関口事務局次長）ありがとうございます。お時間の都合があるんですが、ご質問がある方がもしいらっしゃったら、お一人かお二人、もしありましたら、挙手の上お願いできますでしょうか。

それでは藤井さんお願いします。

（藤井委員）鈴木さん、藤井です。どうもありがとうございました。

鈴木さんとこの検証会議をご一緒することをとても誇らしく思います。質問なんです、鈴木さんもこの検証委員として入ったわけだけど、この検証会議に期待したいこと、自分で「これは」という期待があれば述べてほしいです。あるいは鈴木さんの検証会議の委員としての決意、気持ちですよね。これら、もし聞かせていただければと思いますがいかがでしょうか。

（鈴木委員）私、例えば、みんな障害者の方が本当に暮らせるように社会を変えていきたいと思うし、国も、今、いろんなことで首相が変わったりしてるけども、約束していただいたことを守ってほしいし。

（吉倉弁護士）前の首相が約束したことをちゃんと引き継いで。

（鈴木委員）こども家庭庁の方もそうだし、他の方もともに当たり前に暮らせるように、私たちが入って暮らせるようないい制度を作ってほしいと。それに、私が暮らせるのもヘルパーがいなかったら、暮らせない。ヘルパーのお給料ももっと上げてほしい。

（吉倉弁護士）ヘルパーさんの給料ももっと上げてほしい。

（鈴木委員）ヘルパーさんになる方も多くなると思う。今のお給料やったら、ヘルパーなんかならんって。ヘルパーになろうかなと思ってもなれない人もいると思う。だからヘルパーの給料を上げたらもっともってやりたい方もいると思う。特にいろんな制度を使う私達も、やっぱりヘルパーが必要やし。

（吉倉弁護士）支えてくれる人の待遇をもっとよくしてほしいと。それが自分の、障害のある方の生活の充実に繋がるということやね。

（鈴木委員）私は一人暮らしができるような制度を作ってほしい。学校も行けるようにして欲しいし、働く場も十分に。重度障害があっても、家でオンラインでできるような仕事もできるような社会を国として作ってほしいし、そのことを言っていかなきゃ、私の分科会は終わらないと思います。以上です。

（関口事務局次長）ありがとうございました。

（田門委員）すみません。田門ですけど、質問1つよろしいでしょうか。

（関口事務局次長）手短にお願いします。

（田門委員）すみません。田門です。

裁判を起こしたという決意をした背景に、背景の中の一つに、例えば自立生活で活動した経験も含まれていますか？ということをお伺いしたいです。

（鈴木委員）はい、あります。

私は障害があっても、自分でやりたいことをやりたいと思って、母にも反対されたけど、一人暮らしも29年になりました。来年で30年です。

（吉倉弁護士）一人暮らしを始めて来年30周年なんですよ。

（鈴木委員）やっぱり1人じゃないけど、私が頑張っている姿を見てもらったら、支えてくれるヘルパーもボランティアさんも「ああ、由美さん頑張ってるから、行くかな、言ってあげないとあかん」と思ってもらえるようなことをしていかなあかんところからも思います。以上です。

（関口事務局次長）どうもありがとうございました。それではヒアリングは終了させてもらいたいと思います。

鈴木さん、吉倉さん、どうもありがとうございました。

ここからは座長に進行をお戻ししたいと思います。座長、よろしくお願いします。

（松原座長）鈴木さん、大変貴重なお話ありがとうございました。共有してくださった資料だけでは伺い知れない大事な話をこの場で聞くことができたと思います。

では、議事を進行してまいります。

各分科会からの報告をいただきます。前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が行われました。そして、各分科会の委員長は、分科会委員の互選により、次のように決まりました。

第1分科会の委員長は、利光委員。

第2分科会の委員長は、齋藤委員。

第3分科会の委員長は、坂元委員です。

本日は、それぞれの会議で議論された内容をご報告いただきたいと思います。

特に、他の分科会と分担や調整をしたいというような事項がありましたら、その点もあわせてお願いいたします。

資料は2からとなります。では、まず第1分科会、利光委員。

（利光委員）第1分科会の利光恵子です。

第1分科会は委員が3人という少人数ですので、1回目の会議は10月27日に行われた前回の検証会議の終了後に、松原座長と関口事務局次長も同席していただいて、対面でごく短時間でしたけれども行いました。

そこでは、主として利光を委員長として選任すること、あるいは今後収集する資料や記録等の保存場所とか保存方法について話し合いました。

2回目の会議は、資料の20ページですけれども、11月12日にオンラインで座長あるいは事務局も参加していただいて実施しております。主な議題は、今後どのように調査を進めていくかということです。

まず、調査の全体像としては、一つ目の柱としては、資料や記録の収集とその調査、二つ目の柱としては、優生保護法被害者の方々をはじめとして、この優生保護法に関連する幅広い関係者へのヒアリング調査を行いたいと考えております。

調査項目についてですけれども、まず一つ目として、国、都道府県、市町村に対する公文書等の調査ですね。

全国的、網羅的に、できる限り、墨塗り（マスキング）のない形での資料請求を進めること、その際には、優生手術及び子宮・卵巣・睾丸の摘出であったりとか、卵巣への放射線照射といった法定外の手術に加えて、人工妊娠中絶についての調査も行うということを計画しております。

二つ目として、医療施設や福祉施設については、回答しやすいような丁寧な案内を付した上で、全国的な照会を行う方向で検討しています。その際には、優生手術等に加えて、中絶についての調査も実施する予定です。

加えて、代表的な施設ですね。例えば、国会調査のときに資料記録がある又はある可能性があるという回答した施設、一時金支給法や補償法で認定された方々、あるいは国賠訴訟の原告の方々が関係されていた施設、その他、もともと国や都道府県の管轄下にあった施設等ですね、そういう施設に対しては、診療録やケース記録等の開示を含めた調査協力を求めるということを検討しております。そのために、対象候補となる施設を各方面の方々の協力を得ながら、リストアップをする作業を現在進めているところです。

三つ目ですけれども、検証会議の調査が国会調査の大きく異なる項目としては、人工妊娠中絶についての調査をするということがあるわけですが、これをできる限り網羅的な調査とするために、前述の国や自治体、医療・福祉施設への調査に加えて、優生保護法指定医に対する調査を、医師会等への協力を求めながら実施する方向で検討しております。

その際には、子宮・卵巣の摘出、卵巣への放射線照射についての調査も同時に行う予定です。

四つ目として、ハンセン病療養所についての詳細な調査というのを実施したいと考えています。

五つ目として、教育機関についての全国的な調査も必要だと考えていますけれども、この教育関係については、できれば第2分科会、あるいは第3分科会で分担していただけるとありがたいと考えております。

六つ目として、本土復帰まで国民優生法が継続していた沖縄県について、優生手術や、あるいは中絶の実態について、これらに詳しい研究者の方々の協力を得ながら、調査をする予定です。

また、今後、各都道府県において独自に調査や検証が開始されると期待されますので、それらと連携を取りながら調査を進めたいというふうに考えています。

第1分科会の今後の直近のスケジュールですけれども、この会議が終わった後、3回目の分科会を対面で行う予定です。以上です。

（松原座長）利光委員、ありがとうございました。

それでは、第2分科会のご報告、齋藤委員よりお願いいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の委員長を拝命いたしました齋藤有紀子と申します。これから第2分科会の報告をします。

第2分科会は8名で構成されています。先週、第1回会議がオンラインで行われました。分科会メンバー全員と、オブザーバー3名の出席がありました。

最初に、第2分科会が担う課題というのを改めて確認をいたしました。

大きなテーマは優生手術等、または人工妊娠中絶を強いられるような事態が生じた原因に対する検証です。

柱となっているテーマが二つありまして、昭和23年に優生保護法が制定されたことの検証。それから昭和23年に制定された同法が平成8年まで改廃されなかったことの検証です。

つまり、主として優生保護法の制定から改定までの時期を検証するというのが目的となっています。

他の分科会にある「調査」という文言が入っていないのですけれども、検証のためには、その前に必要な資料を集めて、読み込んだり、関係者へのヒアリングを行って、検討するという作業が必要ですので、第2分科会でも、軸足は検証におきながら、必要十分な資料収集やインタビューを行うべきということが確認されました。

また、ヒアリングに対しては、複数のメンバーが対面で伺い、礼を尽くして行うということが望ましいということも確認されました。

続いて、具体的な調査先について検討を行いました。

議事要旨にも記されていますが、国の機関が持つ文書や国会や省庁の文書、それから政党や地方自治体が持つ文書の照会を行い、その関係者の話を伺うことが提案されました。

ご存知のように現在厚労省が2018年に行った調査による保管資料がネットに公開されていますが、2023年の国会報告書と照らして見直したり、また最高裁判決後の視点から見ていくと、新たな論点を見出せたり、さらに必要な資料や調査先を見出せるのではないかととなりました。

また、不妊手術が行われた背景や当事者が置かれた環境を検証するためには、医療機関、福祉施設、教育機関、これはろう学校、盲学校、養護学校、教員養成大学などですが、そういうところへのヒアリングも必要になるだろうということになりました。

調査の照会先は、第1分科会と重なる可能性がありますので、情報共有しながら進められるとよいということにもなりました。

あとは図書館の調査も意義があるのではという話になりました。

自治体の図書館はもとより、公文書館ですね、それから医療系大学の図書館、保健医療関係団体の図書館などに相談して閲覧に直接伺う可能性、必要性も指摘されまし

た。

また、図書館にある医療関係者の個人手記などに関係の記述が残っている可能性も指摘されました。

最後に、優生保護法改正後、あるいは最高裁判決後の今も残っている差別的表現や制度についても目を配ることで、優生保護法が持っていた日本社会への影響を検証できる可能性があるという意見も出されました。

優生保護法改正後あるいは最高裁判決後の社会の動きなどは第3分科会とも情報共有させていただければということになりました。

以上の議論を踏まえて、今後、調査先の更なるリストアップを行うということを決めて、会議は終了しました。

次回会議は12月22日に開催の予定です。

第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤委員、ありがとうございました。では続きまして、第3分科会の報告をお願いします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。

第3分科会は11月10日月曜日、9時30分から11時30分までオンライン会議で行われまして、11名の委員が出席されました。

松原座長にもオブザーバーとしてご出席いただきました。

当日には互選により坂元が第3分科会の委員長に選出をされました。微力ですが何とかこの大役を皆さんのご協力を得ながら務めさせていただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

第1回会議では、第3分科会として、今後の調査、検証等の方針に関して話し合いが行われ、各委員から次のような意見が出ましたので、概略をご報告いたします。

第1に、差別、偏見を根絶するための新しい立法体系などの仕組み作り。中でも、国内人権機関の設立について提言をすべきであるとの意見。

第2に、分離教育により、偏見・差別が根付いてしまっている。教育実践、教育行政の対応について調査すべきであるとの意見。

第3に、多くの精神障害者は優生手術の被害に遭い、現在もなお、同様の問題が精神科医療分野で生じている。人権課題として取り上げ、調査、検証すべきであるとの意見。

第4に、1996年の母体保護法改正時の議論状況について調査すべきであるとの意見。

第5に、優生政策に対する各国の対応、障害者権利委員会等の国際機関の各国に対する総括所見等を分析すべきであるとの意見。

第6に、各学会が調査、検証した報告書を参照すべきであると。まだ調査、検証を行っていない学会に対する照会もすべきである。こういう意見が出ました。

そして、今後のスケジュールとして、各委員において、第3分科会で調査検証、検討が必要と考える項目、それに対応する調査手法、これは照会先も含みます。これらをリストアップし、11月28日金曜日までに委員で共有することが合意され、委員の皆様からご提出をいただきました。

照会先に関連して遅くとも年度内には収集が必要な資料の抽出、収集先・照会先の選定を行い、先ほどの第2分科会の報告と同様ですが、他の分科会との調整の上で開示請求や照会を行うことが合意されました。

最後に、次の会議を12月15日月曜日15時から17時までオンライン会議で行うことを合意し、散会いたしました。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長、ありがとうございました。

前回の検証会議において、検証の三つの柱に対応する三つの分科会が具体的にどのような問題を検討していくのかについて整理いたしました。それを踏まえて、各分科会で今ご報告があったように、会議を開いていただいております。

要旨や、それからただいまの報告にもありましたように、重複するところも多々ございます。

こういったことについて、今後、しっかりと整理をし、役割分担をしながら、機動的に検証を進めていきたいと思っております。

なお、分科会間の情報共有や議論に関しては、座長と委員長の調整会議のようなものを持っております。さらに、全委員が、所属以外の他の分科会にオブザーバー参加できるということにもしております。

第1回につきましては、日程調整の関係からオブザーバー参加が叶わなかった方もいらっしゃるかと思うんですが、今後は、事前に、次の分科会の日程を共有いたしまして、ご都合がつく範囲でオブザーバー参加も積極的におすすめしたいと思っております。それでは、少し時間が押しておりますけれども、ただいまの報告を踏まえ、意見交換をしたいと思えます。なお、本日出席を予定されていた池田委員から体調不良ということで、メールでご意見を伺っておりますので、まず先にそちらの方を事務局から共有していただきます。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。池田委員から主に第2分科会へのご要望ということでしたらご意見を読み上げさせていただきます。

私・池田は第3分科会でインクルーシブ教育に向けた教育制度改革が、これまでのような人権侵害を繰り返さないために必要なことの一つだと思い、それについて検討していきたいと思っています。そのためには、これまでの別学体制の教育制度のあり方を歴史的に検証しておくことが必要と感じます。

例えば、1979年の養護学校義務化の時に、それを差別制度であるとしてさまざまな反対運動があったことを、当時の文部省はどう受け止めていたのか。さまざまな教育関係

団体との話し合いのなかで、別学を正当化する理屈をどう説明してきたのか、説明してこなかったのかなど、学校教育の根底に流れる能力主義に基づく優生思想を定着させたこの制度設計の歴史的経緯を、第2分科会での調査項目の中に入れることが可能かどうか、ご検討いただけないでしょうか。

子どもの時から出会うこともなく過ごし、しかも、序列をつけられ、「障害児」を劣ったものとみなす「まなざし」を、「健常」とされる子どもだけではなく、「障害児」とされる子どもにも刷り込んでいく学校のあり方からは、共に社会を構築していく活動的市民は生まれないのではないかと思います。

最近では、大学進学率の計算の母数である18歳人口の中に特別支援学校の中学部に在籍していた者を入れていなかったことが報道されました。学校基本調査という公的統計においても「18歳人口」から障害児は除外されていたわけです。

また、民間においても、障害児だけを集めた遊びの場がつくれ、保護者から好評であるという新聞記事もありました。学習の場だけではなく遊びの場さえも分けていく発想が浸透しています。

このような発想が、教育政策という枠組みにおいてどのように形成されてきたのかを解明する必要を感じています。第3分科会と第2分科会とでこのような問題に迫ればと思っています。

以上です。

(松原座長) 池田委員、ありがとうございました。

第2分科会のテーマの担当項目の中に教育界の果たした役割に関する調査というものも含まれているということを踏まえたご意見だったかと思います。先ほどの鈴木委員のお話にも教育の重要性が含まれておりました。

それでは、他に委員の方々、ご意見がありましたらお願いいたします。

では、おふたり手を挙げられました。まず、藤原久美子さんからお願いいたします。

(藤原久美子委員) 藤原久美子です。

今日は本当に貴重な機会をありがとうございます。

先日、私は障害法学会というところで、このテーマ、優生思想などを扱うパネルディスカッションに参加させていただいたときに、求める会でもずっと活動されていた東大の市野川さんが出られていて、彼からは、最高裁判決が出て、喜びというよりは、悔しさ、なぜもっと早く98年とか勧告などが出たときから、もっとできなかったのかという、そういうご自身が発生することはないと思うんだけどその悔しさが出ていました。

その中でやはり憲法13条の「公共の福祉」というその言葉で、これが最高裁の方でも、この言葉の扱いについては、判決文では全く書かれていないというか、スルーされているというご発言があつて、あと、会場からも結構この「公共の福祉」という

言葉はいいように使われているというか、様々な判決文の中でもちょっと、いまいちどこが本当にこれだというものがないというようなことがあって。すみません、私、研究者ではないもので、きちんとした議論はわかってないところで発言しておりますので、また詳しく憲法の詳しい方とかに聞いていただければと思うんですけど、そういう定義があったということ。それと、あとこれは会場からあったんですが、憲法の中で、地裁では今回の判決の中で、リプロダクティブ権、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性と生殖に関する健康／権利が入っていたけれど、最高裁判決にはなかった。これは、憲法解釈と、解釈まで言われたか、憲法としては、なんというのか下がってしまった。価値が下がってしまったというか。

人生被害というところに置き換えられてしまったところで、ちょっとどうなのか、というようなご提起があって、そのとき、優生保護法裁判の大阪の弁護士の辻川さんが参加されていたので、リプロダクティブということ自体がなかなか日本ではまだ定着していないし、裁判関係においてもきちんと議論が尽くされていないので、やはりそこに焦点を当てて、裁判を勝たないといけないというところで、ちょっとそこは出せなかったんだ、というご説明もあつたりしたんですけども、やはりこの問題って、そこはすごく大きいと思うんですね。

今の由美さんのお話を聞いても、もしきちんとこの権利があつたら性教育だってきちんと受けられて、良い情報もあって、そして産まないとか産めない人の権利というものがもつときちんとあつたら、ここまで由美さんも苦しまないでも、少しは。もちろん手術されたということは苦しいことだけれども、もう少しそういったところが和らぐというか、ここまで苦しまなくても済んだのではないかな。

そういう意味では、東京高裁の裁判官が、北さんが子どもをもてないことになっても、あなたの尊厳は変わらないですよと言ったことがあつたけれど、その辺は、最高裁では、判決では、あまり出なかったということがあるので、そういったところをどう検証していくか。全体の分科会にも共通するテーマだと思いましたので発言させていただきました。

(松原座長) 藤原久美子さん、ありがとうございます。おっしゃる通り、全体に関わる大きい点をお示しいただいたと思います。では先ほど手を挙げていただいた佐々木さん、お願いいたします。

(佐々木委員) 佐々木信夫でございます。第3分科会では、私が問題提起したところが一つ抜けていまして、私は憲法の学説史、それから、法学の観点、及びその他の学説史において、なぜ障害者の権利とか、精神障害者の権利という、そういった観点が抜けてきたのか。憲法学でもそうですね。それらを糾弾するのではなくて検証してほしいと思っています。それから判例分析です。判例の中で、日本の障害者に関する判例がどのようなものがあつてどのように扱われてきたか、その学説史、判例史の分析が必要だと思います。それから、裁判所の対応を裁判所にヒアリングして、裁判所は

どう考えているんですかと聞かなければならない。裁判所がそれに応えるかどうかは別として、必要だと思います。それから障害法学会ですね。障害法学会にもヒアリングすることが必要だと思います。最後に一つ申し上げると、個人の尊厳を超える公益などというものは、日本国憲法のもとではあり得ないと私は思います。以上です。

（松原座長）ありがとうございます。第3分科会の議論を補足していただいたというところかと思います。

司法や法律に関しては、第2分科会の検討項目に挙がっておりますが、やはり全体で適切に連携して進めるべきポイントかと思います。他にはご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

（松原座長）では、坂元さん。

（坂元委員）藤原委員のご発言をお聞きしまして一言発言させていただきたいと思いました。

旧優生保護法が存在していたときに、このような法律に基づいて強制的な不妊手術その他が行われているのに、厚労省に抗議したときに、厚労省は「これは合法的なことから仕方がないんだ」ということを言っていました。これに対して、国際人権機関は、こうした旧優生保護法について、これが実施されていることについて非難をし、勧告いたしました。

先ほど、藤原委員のご発言の中で、憲法13条の「公共の福祉」について議論がありましたけれども、これも自由権規約委員会の中で、「公共の福祉」という曖昧な概念がかなり適宜使用されているということについて非難がなされておりました。ですから、今日ご指摘いただいたような論点については、第3分科会で国際的な対応というところで、我々がこの問題についても合わせて検証していきたいと思っております。

（松原座長）ありがとうございます。

（松原座長）お二人手を挙げています。大橋さん、それから次に上東さん。

時間の関係で、あと可能であれば、お一人ぐらいになるんですが、よろしいでしょうか。

（大橋委員）鈴木さん、ありがとうございました。

項目にもでていますが、子宮摘出、卵巣摘出、そして睾丸摘出、要するに優生保護法にも違反した手術ですので厚労省厚生省の統計には全く入っていない数字なわけですね。

医療行為としてなされているわけですので、その調査の難しさがとても懸念されます。

一方で、障害当事者の方、あるいは近くにいる方が、こういう形で手術をした、月経の介助が大変だからという理由で子宮を取ったというお話を聞きます。

不妊手術では子宮はなくならないわけですから、ですからやはり医療界の協力というか、不可欠だと思うんです。優生手術ということの調査では、この子宮摘出は出て

こないわけなので、そこをどうしたらいいのかということを、女性だったら産婦人科、男性の場合は泌尿器科になるのでしょうか。医療界に、どういう形で被害の調査をするか、あと実際に手記とかを書いている人へのヒアリングなり、調査がぜひ必要だということ、これは多分、第1から第3分科会それぞれに通じるかと思いますので、ぜひここで共有しておきたいなと思いました。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。それでは上東さん、お願いします。

(上東委員) 鈴木さん、今日はどうもありがとうございました。先ほどの池田先生のご提案で、私もちょっと思い出したんですけれど、教育分野は、実は最初に「優生」というのを取り上げてきた分野でした。戦前、医学や生理学の雑誌よりも教育分野の雑誌で、最も多く「優生」について取り上げていたという研究を、長崎の平田勝政先生がされています。優生保護法の前史になりますが、1917年に「大日本優生会」という組織が設立されています。ここには様々な識者が入っていますけれども、中心になったのは高等女子教育をしていた教師たちでした。ここでは「断種」ということは出てきませんけれども、結婚による「人種改良」という形で優生思想を広めることを進めようとしていました。この組織についてあまり詳しいことはわかっていないそうですけれども、教育分野が優生保護法とどう関わってきたのか、この点も踏まえて第2分科会の方でぜひ検証していただけたらと思いました。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

(松原座長) 小山さん、お願いいたします。

(小山委員) 小山でございます。先ほどから、憲法についていろいろご指摘ありましたので、質問事項とか何とかを一遍取りまとめていただいたら、全てまとめてですね、ご説明申し上げたいと思っております。

「公共の福祉」の話にしても、リプロダクティブ・ライツの話にしても、ごもっともな部分と、ちょっと誤解がある、あるいは、古い時代のお話をなさっているんじゃないかという感想を持つところもありますので、それも含めてですね、質問事項とか疑問点とか、まとめてご指摘いただければ、まとめてお答えをする時間を作っていただきたいというふうに思います。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

この検証会議の委員には、様々な分野の専門家、また実績のある方々が集まっておりますので、今、法律に関して、あるいは法的な権利概念について、小山さんがご提案いただいたような形で、別の論点についてもですね、そういうことが可能であれば、進めるのもよいかと思います。

それでは、今いただいたご意見も踏まえつつ、今後、各分科会での提案、これは全体として、しっかりと整理をして、適切な役割分担をしながら、機動的に進めていくということをしてしたいと思います。

どうもありがとうございました。それでは本日最後の議題にまいります。

こちらについては、事務局からお願いいたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

先日、藤原精吾委員、西村委員、関哉委員、佐々木委員から「分科会および分科会議事録の公開に関するお願い」と題する文書を事務局宛てにいただきました。

こちらにつきましては、本日の資料の２３ページに公開資料として配布をさせていただいております。

この中では、分科会を原則公開として、分科会での議事内容を要約することなく議事録を公開されたい、というご意見が書かれています。

こちらのご意見を受けまして、まずは、事務局から検証委員の皆様、分科会のあり方に関する事務局としての考えをご説明します。

事務局の考えにつきましても、今回の資料２５ページ、公開資料としても配布させていただいておりますので、簡潔にご説明したいと思います。

この旧優生保護法問題は、社会的に重要かつ関心が高い問題であり、本検証会議の動きや議論等を広く市民に知っていただくことが大切であると考えておりまして、そのため、検証会議については原則公開としています。

他方で、分科会は、検証会議が行わなければならない膨大な量の作業を機動的に行うために設けられています。

また、分科会では、優生手術や中絶の被害者の医療に関する記録など取扱いに特に配慮を要する個人情報や、公開してよいかどうかを判断することが難しく慎重な取扱いが必要となる情報が、随時、委員同士で共有されます。

もし分科会を原則公開とすると、各委員としては、共有しようとする情報を公開してよいかという点をじっくりと検討した上でないと分科会に共有できないこととなり、委員の間での円滑な情報共有に差し障りが生じてしまいます。

また、検証会議の調査に協力をしようとしてくれる人にとっても、自分の発言や提供した資料が分科会にただちに共有されて公開されることを心配し、協力をためらうということも予想されます。

それでは、分科会を実施するたびに公開するかどうかを決めてはどうかというお考えもあるかもしれませんが、どの分科会を公開し、どの分科会を公開しないか、どの分科会でどのような情報を共有するかということを事前にしっかりと決めておかねばならず、これもまた、スムーズに分科会を進めることが難しくなってしまいます。

そのため、分科会での議事内容は、検証会議での報告や議事要旨を通じて公開するという運用をとらせていただきたいと思いますと考えております。

検証会議に与えられた時間は約３年と限りがあります。この中でスムーズに充実した調査・検証等の作業を行うため、どうかご理解いただくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(松原座長) ありがとうございます。この点についてご意見のある方、いらっしゃい

ますでしょうか。

(松原座長) 佐々木さん、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。

事務局のお考えは十分納得はしました。いや、納得ができるというか、お聞きしましたが、問題は、今、鈴木さんが、勇気ある決断で、自分のお名前を公開したとおっしゃいました。その情報は、みんなが共有している。

こういう差別の問題とか、医療の問題などで、あまり糾弾的な言い方はよくないんですけども、体制側がどういう言い方をするかというと、障害者の方たちのプライバシーがあるからかわいそうじゃないか。精神障害者っていうのは、自分のことを知られたくないだろうからかわいそうじゃないか。そうやって機密性を保つんですよ。体制側は。

そういう手法があるっていうことをぜひ皆さんに知ってもらいたい。

精神病院に行くと何を言われますか？プライバシーがあります。だから、あなた方は病院内には入れませんと。

そうやって悪しき医療をしている病院も、閉鎖性を担保されている。

それを国家の権力が担保している。それに、何て言うのでしょうか、手を貸すことさえしている、今そういう現状がある。

だから我々は、「我々障害者」なんて口幅ったいことは言ってはいけないかもしれませんが、もっと勇気を持たなければいけないと思います。ただ本当に開示したくない方は、ぜひともね、プライバシーの平穏を保ってください。それも権利だと思います。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。本質的なご指摘かと思います。

そもそも優生保護法問題が長年明らかにされてこなかった背景には、今おっしゃったような当事者のために、といったような秘密の保持や付度、こういったことも関わってきたと思います。

その点を踏まえながら、本検証会議は多様な構成員で構成されておりますし、まずは優生保護法問題に関わった権力のあり方を明らかにするという目的も一つあるかと思しますので、今ご指摘いただいたことを念頭に置きつつも、まずは、事務局から説明があったような、この検証会議の役割をしっかりと果たしていくために、まず分科会については、説明のあったような形で運用するというところで、進めたいと考えております。

よろしいでしょうか。

(吉倉弁護士) 鈴木さんから公開の話を含め、分科会と検証会議の運営に関してご意見があるということをお願いします。

(鈴木委員) 今ね、検証会議ね。期限を切ってはるけれども、3年間じゃ到底できひん。

どうしてね、3年間っていう期限を切るんですか。おかしいじゃないですか。もっともっと検証会議はもっと期間を延ばしていかなくちゃ、私達の分科会の方もやっていけないと思いますけれども。

これだけね、たくさんの方がいらっしゃるなら、2時間では話せない。まだまだいろいろな意見がある方もいらっしゃると思うから、例えば、3時間で作って、休み時間を1時間ずつに5分間で15分間、休憩をした方が、皆さん、しんどくないと思うし、いろんな意見が聞けると思いますけれども。

(吉倉弁護士) あと話し合いの内容を一般の方が誰でも聞けるような形とか、議事録を誰でも見れるような形にするかどうかのご意見についてはいかがですか。

(鈴木委員) それはいいと思う。でも、わかりやすく、皆さんね、学校出てる方はいっぱいいるけれどもやわらかな言葉で書いてあげてくれたら障害者のことも知らない普通の方も、読みやすくなると思う。何か堅苦しいこともなくて、柔らかなソフトな言葉で書いていろんなものに載せたりということにしたりとかっていうのもあるかなって私は思います。以上です。

(吉倉弁護士) 柔らかいわかりやすい言葉使いとか、文章もお願いしたいということも併せて。

(鈴木委員) 弁護士さんやら、堅苦しい言葉で書くけれどもそうじゃなくて、もっと柔らかく、藤原先生とか、藤井さんがおっしゃるような、あんな柔らかな感じで書いていただけたら、言っていただけたら、余計わかりやすくなると思いますけれども。

(藤井委員) 関連していいですか、座長。

(松原座長) はい。では、藤井さん、手短にお願いします。

(藤井委員) 大変大事なことなんですよ。座長がおっしゃったとおり大変関心が高いと。しかし、社会の暗部として、社会からも遠ざけられてきたこの問題、逆に言うと、どうこの問題を社会に近づけるかというのが我々の検証会議の一つの観点だと思うんですよ。

そうしますと、やはり開かれた検証会議、かつてなく開かれた、情報保障も含めてこれが問われているんだろうなと。一方で、座長及び採澤さんがおっしゃるようにプライバシーの問題等、大変センシティブな問題もあることも事実なわけで、ただそういうことを総合しますとね、やはりこの分科会討議が1番濃密で、本質を突くと思うんですよ。

分科会を省いて検証会議の本体だけっていうのはなんか討論過程がわかりにくい。

そうしますと、プライバシーという観点でいうと、第1分科会、これはやはり難しいだろうなと思うんです。かなり突っ込んだ固有名詞、個人名が挙がってくる。

第2、第3分科会であれば、原則これは公開でもいいんじゃないかなと。どうしても固有名詞、個人名もある場合もあると思うんです。それについては公開なしもあり得るということは表明しておく。

一つ気になるのは、事務局体制なんです。これをしていくためには、かなりそのロジスティックですね、情報保障だとかね、オンラインだとかっていうこと、このことを抜きには考えられませんから、それも含めてね、一度、座長・委員長会議にお持ち帰りいただいて考えていただければ。

多分、趣旨は座長は重々承知だと思いますので、そのことを要望しておきます。

(松原座長) ありがとうございます。まず鈴木さんがおっしゃった2時間では不十分ではないかということ、これについては私も考えているところですので、来年度よりしっかり検討したいと思います。

それからですね、公開性のことでございます。非常に重要なご意見ありがとうございます。

また、藤井さんからは、分科会ごとに公開、非公開を考えてもいいのではないかと、いうそういうご意見がありました。

まず大前提として、検証会議は公開であるということであるのと、分科会委員も全員検証会議の委員であるということ、これを踏まえますと、分科会での議論も踏まえつつ、検証会議で、できるだけ透明性の高いような情報発信ができるよう工夫をしていくということも一つかと思います。それから、分科会の情報公開のあり方なんです。私はオブザーバーとして参加させていただきましたけれども、第2、第3分科会でも第1分科会と同様、情報の開示に配慮すべきような議論がございました。また、被害を受けた方だけではなくて、この優生問題に関わった様々な関係者の固有名も出てまいります。こういうことも含めて最終的に報告書や検証会議の報告でどれぐらいその情報公開をするかというのは、きちんと議論をする必要があるかと思ひますし、できるだけ公開性を高めていくということが必要かと思ひます。一方で、その試行錯誤や様々な個別の調整が必要な分科会での議論に関しては、まずは今回事務局からご説明させていただいたような方法で進めて、またこの課題について検討すべき点がありましたら、改めて検証会議委員からご意見やご提案をいただきたいと考えております。

それでは、本件につきましては恐縮ですけれど、時間の関係で、以上とさせていただきます。では最後に事務局から連絡です。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。次回第4回検証会議は来年1月29日木曜日の午後1時から開催します。

時間は午後1時から午後4時までの3時間を予定しております。最初の2時間程度で旧優生保護法訴訟の原告であった飯塚淳子さんと佐藤由美さんの義理のお姉さんのヒアリングを行う予定です。

第4回検証会議までの間に、検証委員の皆様からお二方に対するご質問を受け付けることとします。

また追って、ご連絡をさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

します。

（松原座長）では、以上をもちまして第3回検証会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上

旧優生保護法問題検証会議  
第4回検証会議議事録

1 日 時 2026年1月29日（木）午後1時～午後4時

2 場 所 弁護士会館17階1702AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、  
加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、  
佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、  
西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、  
松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議第4回検証会議を始めます。

初めに、検証委員の皆様に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として、手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、はじめに自分の名前を名乗っていただき、ゆっくり、わかりやすい言葉で発言するようお願いいたします。

また、本日の会場ではマイクは使用をいたしません。会場に設置された固定マイクで音を拾います。そのため、小さい声や、紙をめくる音なども拾ってしまうことがあります。発言されない方はできるだけお静かにお願いいたします。

本日の会議は16時ちょうどの終了を予定しております。議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳をご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載しております「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

また本検証会議は、原則として録音・録画を禁止しております。

もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用された場合は、事前にご連絡をお願いいたします。とりわけ本日は、画像音声等の加工が

必要となることがありますので、必ずご連絡をお願いいたします。

議事に先立ちまして、前回の検証会議における当方の不手際をお詫びしたいと思います。

前回の検証会議は予定されていた終了時刻である正午に議事が終わらず、会議時間が7分ほど延長することとなりました。他方で傍聴者向けの手話通訳については、予定終了時刻の正午までのご提供となりました。手話通訳の終了について事前にお知らせをしていなかったことから、手話通訳を利用して会議を傍聴していただいた方々にとっては、突然情報の提供が打ち切られたことに、非常に困惑されたことと思います。誠に申し訳ありませんでした。

このたびのことは、事務局長としての会議運営の不手際によって起きたことであり、今後は二度と同じことが生じないように、運営のあり方を見直してまいりたいと思います。

また、検証委員の皆様におかれましても、議事進行へのご協力を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、会議を始めるに当たりまして、出席委員の確認をさせていただきます。

まず、座長の松原さん、利光さん、齋藤さん、坂元さん、佐々木さん、関哉さん、西村さん、藤井さん、藤原久美子さん、田門さん、藤原精吾さん、村井さん、奈良岡さん、上東さん、大橋さん、池田さん、この後、少し時間が遅れて岩井さんが到着される予定です。

それではオンラインでご参加の委員の出席を確認させていただきます。

内布さん、加藤さん、小山さん、藤野さん、松永さん、三村さん、以上です。

ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いします。

(松原座長) 座長の松原です。本日の検証会議では、大きく分けて二つの事項を取り扱うこととなっております。

前半では優生保護法被害全国原告団のお1人である飯塚淳子さんのヒアリング、同じく原告団のお1人の佐藤由美さんの義理のお姉さんでいらっしゃる、佐藤路子さんのヒアリングを行います。

全部で2時間程度を予定しております。

後半では、各分科会からの報告をしていただき、今後の検証等の方針について質疑応答を行う予定です。

ではまずはヒアリングを始めます。ここからの進行は事務局にてお願いします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

冒頭でもアナウンスをしましたが、本検証会議は原則として、録音・録画を禁止しております。

もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用されたい場合は、事前にご連絡ください。

とりわけ、本日は、画像、音声等の加工が必要ですので、必ずご連絡をお願いします。

それではまず、飯塚さんからご自身の被害について一通りお話をいただいたうえで、その後、質疑応答をしたいと思います。

それでは飯塚さんよろしくお願いいたします。

(飯塚) 飯塚淳子です。よろしくお願いいたします。

私は16歳のときに何も説明されないまま、優生手術を受けさせられました。

私は両親が話をしているのを聞いて、自分が子どもを産めなくされる手術をされたことを知りましたが、その当時、優生保護法という法律のことも、優生手術のことも全く知りませんでした。

仙台高裁が、私が両親の話を聞いたことで、優生手術を受けたことを認識したと言っていたのですが、とんでもない話です。

手術されたことを知りショックでしたが、子どもでしたから、後で元に戻すことができるのではないかと思っていました。

しかし、大人になって産婦人科に相談しましたが、無理だと言われました。

優生手術は、私から幸せな結婚や子どもというささやかな夢をすべて奪いました。

若いころは、良いところからの縁談がいくつもありましたが、子どもが産めないという負い目から、受けることができませんでした。

幼馴染みと結婚しましたが、子どもができないことで気まずくなって離婚しました。

最後にとっても良い人と結婚したのですが、内緒にしていることが心苦しくなり、夫に手術のことを打ち明けました。

私は、夫を信頼しきって打ち明けたのですが、夫は、「自分の血のつながった子どもがほしい」と言って出て行ってしまいました。

夫の兄にも、子どもができないことを口汚くののしられたり、義理の母にも冷たく離婚を求められました。

私は婚家に居られなくなり、実家に逃げ帰りました。精神的なストレスから病気になり、働けなくなりました。

優生手術によって、私の人生は狂わされてしまいました。優生保護法は、国が作った法律ですが、私は、自分を優生手術に追い込んだのは民生委員と職親だと思っていました。

民生委員と職親を強く恨んでいました。後から知ったのですが、私は、医師から、民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSDになっていると診断されていました。

これも、優生保護法によって受けた被害です。

宮城県では「愛の10万人運動」によって知的障害者の収容施設、小松島学園が作

られ、小松島学園の入所者が優生手術の対象として狙い撃ちされました。

私は、その小松島学園の一期生です。

当時、民生委員が、障害者を学園に入所をさせる活動をしていたと聞きました。

私は、本当は障害などなかったのに、民生委員によって知的障害ということにされて、小松島学園に入れられ、手術されたのです。

障害者だということでひどい差別や虐待も受けました。

私は、学園卒業後、住み込みのお手伝いとして職親のところに預けられたのですが、職親から、他人の子どもだから憎たらしいと言われ、背中に馬乗りになってほうきで叩かれたり、「バカだ、精薄だ」と言われ…、ごめんなさい、ちょっと目が悪いので……話が外れてしまいました。

それ以上食べると、もっと馬鹿、精薄になると言われ、食事のおかわりもさせてもらえませんでした。

優生手術の時、私を、愛宕橋を渡ったところにある診療所に連れて行ったのも職親でした。

父親からの手紙には、職親から「印鑑を押せ」と責められてやむなく印鑑を押した、と書いてありました。

民生委員と職親からの虐待が、今でもフラッシュバックします。民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSDになっていると診断されています。

私は、平成9年に「優生手術に対する謝罪を求める会」に出会い、その後20年以上もの間、被害を訴えてきました。しかし、国は、「当時は合法、謝罪も調査もしない」と繰り返しました。

私は、手術記録がないことでも苦しめられました。

宮城県に手術記録の開示を請求しましたが、私の関係記録は廃棄され、手術自体を証明するものは存在しないという回答でした。

納得がいかず、異議申立をし、口頭意見陳述もしましたが、県は「ないものはない」の一点張りでした。

私は、長い間、被害を訴え続け、何十か所にも電話したり、相談しましたが、どこもまともに取り合ってくれませんでした。

証拠のなかったことも大きかったと思います。記録が残っていないものも、国の責任ではないのでしょうか。

私は、平成9年、1997年に謝罪を求める会に出会って以降も、長い間たった一人で声を上げ続けました。

この被害が、闇に葬られてはならないと思い、歯を食いしばって訴え続けました。

平成25年、2013年8月に新里弁護士と出会い、平成29年、2017年2月に、日弁連から人権侵害だとの意見書が出されました。しかし、私に対する人権救済自体は、認められませんでした。手術の証拠がなかったからです。

証拠がないということで、日弁連でさえも優生手術を受けたことを認めてくれなかったことにも、大きなショックを受けました。

日弁連の意見書をきっかけに、ようやく仙台の第1次提訴の原告、佐藤さんが名乗りを上げてくれました。

手術記録があった佐藤さんの義理のお姉さんと一緒に、厚生省に要請に行きましたが、国は、「当時は合法、謝罪も調査もしない」との繰り返しでした。これではもう訴訟するしかないということになり、平成30年、2018年1月、佐藤さんが提訴をしました。

私も、佐藤さんと一緒に提訴しないかと言われたのですが、証拠がなかったことから、認められないのではないかとという不安が強く、提訴できませんでした。

その後、宮城県知事が、私は被害者と認めると言ってくれたため、ようやく私も提訴することができました。

こうして、私もようやく提訴したのですが、国が争い続け、一審仙台地裁は敗訴でした。期待していたのに、暗闇に引き戻されたような気持ちでした。

各地の訴訟でも、敗訴が続きました。

令和4年、2022年になり、大阪高裁、東京高裁で被害者勝訴判決が続き、同年6月、仙台高裁の判決で、ようやく私たちも救済されるのではないかと期待しましたが、結果は敗訴でした。

判決は、信じられないような内容でした。

他の被害者は、救済されたのに、早くから被害を訴えた私と佐藤さんだけが、認められないことになるのではないかとおそれました。

最高裁が、最後の希望でしたが、判決をもらうまで、不安で不安で、たまりませんでした。

国が長く争い続けたことによっても、私の苦痛は長く続いたのです。

私は、優生手術によって、人生が狂わされたつらい経験や、体験や、国が長い間、「当時は合法」だと言って優生手術の被害を認めないことなどによって、長い期間、大きな苦痛を受けました。

宮城県から開示を受けた資料には、私が、うつ病とPTSDを発症しているという診断書があったそうです。私が、長い間、どんなにつらい思いをしてきたかをわかってください。

最高裁で判決が出るまで、長い間、長い時間がかかりました。その間も、私たち被害者の苦しみは続きました。

最高裁の判決で、優生保護法は最初から明らかに憲法違反だと言われていると聞きました。

そんなひどい法律による被害なのに、国はなぜもっと早く責任を認めることができなかったのでしょうか？ 最高裁では、ようやく被害者を救済する判決が出ましたが、

私の人生は戻ってきません。

本当に、私の体を元に戻してほしい。

それができないなら、せめて、十分な謝罪と補償をしてもらいたい。そして、二度と、このような被害が起きないことを願っています。

以上です。

(関口事務局次長) 飯塚さん、ありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございました。

(関口事務局次長) それではここからは、質疑応答に移らせていただきたいと思います。まずは、事前に送らせていただいた質問からいただきます。それではまず、藤原久美子さんからご質問をお願いいたします。

(藤原久美子委員) D P I 女性障害者ネットワーク、藤原久美子です。飯塚さん、本当に今までつらい思いをされてきたことを、改めて聞きまして、本当にあちこち心身ともに傷つけられながら、よくここまで頑張っていたのだと、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

ありがとうございます。

まず一つは、宮城県の方でその資料が行政によって、重要な、本来、永久保存版であるはずの記録というのが、転記もしないままに破棄されたということが、やはりこの問題をより遅らせてしまった。その間に、やっぱり原告さんも亡くなられたりとか、未だに名乗りでることができずに亡くなられた被害者の方もいっぱいおられますし、本当にその罪は大きいと思うんですね。

最高裁の判決があって、何かしら、宮城県のほうから改めての謝罪であるとか、何かあったのか、なかったのか。

例えば、改めて飯塚さんの方から何かしら求めるようなことをされたのか。その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

(飯塚) ちょっと頭が混乱していてうまく話ができませんが、いろいろ問題があって、知事からの謝罪はあって……ちょっと気にしていたのは、被害者に、当時小学生の男の子がいるというのと、9歳の女の子がいるのが、頭の中にずっとあって……名乗り出てほしいと。自分のこともあるんですが、人のことを自分のこととっていて、ちょうど一時金の時に他の、\*\*さんが名乗り出ていたのでよかったなと思いました。

すみません。ちょっとうまく喋れなくて。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。

(飯塚) こちらこそありがとうございます。皆さんのおかげでここまでこれたので、本当に感謝しております。ありがとうございます。

(藤原久美子委員) あと一つ。

今補償法もできて最高裁判決があった補償もできたんですけど、未だにその被害

を受けたという方が名乗り出られないという状況を、飯塚さんとしてはどのように感じていらっしゃるでしょうか。

（飯塚）この前、私が被害者に9歳の女の子がいると聞いて、なんで9歳の女の子まで手術しなくてはいけないのかと思っていて。たまたまマスコミの方が来たので、その話を、去年かしら、パソコンで一緒に調べてもらったら、もう1人いることがわかったんです。

ぜひ今、法律ができて、皆さん、名乗り出ているでしょ。出てきて欲しいなと思っています。どなたか、周りの方が教えてあげて、ぜひ名乗り出て、謝罪と補償を受けてもらいたい。

いつもこんな話をしているんですけど、他の方と。

（藤原久美子委員）三つの質問を事前にしたんですけど、どちらかというところ、弁護士さんへの質問になっちゃうかなと思っていて、今はしない方がいいですかね。

日弁連さんの意見書とかに関して、何か、弁護士さんたちの方からも、国に対して他にもアクションをしたのかとか。国から、そういういわばほとんど無視だったかなと私達は思っているんですが、何かあったのかなというのを、もし飯塚さんもお答えになればお願いしたいです。

（飯塚）さっきも読んだようにね、もっと国が早くやってくれば良かったんですが、友達とか、みんな亡くなって自分も今そうなるんじゃないかなという思いがあって……だからちょっといろいろ悩み事があるって、いっぱい言いたいことはあるんですが、ちょっと頭が混乱していて、うまく喋れない状況で…。

（関口事務局次長）もし、付き添いの弁護士さんの方から、補足でご説明いただけることがあれば、ご説明いただければと思います。

（笠原太良弁護士）仙台弁護団の笠原です。藤原さん、今のご質問の件で、私は当時は弁護団に入っていなかったんですが、飯塚さんと一緒に厚生労働省に行っていた弁護団の新里代表に事前に確認をしたんですけど。明確にこの部署が把握して、対応するということまではわからないんですが、確認をしたところを述べますと、時系列としては2015年6月23日に人権救済申立てをして、次、2016年4月26日に1回目の面談をしたそうです。このときは、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局母子保健課の課長以下が対応したようです。

そのあと、2回目、3回目の面談もあったんですが、課長、課長補佐が変わったりして、3回目からは課長も出てこなかったという状況で、対応については、ずっと同じ対応で、2017年2月に日弁連の意見書が公表されて、同じ年の2017年9月26日に4回目の面談、このときは、飯塚さん、佐藤さんのお姉さんと、あと新里弁護士も出ていて、この時もまた「当時は合法」でずっと同じことを言っているの、これじゃ埒が明かないということで、佐藤さんと飯塚さんと話して訴訟をするという方向を決めたという話は聞いております。

（関口事務局次長）藤原久美子さん、ご質問のほうは、以上で大丈夫でしょうか。それでは次に、上東さんのほうからお願いいたします。

（上東委員）上東です。今日はどうもありがとうございました。改めて、被害の深刻さを感じると同時に、飯塚さんの長年のご活動が、最高裁判決を引き出し、今、この検証会議が開かれているということに、本当に敬意と感謝を申し上げます。

今回は、飯塚さんが中学生のときに、入所させられた小松島学園のことについて聞きたいと思います。

小松島学園は優生手術の徹底を掲げていた宮城県の子精神薄弱児福祉協会というところが運営していました。

飯塚さんは小松島学園の生活について、どんな生活だったか覚えていることを教えていただけますか。

（飯塚）普通に中学校に行っていたのに、急に施設に、民生委員が決めて、連れて行かれて。でも、勉強は、普通の施設と違って、学校の方で勉強を教えに来たりとか、いろいろありました。それは覚えています。

（上東委員）学園の先生たちとか、職員は、飯塚さんたちにどういうふうに接していましたか。

（飯塚）覚えているのが、\*\*と言う、あまり良くない女の先生。この先生に職親のところに就職、住み込みのお手伝いとして、連れて行かれて。私は行きたくて行ったわけじゃないので、そして、この職親が「他人の子どもだからにくたらしい」と言って、しょっちゅういじめられて、背中に馬乗りになってほうきで叩かれたり、今も心の傷が消えることはないのです。

そして、手術しに、愛宕橋を渡って、広瀬川のところに、今はなくなっていますけれども、何度か取材に、マスコミの方に連れて行ってくるんですが、そこで、おにぎりを食べさせられて……そのおにぎりの中に睡眠剤が入っていたんじゃないのかなと思いました。なぜなら、おにぎりを食べさせられて、診療所に入って、そのあと手術された後に気がついて、枕元のところに洗面所があって、水を飲みたいから飲もうとしたら、水を飲んではいけないと言われたなど、記憶しています。

（上東委員）それでは、その学園の先生と職親というのは、繋がっていたというふうに感じているんですか。

（飯塚）感じています。しょっちゅう来ていましたが。でも、あまり教育熱心な職員ではなかったんです、\*\*さんという職員は。

（上東委員）ありがとうございます。飯塚さんの他にも、子どもたちがいたと思うんですが、飯塚さんから見てどんな子どもたちでしたか。

（飯塚）みんな程度が高い子ばかりでした。普通のところだと違いますよね。それが、全然、本当に何と言ったらいいんでしょうね。

本当に程度が高い子ばかりで、学校の方から勉強を教えに来たり、そこに今も施

設があるんですが、小松島学園の脇に\*\*養護学校、今もやってますけれどもここの先生が勉強を教えたり、いまもあります。その施設は。たまに、私は\*\*校長の名前、今も覚えてるんですが連絡を出たりするときがあります。

\*\*養護学校は一緒なので、小松島学校園と。そこで私達、\*\*養護学校で勉強するようになりました。

(上東委員) 今、程度の高いとおっしゃいましたが、小松島学園の職員さんは報道機関の取材に対して、入所していたのは、障害がある子どもだけではなくて、障害はないけれども、ただ単に家が貧しいとか、家庭の事情で入っている子がいたと話しているんですけれども、それはどうですか。

(飯塚) \*\*から来た\*\*さん。この方は、病院から子どもをもらって、赤ちゃんが、首のすわらない赤ちゃんがいて。子どもがやっと歩くようになったときに\*\*さんが、\*\*に子どもを連れて、お互いに子ども同士を遊ばせたりしていて。

あと、\*\*の\*\*さん。子どもさん2人いるので、\*\*に住む前に、\*\*に、住んでいましたので、買い物に行くと、\*\*さんと一緒に、1人はちょっと障害がある子どもさんで、もう1人は普通の子で、おじさんもおばさんもいい方でよく遊びに行っていました。

今は、津波で家が流されたと思います。\*\*さんのお宅。旦那さん亡くなって、\*\*さんと子どもと孫がいると思います。子どもさんが結婚したかわからないけれど。

(上東委員) その方も一緒に入所していて、大人になってからもやり取りがあったということですか？

(飯塚) そうです、子ども同士で。子どもをもらって、\*\*さんが、2人男の子がいて、一緒に\*\*に子どもを連れて一緒に遊ばせてました。

(上東委員) その方たちも子どもを育てたりしてたわけですね。

(飯塚) \*\*さん、孫が何人いるかわからないけれど、孫がいると思います。

(上東委員) なるほど。先ほど職親というのが出てきましたけれども、飯塚さんの手術には、民生委員…。

(飯塚) すみません、ごめんなさいね。耳が聞こえなくて、耳鼻科にも行ってますので。

(上東委員) 民生委員の話がよく出てきますよね。民生委員は小松島学園と何か関係はありましたか。

(飯塚) 何と言うのかしらね。

人を不幸に追いやろう追いやろうという、母親もいじめに遭ってたし、今も母親のことを考えるとかわいそうだなって。いじめですよ、早く言えば。

そして、民生委員と、民生委員の親戚が組んで、母親とか、あと私らも優生保護の手術をするために行っていたんだと思います。

(上東委員) 民生委員も学園に、小松島学園に来たりしていたことはありますか？

(飯塚) 職親と連絡を取り合っていたのか、陰で関わりがあったのを覚えています。

(上東委員) そういう福祉に携わっている人たちが関わっていたということですね。

(飯塚) そうです。

(上東委員) ありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございました。

(関口事務局次長) それでは次に、大橋さんからのご質問をお願いします。

(大橋委員) 大橋です。飯塚さん、今日はありがとうございました。

(飯塚) こちらこそ。

(大橋委員) 長い間お疲れ様です。今日はまたお話ありがとうございました。

今、民生委員の話が上東さんからも出ましたが、小松島学園に入る前から、民生委員の人が飯塚さんのことを、嘘のことを書類に書いたりしたって言ってたと思うんですが。

(飯塚) そうです。

(大橋委員) でも、そんな民生委員さんは、手術をした後は、その後どうですか？とか。あるいは、知的障害だというのなら、こういう福祉がありますよとか。手術が終わったら、もう来なくなっちゃったんですか？

(飯塚) 全くありません。

優生保護の手術をする前は、しょっちゅう実家に来ては母親をいじめたり……母親は、私らに食べさせるために、農家の仕事をして、お米も農協さんに供出米を出してましたから、だから農家の仕事をして、それから商い、母親が、私らを子どもたちが7人もいるので私を頭に。それで母親が商いをして、結構お金を残した人なんです。

だから、妬みもあったと思います。しょっちゅう母親もいじめられていました。

今も母親のことを思うとかわいそうだったなっていうも思っているんで。

(大橋委員) 民生委員とか福祉の人が、困っている人を助ける仕事をしているのかなと思ってたんですけど、昔の飯塚さんのお話を聞くと、そうではなかったということのようなんですが。

(飯塚) 何よりも、母親が子どもを育てられないって、年中、母親はどんなにつらかったか。

頭痛いって、ここに鉢巻きして、ゆわいて。今もはっきり覚え記憶しています。

(大橋委員) 飯塚さんは長女だから、お母さんのこと、仕事を手伝ったり、妹や弟の世話をしたわけですね。

(飯塚) 手伝ってました、そうですそうです。子守しながらご飯の支度、そして母親が働いてきたところに、やっぱり親恋しさで、障子紙を作ってるところに、学校から帰ってから行ったら、おかあちゃん仕事があるから、おうちに帰ったらご飯の支度していてねって。そして、母親に会って、それからうちに帰ってご飯の支度と子守をしたりしていました。

(大橋委員) それで忙しいときは、学校には休みがちになって、成績が悪くなったかはわかりませんが、それで知能検査をされて小松島学園に入れられたんですね。

(飯塚) たまに休んだときがありました。あとは学校には行ってました。

ただ、学芸会とか。小学校のときの学芸会。

今もはっきり記憶してるんですが、あと、中学校のとき、運動会、母ちゃん仕事があるから言ってやれないからって言って、必ず馬鹿の一つ覚えで、いつもおいなりさんを作ってくれて、それを覚えています。

でも、民生委員は、母親が子どもを育てられないって、年中言っていました。

(大橋委員) ありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 大橋さん、質問は、以上でよろしいですか。それではまだ少しお時間がありますので、会場の検証委員から質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

(佐々木委員) よろしいですか。私、検証委員の佐々木信夫と申します。本当に長い間お疲れ様でございました。

飯塚さんのおかげで裁判になって、これからね、私は、精神障害をもっているんですけれども、今度ね、私達は、精神障害者の問題、差別の問題にも繋げていこうと思います。本当にありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(佐々木委員) 簡単な質問ですが、笠原先生と飯塚さんに教えて欲しいんですが、手術の証拠がないということです。いぶんお困りになったんですけど、手術の跡ってというのは、医学的に証明できないものなのですか。

というのは、協力医とかがいて、見てもらって、それが証明できるのか、そういうことはなかったんですか。

(飯塚) 手術の傷は、日弁連に行ったときに、女性の弁護士さんがいて、傷を見せたりしました。傷があるので、大きな傷が、今も傷が残っています。

お医者さんが……ずいぶん前ですが、手術されたことを知って、子どもを産めるようにしなくちゃいけないって言う、東京のどこかの病院に行ったのを、今も覚えてるんですが、婦人科に行って子どもが産めるように元に戻せる？ って聞いたことがあります。でも、無理でした。

(佐々木委員) そのことは、証拠にはならなかったんですか？

(飯塚) 証拠にはなっていません。そして書類がうちに今もあります。細かい書類は残っていて、優生手術必要って書かれた書類もあるんですよ。今も取ってあります。

それなのに、県のほうの書類が処分して、ないって言われて。

書類は、それが結果を書いてるんです。公になる前から1人でいろんなことを調べ

たりして。資料は細かに載っているやつがうちにあります。

（佐々木委員）ありがとうございます。つらい思い出を思い出させてしまって申し訳ございません。ありがとうございます。

（関口事務局次長）他に質問がある方はいらっしゃいますでしょうか？

それでは藤井さん、お願いします。

（藤井委員）飯塚さん、どうも今日はお疲れ様でした。

（飯塚）こちらこそいつもお世話になってありがとうございます。

（藤井委員）最後の方に言われたように、こんなことが二度とあっちゃいけませんよね。

（飯塚）そうです。

（藤井委員）二度と起こさないために飯塚さんが考える何か具体的な、これをもう起こしちゃいけないというために、どういうふうにしたらいいと思いますか？

（飯塚）だから、前にも言ったと思うんですが私がいつ、ぼっくりいくかわからないので、他の人たちを二度とこういう目に遭わせない、ということを行ったと思うんですが、やっぱりそういう思いが強くあります。今。

私らは死んでいく人間だけど、これからの人たちがいるので、二度と行ってはならない。これは強く、いつも思っていることです。

（藤井委員）具体的に例えば厚生労働省だとか宮城県だとか。飯塚さんは仙台市ですよ？

（飯塚）そうです。

（藤井委員）厚生労働省や仙台市に対して、二度と起こさないためにこういうことをしてほしいというのがあります？ 具体的に。

（飯塚）北海道でちょうど私達、優生保護の裁判をやっているとき、テレビでたまたま……障害者でも程度の高い子が、結婚だと言って、それを手術するようなことをやったんでしょ、北海道で。

それで、新里弁護士さんの事務所で、東京から来た取材を私は受けているので、軽度の障害者の方なら、中に子どもさんを育てていたのを見たことがあるので。だから、周りの人たちが、ちゃんと支援をしてあげてほしい。

それを訴えました。

（藤井委員）知的障害が仮にあっても、お子さんが育てられるように。

（飯塚）そうです。

（藤井委員）そういう応援をしてほしいということですね。

（飯塚）応援してほしいです。これは前から私個人でも思っていることだし、障害があるからって不幸にしてはならないし。

（藤井委員）わかりました。ありがとうございました。

（飯塚）ありがとうございました。

（関口事務局次長）他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。上東さんお願いします。

（上東委員）度々すみません。先ほど小松島学園の話で、\*\*先生に最近会ったと…

（飯塚）\*\*さんと一緒に行ってきました。覚えていました。私も学園の中に、シスターボーイって気持ちの優しい男の子がいて、シスターボーイの話をしたら、\*\*先生も覚えていて、私も覚えているんです。当時の。

（上東委員）他にどんなお話をしましたか？

（飯塚）よく学校から先生が来ていたのをよく覚えているので、勉強を教えに。

そういうのは、はっきり、\*\*養護学校ができて、今度はそこで勉強して、卒業証書は今もありますが\*\*中学校、卒業生はみんなそこに行って卒業をしました。

（上東委員）ありがとうございました。

（関口事務局次長）他にご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか？ お願いします。

（松原座長）飯塚さんお話をありがとうございました

（飯塚）ありがとうございます。

（松原座長）先ほど民生委員がお母様をいつもいじめていたとおっしゃいました。それで、お母様には子どもが育てられないといったことで、いじめておられたという話だったんですが、その育てられないというのは、どういう理由で育てられないとその民生委員は言っていたのでしょうか？

（飯塚）ただ悪く語りたかったんだと思います。

（松原座長）その民生委員の方が来るたびにお母様に「子どもは育てられない」と。

それで、例えばそれは、子どもが多すぎるからということでしょうか？ それとも、生活が大変だからということでしょうか？

（飯塚）当時、生活が苦しいと言うけれど、同級生のお宅なんかも、まるっきり苦しい思いをしてて、まるっきり何にもない。うちらは母親が働いていて、農家なので、野菜も作っている、土地も今もあるし、田んぼも、田んぼは今、弟が耳も聞こえなくなってきたから、作ってもらって、昔は農協さんに供出米を出していましたので、今はよその方が作って弟が妹たちのところに持っていったり、今年は少し弟がうちに持ってきましたが、野菜を作ったり。

（松原座長）では、しっかりと働いて生活ができる状態だったけれども、なぜかそのお母様につらいことを言われて、それでその流れで飯塚さんが施設に行くことになったという。

そういうことでよろしかったでしょうか？

（飯塚）なんていうんでしょう、人のことがにくたらしいというか、この職親じゃないけれど、他人だから、他人の子どもだから憎い憎いとしょっちゅういじめにあつて、

(松原座長) なるほどつらい思いをされたんですね。

(飯塚) つらかったですよ、本当に。よく頭が狂わなかったなっていうくらい。

(松原座長) そういうお母様を長女としてご覧になってお辛かったと思います。つらいお話、今日もみんなで伺うことができ、本当にありがとうございます。

(飯塚) ありがとうございます。

(松原座長) ともかく、今日、そろそろ時間だと思うんですけども、こういうおつらい体験を何度もこういった公式の会議の席でお話をされるということは、本当に緊張もされるし、大変なことだと思いますけれども、本日は本当に仙台から東京までいらしていただき、お話をいただき、ありがとうございます。座長として改めてお礼申し上げます。

飯塚さんありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは質問を終了させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、飯塚さん、貴重なお話をどうもありがとうございました。

(飯塚) ありがとうございます。

(松原座長) それではこれから10分間の休憩に入ります。

5分でよろしいですか。ではちょっと10分を切りますが、14時5分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(松原座長) では時間になりましたので、会議を再開いたします。

関口事務局次長、よろしくお願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

冒頭でもアナウンスをしましたが、本検証会議は原則として録音・録画を禁止しております。もしマスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画を使用されたい場合には、事前にご連絡をください。

とりわけ本日は、画像や音声等の加工が必要ですので、必ずご連絡をお願いします。

それでは続いて佐藤由美さんのお姉さんである佐藤路子さんから、佐藤由美さんの被害について一通りお話をいただいた上で質疑応答に入りたいと思います。

それでは佐藤さん、お話をよろしくお願いいたします。

(佐藤) 私は原告佐藤由美の義理の姉で、佐藤路子でございます。よろしくお願いいたします。

飯塚さんの話を聞いて、何回も聞いているんですけど、何回聞いてもつらい何十年間という人生をまた感じることができました。

飯塚さんと妹の場合は、また別なくくりというか、なんですけれども、結婚して初めて妹に会ったそれからの出会いと裁判までのお話をしたいと思います。

はじめに私は、平成30年1月30日に全国で初めて提訴した旧優生保護法国家賠

償請求訴訟原告、佐藤由美の義理の姉です。

優生手術台帳の記録によれば、妹は昭和47年に旧優生保護法第4条に基づく優生手術を受けました。

本来であれば、妹本人に、手術のことや、その後の苦しみについて直接話を聞きたいところでしょうが、妹には知的障害があり、うまく話すことができません。そのため、私が代わりに、主に妹の受けた手術や、妹の苦しみに、またお母さんの苦しみについて聞いたことを見聞きしたことをお話いたします。

私と妹の出会いについて私が19歳の時に夫と結婚し、夫の実家で暮らすようになりました。結婚した当初、妹は、養護学校に入所していましたが、その後自宅へ戻り、40年間生活を共にしていました。

妹に初めて会ったのは、妹が養護学校に入っている時でした。妹の第一印象は、目のくるっとした人懐っこい、可愛いという印象でした。

私のことを「お姉さん」と、そう呼んでくれました。多分、お母さんに言ったら、ちゃんと「お姉さん」と呼ぶようにとお母さんに言われておったと思います。

妹が受けた優生手術について、結婚してすぐくらいに、夫の母、今は亡き母から、妹が「子どもができないよう手術した」と聞きました。

この「手術」が、旧優生保護法に基づく強制不妊手術であるとわかったのは、ずっと後の話です。

亡き母は、この手術について「思い出したくない」「でも伝えておかなければならない」という葛藤を抱えているような表情をしていました。悔しそうにも悲しそうにも感じました。

亡き母の言うとおりの、確かに、妹のお腹には手術の傷跡が、傷が残っていました。私は妹のお腹の手術痕を見て本当に驚きました。臍の下から恥骨位まで、縦に14センチ位あったと思います。今ですら8センチくらいの痕が残っています。傷は紫色だったと思います。傷の幅は3センチくらいあったと思います。

私が亡き母から妹の手術の話を聞いたとき、手術した理由は、母が精神薄弱である娘の行く先を案じこっそりと病院へ行ったのだと思っていました。

私はなぜこの世にそのような手術が存在するのか疑問に思っていましたし、なぜ妹がそのような手術を受けなければならなかったのか、疑問に思っていました。私にとってはただのかわいい妹でしかなく、そのようなかわいい妹が手術をしなければならなかったのか。怒りの感情も湧きました。

今振り返れば、亡き母も本当は娘に優生手術などを受けさせたくなかったのだと思います。

理由はわかりませんが、何らかの理由で妹に優生手術を受けさせなければならず、亡き母も悔しい悲しい思いをしたのだと思います。

特に妹は亡き母にとっての一人娘でした。幼少期には妹だけのために面倒見てくれ

る方がいたぐらい、お嬢様だったと聞いています。亡き母が農作業をしなければならなかったからかもしれませんが、とても大切に育てられたそうです。そのように大切に育てた一人娘に、子どもを産むことができなくなるような手術をさせなければならなかったのは、とりわけ、つらかったと思います。

優生手術後の妹の様子について、私が結婚して一緒に暮らす中での生活の様子ですが、妹は読み書き、数字は理解できません。しかし、日常生活では特に家族が手助けをすることは特段ありません。声掛けが必要ですが洗濯をしたり、食事の後の食器洗い、掃除などとりあえず、家事一般をこなしておりました。

私の3人の子どもたちの世話もよくしてくれました。ミルクを飲ませ、オムツ交換、着替えなど世話をたくさんしてくれましたし、よくおんぶをして面倒を見てくれました。私が忙しく動いていると、「私がおんぶするから」と自ら言っていていつもおんぶをしてもらっていました。私の3人の子どもたちも、妹によくなついていました。妹は子どもが好きでしたから、もし妹に子どもができたら、よくかわいがっていいお母さんになっていたと思います。

私は妹が子どもたちの世話をしてくれたり、一緒に遊んでいる姿を見るたびに、ほほえましく思う一方で、妹が優生手術のせいで子どもを作ろうと思っても、つくることができないという事実には思いをはせ、悲しい気持ちになりました。

妹は、養護学校から自宅に戻ってきた当初から優生手術の影響で、体調不良を訴えていました。具体的には日常的にお腹が痛いと訴えていました。また、昭和62年頃、妹は特にお腹が痛くなる頻度が多くなったので、私が付き添って病院に行って受診をしました。すると病院で卵巣嚢腫と診断されました。担当医は付き添いの私にはっきりと手術の癒着を原因として卵巣嚢腫になったと言っていました。

この卵巣嚢腫のせいで…妹はこの卵巣嚢腫のせいで、右卵巣摘出手術を受けざるを得ませんでした。

このように妹は、優生手術のせいで子どもを産みたくても産むことのできない体になっただけでなく、肉体的、精神的に後々まで大きな影響を及ぼされたのです。

妹は優生手術を受けてからつらい思いをしてばかりで、本当にかわいそうでした。

手術してからは、その後「お腹が痛い」と言うことはありませんでした。

妹は昭和54年頃、近所の農家の息子との縁談話が持ちかけられました。しかし、縁談の相手に妹が優生手術を受け、子どもを産めない体であることがわかるや、破談となってしまいました。

妹は男性とお付き合いをすることに興味がなかったわけではありません。男性に対する憧れの感情が見て取れる時もあります。ですから、妹は好きな男性と結婚して家族をつくるという人生もあったはずです。しかし、優生手術は妹が子どもをつくることはおろか好きな男性と結婚して家族をつくることすら奪いました。

情報開示請求について。妹の優生手術に関する情報開示請求をしました。

開示請求の結果、優生手術台帳が開示され、妹が強制不妊手術をされたのは、昭和47年の12月、妹が15歳、中学3年生のときであるとわかりました。

また、妹は、医師が妹を遺伝性精神薄弱であると診断した理由に、妹や保護者の同意がなく、県の優生保護審査会による審査に基づいて優生手術をされたこともわかりました。

なお、妹は遺伝性精神薄弱ではありません。

私が亡き母に聞いたというか、言われたところによれば、生まれた翌年に手術を受けたところ、この手術の際の麻酔が失敗したため、何らかの障害を負ったということです。この情報開示請求を見たときに、目の前がもう真っ白になりました。そのとき、妹も一緒に行っていたので、本当に言葉は…記者会見も一緒だったので、問われても答えることができませんでした。

遺伝性精神薄弱にしてまでも、強制不妊を受けさせられたということは、本当に怒りというか、本当に情けないというか、本当にどれだけ…お母さんが苦労したという、本当に嘘をつかれてやったということが初めてわかったから、日常的にお母さんの言動とかいろいろ考えると、こういう苦しみがあったからなんだというのが、このとき私はわかりました。

妹は、女であっても子どもが産めない。ただ、嫁である私は、子どもを産み育てている。

妹にすれば、かわいい姪っ子、甥っ子はとてもかわいいけれど、お母さんとかお父さんにすれば、自分の娘にもこういう子どもがいたらどんなによかったかなと思うのは、本当につらかったと。その分、そのつらさが、私にあてられるというかなあ、何かそういう気持ちもあったこともあり、自分自身ちょっと、歯を食いしばって、これは頑張らなくちゃいけないということがありました。

裁判について、妹は「裁判」という言葉は理解できないので、私は妹に、「お姉さんね。お腹の傷、手術しなくてもよかったのに手術されたから闘うんだよ」と言いました。

妹はそれに対して、ニコニコしながらうなずいていました。

平成30年1月30日、提訴日を迎えました。この日、家を出るときに私は何をしに行くのかをもう一度繰り返しました。すると、「お姉さん、頑張ってくるからね」と言ったら、「闘ってくるね」と言ったら、妹から「お姉さん、頑張ってきてね、家のことはちゃんとしているから」と。

「家のことをちゃんとしているから」というのは、ご飯を私が準備していったのを、ご飯とかそういうのをきちんと食べて片付けて待っているからねという意味です。

だから、何か言って、お姉さんは闘ってくるんだろうというのは、その後の裁判に行くたびに、そういうふうに使われて、裁判に臨みました。

同年の3月28日に開かれた第1回口頭弁論で、国は請求棄却を求め争う姿勢を示しました。私は期日の後の記者会見で、国が争う意向であれば、受けて立つと述べました。

仙台地方裁判所に向かうとき、電車の車窓から、咲き始めのピンクの梅の花を眺め、寒かった冬が過ぎ、春色の季節がやってきたのだなと実感したのを覚えています。

終わりに、妹は現在、特別養護老人ホームに入所していますが、日々、楽しく過ごしています。妹も、私と変わらない同じ人間です。旧優生保護法は、障害者を淘汰するための法律だったのかと思います。幸福の追求権、命の尊厳を根本から否定し、非人道的なことを行った法律……強制不妊手術について明らかになってくる事実は、過去の出来事では済まされません。

日本国の法律に定めるところで、ひどいことがなされたのです。国は、過去の過ちと真摯に向かい合い、謝罪をしていただきたいと思います。謝罪なしの補償は、将来に生かす反省に繋がらないと思うからです。

最高裁勝訴によって、障害があっても自分らしさ、個性を生かし、生活できる社会になってほしいと思います。

この検証会議で、最終的な報告で、生かされたときに、この国の障害者差別、人権侵害がなくなることを期待したいと思います。以上です。

（関口事務局次長）佐藤さん、ありがとうございます。それではここから質疑応答に移りたいと思います。

まずは、事前に検証委員からいただいた質問からさせていただきます。それでは、藤原久美子さんからご質問をお願いいたします。

（藤原久美子委員）藤原です。ありがとうございます。

なかなか言葉にできない障害のある方の代弁者としても、それからご家族として、いろいろ嫌な思いをすることとかも、いっぱいあったかと思うんですけど。本当に、裁判をしていただいたということは、勇気のいることだったと思います。ありがとうございます。

さっき飯塚さんにもさせていただいた質問とかぶりますけれど、今こうして、補償法もできたけれど、未だに名乗り出る人が、ほとんどないということは、今のこの障害者、そして障害者の家族としても、路子さんがどのように感じておられるか、なぜなのかというところを、ぜひお答えいただければと思います。

（佐藤）名乗れないというところですね。飯塚さんは自分でやられて、つらい思いをして、自分で提訴もできたし、いろんなところで活動をされてきたというのがわかります。

ただ、妹のように、知的障害とかあれば、本人はできないし、家族もやはり勇気を持って申請をしない限りは、掘り起こしは難しいのかなと考えます。

なぜかという、やはりつらい思いばかりしていて、何十年も経って、してくださいと言われても、手を挙げられるかどうかというのは、やはり難しいです。私はたまたま、ずっと、もう50年ですね、今年というか、もう50年も経つからいろんな思いがあるけれど、一緒にいたからできるし、私が裁判というか、申請とかでも、家族が一番先にやっぱり家族というか、嫁の立場であるし…何かこれが知れたときに、マスコミとか何かで知れ渡ったときに、「ああ、なんであそこの嫁が何をしたんだろう？」と思われるのがすごくつらいと思うし、自分の子どもたちも嫌な思いをするだろうと思って。まず、うちの妹は兄弟3人なので、妹が一番下で、うちの夫と、あと真ん中に弟がおりまして、まず弟に、こういうことがあって、裁判をするからどうですかということを聞いたんです。そしたら、自分は何もできないけれど、お姉さん頑張ってください、ということを言われました。

あとそれから、おじいさんですね。

お父さんの兄弟…それと、兄弟の一番上で、上のお姉さんは亡くなっていたので、従姉妹の方と話をしているいろんな資料とかも見せて。こんなの、これで裁判をするけれども、と話をしたら、頑張ってくださいと。そこでも従姉妹にも言われ、それから今度お母さんの実家に行って、甥っ子さんだったんですけれど、そこでもやはり、お手紙を持って行って話をしたら、「ご苦労様です。頑張ってください」という了解を得ました。

だから、兄弟とお父さんの上、お母さんの実家の人たちが承諾してくれれば、それはもう誰も文句言う人はいないと思ったからです。だから、ハードルが高いという、いろいろです。ごめんなさいね、なんか…。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。もしご家族の中でどなたかが反対していたら、どうなったか……。

(佐藤) しないかもしれない。ただ、自分の子どもには……別に私が決定権があるから、子どもにはいうのを理解してもらうまではちょっと時間が、年数がかかったんですけれど、大丈夫でした。

(藤原久美子委員) やっぱりご家族が結構止めるという話も聞くんですね。その気持ちはわかる部分がありますか？

(佐藤) やっぱり最後はお金に結び付く、私が苦労したことをみんな見ていた親戚とかは理解してくれるでしょうけれど、何もわからない人はなんでお金をその人にいうか、お金というか。

お金欲しさばかりにと批判されそうだから、ちょっと躊躇するかなと思いました。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。随分、それまでに障害者の家族であるということで、嫌な思いとかいっぱい出てきたということもあるという。

(佐藤) そうですね。

(藤原久美子委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 藤原久美子さんからのご質問、もうよろしいでしょうか。それでは大橋さんからのご質問、お願いします。

(大橋委員) 大橋です。今日は貴重なお話、ありがとうございます。

二つお聞きしたいことがあります。

今、お話で、路子さんの夫さんがいて、由美さんがいてもう1人、弟さんがいたということで、男の兄弟が2人いらしたわけですがけれども、義理のお母さんは息子たちには、由美さんの手術のことは伝えてなかったのでしょうか。

(佐藤) それは伝えていなかったです。

聞いたら、全然弟も夫もわからないということで……12月、(優生手術) 当時の12月といったら、今は雪が少ないんですけども、その当時の雪は12月の寒さというのは本当に大変な交通機関を使うにも大変だったと思います。

その時、夫は車の免許を持っていたので、長男に頼んで病院に連れてってもらえばいいのに、お母さんはそれをせず、黙って行ったということは……タクシーかバスで行ったのかなっていうのを考えると、さらになんか……弟は高校だったのですが、もしかすると盲腸で入院するって言って1週間ぐらい、いなかったこともあるかもしれない、と言われたけれども、その手術っていうのが不妊手術っていうのは、全く思い当たらないというふうにびっくりしておりました。

(大橋委員) お母さんは、息子の妻にだけ話をしたという。

(佐藤) そうですね。

(大橋委員) ありがとうございます。もう一つは、情報開示をした後のことなんですけれど、あるいは裁判を起こしたりした後に、優生手術台帳には、由美さんのお名前とか、病院の他に同じ日かな？ 他の、黒塗りをされてたけれども他にも手術を受けた方の記録があったと伺いました。

路子さんはその後、由美さんがいた学校とか施設とか、そういうところに同じような被害の人がいるかもしれないと思って職員の人に聞いてみようかとおっしゃっていたことがあったと思うんですが、その辺は実際お聞きになったりしたのか、あるいはそのときの何か施設とか学校の人の反応とかがあったら教えてください。

(佐藤) 裁判が始まったころは、妹は障害者施設に通所していたんです。

それで、たまたま親の会というのがございまして、そのときに、40人くらいの親御さんがいたところで、私は、一時金支給法ありますと、弁護士とかの電話番号も書いて、何かあったら私も相談に乗りますって電話番号も書いて、パンフレットとか、を作って資料を作って、みんなにお渡ししたんですけども、全然シラーっと、今更みたいな、今更って言葉出なかったけども、何でもこういうのよこすの？ みたいな感じで、すごい視線が怖かったです。

それで、あと施設の人、女の人に「そういえば由美さん、お腹に傷があるもんね」

って。

というのは、入浴介助するからお腹に傷があるっていうことはわかっていて、それで、うちはもっと誰かいたのって言うても教えてくれなかったし。もしいたら、ちゃんと教えてくださっていう話もしたんですけども、全然何でもないって。情報開示請求したときに、妹と、他に3人ぐらい、黒塗りだったんだけど、3人ぐらいで全部4人同じ日に、同じ先生に手術をされているのはわかりました。でも、その方たちがどうかというのは、やっぱり調べるのがなくて駄目でした。

それで、最近補償法が始まって1年ということで、各市の総合支所を何ヶ所か私、回って歩いたときに、補償法のポスターとかそういうのが1枚もなかったんですね。それで、これでは何かできることないのかなと思って、市議員に頼んで事情を話したら、その市議員さんは「じゃあ、近日中にちゃんと配布します」ということお約束してくれました。

その後、支所にはまだ行ってないからわからないんですけども、そういうこともあり、本当にこれを風化させては駄目だし、やっぱりこういう補償とか…もうここは最高裁で勝訴をしているんだから、もう少し各市町村でも行政でも、もう少し、してほしい。というのは、なぜ私はそれを言うのかというと、障害者、そういうことが昔あったっていうことは……今はもうそういうことは、差別とか人権侵害はしてはいけないという雰囲気、やっぱり役所とか、そういうところから上げていくのもいいのかなと思って、その市議員はいくらかわかっていたようで、市では個人通知はしない。でも、宮城県でやるって言うてるんだから、市ではそういう通知とか、そういうのはなくていいんだと、市長はそういう考えだと言われて、これは情けないなど、ちょっとがっかりしたことがあるんです。

だから、行政の力というのはすごい強くなって。行政がもっと本当に、市の福祉の関係のところに行って聞いてもわからないって、担当者に優生保護法のとて、わからないって言われました。だから、まだまだ……興味のある人は、新聞とかいろいろ気をつけてみるんだけど、やっぱり行政でももう少し、市長とか、そういう力を入れるというか、心持ちですよ。

どれだけやるっていうのは気持ちだから、私はそのへんでどうか改善されていけばいいなと思っておりました。以上です。

(大橋委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) それでは、ここから会場からの質問を募りたいと思います。

検証委員の方からご質問ありましたら、挙手をお願いします。

(佐々木委員) 検証委員の佐々木信夫です。

非常に単純な質問なんですけれども、台帳開示請求されたんですよね。その中にちょっとその書式は私存じませんけれども、その中に優生手術をしなければいけない理由というのが書いてあるんですか？ 何と書いてあるんですか？

(佐藤) 遺伝性精神薄弱です。

(佐々木委員) それだけですか。

(佐藤) はい。

(佐々木委員) 何を言いたいかというと、要件としては、旧優生保護法4条だと公益という要件があるんですけども、何で公益に反するかっていうことは書いていないんですか？

(佐藤) 手術台帳を……私が宮城県の手術台帳を見たのは、それには何年何月にどこ  
の病院で先生は誰がした、結局お金、国費をどのくらい出してるかっていう、それが  
メインだったようです。

それに遺伝性精神薄弱ってありました。

(佐々木委員) そうすると、妹さんが15歳のときに手術だったということは、佐藤  
さんはおいくつぐらいだったんですか。

(佐藤) 私がですか？ 私は17歳。

(佐々木委員) 17歳か。そうすると、手術って審査会というところが審査するんで  
すね。その通知というのは見ていないんですよね？

(佐藤) 全然、嫁に行った立場なので、それはわからない。ただ、結婚した後に、お  
母さんにお腹の手術をしてるって、ただ、それを聞いただけで、詳しいことも、聞く  
こともできなかったです。

(佐々木委員) なるほど。じゃ、何でその公益に反するかとか、そういったことは全  
然わからないってことですよ。

(佐藤) お母さんもわからなかったです。

(佐々木委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) 他にご質問ある方、挙手をお願いします。  
お願いいたします。

(奈良岡委員) 委員の奈良岡です。

関連なんですけど、先ほどのご説明で、手術のときの詳しい状況はわからないもの  
の、ご家族が嘘をつかれてやったというふうな話をされましたけれども、その解釈  
について、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

(佐藤) そうですね。私はそのとき、お腹を手術をした理由がお母さんに聞かなか  
ったから。なぜ聞かなかった、聞けなかったというのは、自分もそのとき妊娠をして  
いたんですよ。だからお母さんに、どうして何でやったの？ っていうところまで聞け  
なかったんです。それで、考えたら、法律はわからないけど、もしかすると知的障害  
なので、もし、15歳、中学校卒業して、あれだったら、心配で、誰かが乱暴される  
とか。

そういうのが昔はあるから、そういうのを心配して、そういうふうにしたのかなっ  
て思ったんだけど。でも、あまりにもむごいなって。

私、40年間、おかしいなって、なんでって、ずっと思っていたんですね。それで、飯塚さんのことはネットで見ていたので、それで勇気をもって、新里先生に連絡をして、謝罪を求める会の方々と繋がり、裁判では活動というか、いろいろ勉強とかを教えていただきました。

(奈良岡委員) ありがとうございます。様子を見てみると、お母様は積極的にやりたいとは思わないはずなのに、やったのは、要するに、遺伝性精神薄弱という理由をつけられて、法律上はやらないといけないんだってというようなかっこうで言われたので、まあ渋々というか、進まないのにやることになったのかなという。

(佐藤) なぜそう思ったかという、お父さんもわかんなかったと。

お父さん…、それで、亡くなった人のことを申しわけなくて言いたくないんですけども、お父さんの気持ちも考えると、お父さんはわかっているくって……よくお酒を飲んだんですね。そのときに、娘、由美は…って言って泣いていたとか、してる 때가あつて。

あと、時々お母さんと諍いがあるのは、そういうのが原因じゃないかなというのを自分の中で、思っていたんです。それが、情報開示請求をして、強制不妊で15歳ってなったときに、その何年間の過ごした日々の中で、そういうことがあったのは、やっぱり同意してなくて無理やって、お父さんもわからなくて、お母さんが病院に連れて行ってやったから。お父さんは……やっぱり娘を傷つけてしまったということは、すごいお父さんは、お母さんを、何でやったのか？ みたいな感じで責めたりしたのかなと。

名前を言って泣いていました。お酒を飲むとね。だから、ああつて。

情報開示を見て、自分の中で、ストンと落ちたっていうか、自分につらく当たったのも、お父さんがお酒を飲んでというのも、そういうことだったのかなって、初めて思いました。つらかったらうなって。

(奈良岡委員) わかりました。ありがとうございます。

(関口事務局次長) お願いします。

(藤原精吾委員) 検証委員の藤原精吾委員です。

今、台帳に遺伝性精神薄弱と書いてあつてそれをもとにして、手術をされたということだったんですけども、その遺伝性の精神薄弱ということについて、何か診断書とか、あるいはその前に、妹さんを、誰か専門の医師が診察をしたとか、そういう事実があったかなかったかということは、わかりますか？

(佐藤) 元々、遺伝性ではないんだけど、精神薄弱は間違いないです。それは障害者療育手帳というのを取得しているんで、そのときの分を情報開示請求して、黒塗りもあったにしても、やはり遺伝性精神薄弱というのは一切なかったです。

それを1歳で手術をして、麻酔の効きすぎで障害になったということは明記されていました。

(藤原精吾委員) それも手帳に書いてあったんですか。台帳？

(佐藤) 手帳にはないけれど…。台帳というか。そうですね。

(藤原精吾委員) そうなると遺伝性とは全く逆のことですね。

(佐藤) 遺伝性と書かれていたから、私は、お母さんは、本当は遺伝性なのに遺伝性ではないって私に教えたのかと思って。療育手帳を取得しているから、その情報開示請求したんです。そしたら、遺伝性じゃなくて、精神薄弱は間違いはないけれど、遺伝性とは一言もなかったです。

(藤原精吾委員) そうですね。遺伝性でないのをわかりながら、精神薄弱にされた。そして、台帳には遺伝性ということ、根拠なしに書かれていたと。

(佐藤) だから、私はもう…

(藤原精吾委員) ありがとうございます。

(藤井委員) 佐藤さんどうもありがとうございます。せっかくなので、さっき触れられていましたけれども今補償金の申請だとか、慰謝、一時金、人工妊娠中絶…非常に申請者も伸びていないし、また、認定件数が対象人員の2%弱なんですね。

佐藤さんの立場から、そうした、まだ申請していない人たちに対して声をかけるとすれば、どんな言葉がけがあるか。いかがでしょうか？

(佐藤) もし、誰かにお会いしたときに、手術しているけれども、何もまだ申請していないというふうに言われたときには、私は、原告になって、いろんな思いで裁判をして、一時金請求とかしても、そんな自分の苦勞してきたことを思い、家族のことを思ったら、「ハードルは自分自身は高くなかったからあなたも勇気を持ってやってみましょう」って。「申請するにはサポート弁護士さんがいらっしゃるので、そちらにお願いすればやってくれると思います」っていうふうに助言すると思います。

(関口事務局次長) それでは、Z o o mで、加藤さん、ご質問あればお願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。産婦人科医の加藤です。産婦人科医なんですけれども、ちょっと先ほど言われていた、優生手術を受けたときの傷が15センチぐらいあって今も8センチぐらいあるという話と、その後、手術の癒着で卵巣嚢腫ができてという話があったと思うんですけれども。

そこでちょっとお聞きしたいんですけど、その優生手術は不妊手術であって、卵管の手術が主で、卵管だけの手術だったらそんなに15センチも傷がいくかなとちょっと産婦人科医としてちょっと疑問に思ったんですが、妹さんはその手術の後、月経、生理はちゃんと来ていましたか？

(佐藤) 生理はありました。

(加藤委員) ありましたね。わかりました。時々、子宮を取った手術をした人がいるという話も聞いたことがあったので、この場合どうだったんだろう？ と思いましたのでちょっとお聞きしました。

それなら、月経があったならしっかり子宮は残っていると思います。わかりまし

た。

（関口事務局次長）他にご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか？ 関哉さんをお願いします。

（関哉委員）委員の関哉です。

佐藤さん改めまして、大変、この間の、裁判を起こす前と起こしてからでも大変だったなというところ、改めてお聞きして、本当に感謝申し上げます、の一言なんですけれども、僕からの質問は、お母様からのお話で、妹さんが子どもできないような手術をしたという話だけを聞かれていて、その後、裁判、長い間の裁判を通じていろんなことをお調べになった部分もあるのかなと思うんですけれども、宮城県では、さっき飯塚さんのお話にもあった「愛の10万人運動」というのが盛んに行われていて、当時の福祉協会とかいろんなところが関わってやられていて、妹さんに知的障害がありということもあって、その辺りの宮城県が進めてきた運動と、お母様の判断への影響とかどういう経緯でどういう理由で手術に至ったんだろうとか。そのあたりは本当にお母様が残した、子どもができない手術をしたという言葉がなかったら、これは、もしかしたら埋もれてしまっていた話なのかな。

調べても調べても、なんで手術に至ったのかというのはやはり出てこないというのが、そのあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

（佐藤）お母さんがその言葉を残していなければ、埋もれていたと思います。

手術とか開示請求するとか、それには至らなかったと思います。

（関哉委員）委員の関哉です。

なんでお母様がそういうことをしたんだろう、ということをいろいろお調べになって、いろんな方に話を聞いてみたりとかされたと思うんですけれども、何かわかったことというのはあったんですか？

（佐藤）手術したって、親戚でも、わからなかったです、聞いても。ただ、隣のお母さんに、うちにいつもお手伝いに来てくれるおばちゃん、なんかそれ手術したということはわかっていたみたいですけれど、ただ、私が直接、やってるんだよというふうには、教えてくれる人は、お母さん以外誰もいませんでした。

（関哉委員）そのお母様の発言しか残っていなくて、それをなんでその判断に至ったかに繋ぐ理由というのは推測も含めて、全然情報というのがないということですか？

（佐藤）家族の中ではさっきお話したような感じが、雰囲気的にはあって、それは手術したことは40年間おかしいとは思っていました。でも、なぜかとか、どういうふうな経緯でというのは、全然わからなかったです。

（関哉委員）ありがとうございます。

（関口事務局次長）他にご質問のある方はお願いします。

（池田委員）委員の池田と申します。よろしくお願いします。手術をされたのが15歳、中学校3年生のときと書かれていたので、これ、そのときの様子が、もし何か伝

えられていればということですけれども、学校の先生と家庭とは普通は連携を密にしながら、学校の教員は子どもを差別や人権侵害から守るという、そういう存在なはずなんですけれど、その辺は…もし何かわかることがあれば、学校との関わりとか連携みたいなことは、何かありましたか。

（佐藤）兄妹で、ちょっとそのときに生活していないからわからないんですけども、妹が中学３年で私は高校３年で、当時だったら森昌子とか山口百恵とか。あと、事件では浅間山荘事件とか。川端康成さんが亡くなったというか、何かそういう時代で、私は高校のときはすごく、人権とかにすごく大事にしてくれる先生に…それはすごく厳しかったんですよ。

人に対する…。そういうのが、それが陰でそういうことをされていたというのは、何なんだろうというふうに思っておりました。

ただそのときの、ただ中学３年で１２月で、他の同級生は受験勉強しているのに、なんでそのときにね、そういう手術をしなくちゃいけなかったのか、本当に悔しい。

（池田委員）学校の先生が……絶対欠席していますからね。欠席をどういうふうに理解していたのか、

（佐藤）そこを聞きたかったんですけども、先生も調べたんだけど先生もいなかったんですよ。いろいろしたけれども、その当時のことを先生もわからない。

やっぱり、宮城県で件数が多いのに、申請数が少ないというのは、土地柄というか、やっぱり「愛の１０万人運動」とか差別とか、そういうのがすごい多かったから、そういう風土というかまだ土着なんだけど、まだそういうのが残っているから駄目なんだ。

その福岡だけ、前は福岡だけ？ 福岡だかでは、すごいみんな調べて申請に繋がっているという。

そういう地域もあるのに、市長がそういうことはしないって。県でやっているからいいでしょう？ というそれ自体がやっぱり地域的な問題が私はおかしいなって。

だから被害者も多かったのだろうし、あと宮城県でどれぐらい申請しているかもわからないけど、その件はどうなのかなって、それはいつも不思議に思っています。

（関口事務局次長）それでは質問の方はよろしいでしょうか？ では質問の方は終わりたいと思います。佐藤さん、どうもありがとうございます。

（松原座長）飯塚さん、佐藤さん、大変重いお話、でも大変貴重なお話を今日ここでしていただき、どうもありがとうございます。

検証会議としては、今日のお話をしっかりと受け止めて、今後の検証、そして再発防止の提言に繋げていきたいと思っています。ありがとうございます。

それではここで１０分間の休憩といたします。３時１０分に再開いたします。よろしく願いいたします。

(松原座長) それでは時間となりましたので再開いたします。ではここからは、各分科会からの報告をしていただきます。

前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が執り行われました。本日は、その会議で議論された内容を、各分科会の委員長からご報告いただきたいと思います。

それでは、まず、第1分科会利光委員長からお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会では、被害実態の調査検証を行います。

方法としては、一つ目には、被害者の方およびその関係者の方への聞き取り調査。二つ目には、資料や記録等の調査を行います。

まず、被害者の方々への聞き取り調査についてですけれども、今日もありましたけれど、検証会議の全体会議の中で、これまでに、北三郎さん、鈴木由美さんのインタビューが終了しました。今日は、飯塚さん、佐藤さんのお話をお聞かせいただきました。

次回、3月の検証会議では、尾上敬子さん、一孝さんにお話を伺います。

また、第1分科会を中心とする少人数での聞き取り調査としては、3月末までに北海道の小島さん、大阪の野村さんご夫妻、加山さん、兵庫県の小林さん、目黒さん、熊本のハンセン病療養所の菊池恵楓園におられる杉野さんについて現地にお伺いする形での聞き取り調査を行いたいと考えています。

また、第2分科会とも連携しながら、医療や福祉関係者の方への聞き取り調査などを行いたいと考えています。

次に、資料・記録の調査についてですけれども、これについては、個人情報も含めて、マスキングのない形での資料の提出を要請する方針で、現在、最終的な調整を行っているところです。また、2018年に行われた厚生労働省による調査であったり、国会報告書作成のための調査では、「提出は任意」とされていたわけですが、今回の調査は、補償法を根拠とした法律に基づく調査であるということを強調したいと考えています。ただし、公開については、個人が特定されないような配慮をするということをきちんと付言したいと考えています。

まず地方自治体に対する調査では、行政機関（本庁、公文書館、保健所、福祉事務所等）が保有する優生手術あるいは子宮・卵巣・睾丸の摘出であったり、卵巣への放射線照射といった法定外の手術、あるいは障害や疾病を理由とする人工妊娠中絶に関する資料の提出を求める予定です。

また、優生保護相談所に関する資料、「不幸な子どもの生まれない運動」に関する資料の提出も求めようと計画しております。

早期実施に向けて、現在、依頼書であったり、調査要領を作成している段階です。

次に、医療機関、福祉施設に対する調査では、網羅的な調査と、個別の機関や施設

への集中的な調査を行おうと考えています。

網羅的な調査については、こども家庭庁や厚労省の協力を得て、全ての機関、全ての施設に調査依頼を発出する可能性を追求しているところです。

また、2018年に厚労省が優生保護法に関連する資料・記録の保有状況を調査しているわけですが、そのときに、資料や記録が「ある」あるいは、「ある可能性がある」と回答したところには、必ず調査を実施すること、特に中絶被害については、医師会の協力を得ることも、今、考慮しているところです。

これらについても、現在、依頼書と調査要領を作成中です。

また、個別の機関とか施設への集中的な調査については、現在、リスト化も含めて検討中ですが、ハンセン病療養所あるいはのぞみの園や秩父学園など国立の施設、一時金支給法や補償法によって認定された被害者の方々あるいは国賠訴訟の原告の方々が関係された医療機関や福祉施設、これまでの調査の中で資料が確実に存在すると思われる施設について、集中的な調査を行いたいと考えています。以上です。

(松原座長) 利光さんありがとうございました。続きまして、第2分科会委員長齋藤委員長からお願いいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤です。

第2分科会の報告をします。第2分科会は前回の検証会議の後に、12月22日に第2回の会議、それから1月15日に第3回の会議をオンラインで行いました。参加者は参考資料にあります通り、分科会のメンバー全員と、あとオブザーバーとして、松原座長と、第1分科会の方々の参加がありました。

第1分科会と第2分科会は、今、利光委員長からもお話がありましたが、訪問する施設やお話を伺う個人が重複する可能性がありますので、情報共有は大切だと思っています。

前回ご報告しましたが、第2分科会に課せられている課題は二つあります。

一つは優生保護法制定経緯の検証と、もう一つは、優生保護法がなぜ平成8年まで改廃されなかったかの検証です。

それを踏まえまして、12月第2回会議では、検討が必要な項目として、日本における優生思想の導入と、法の制定、改定の関係、それから優生保護法の選定から改定までの意思決定プロセスを検討する必要があるということが確認されました。

それを検証するについては、先行研究を確認するとともに、関係資料も散逸する前にきちんと確保すべきであるということ。さらに、当時を知る元職も含めた官僚や委員の方へのヒアリングも、早めを実施するのが良いだろうということで、現在、行うべきことのリストを作成している状況です。

また、女性の権利や性教育に関する活動との関係も精査する必要が提起されました。これはリプロダクティブヘルス／ライツの視点というだけではなく、かつて女性の自立に先進的な考えを持った女性の中に、断種法や優生保護法に賛成した人がいた

こととか、その後、性教育バッシングなどがあった時期もありますので、そのことも含めて、その背景を検討しようという趣旨です。

また、他の視点としては、優生保護法と隔離収容政策、つまり手術によらない遺伝防止施策というようなものとの関係も精査が必要だろうということ。あるいは、手術対象に、犯罪傾向や性欲異常などが含まれた経緯なども検証する必要があるだろうということが議題に上りました。

さらに、1月の第3回会合でも、各自の関心の取材を引き続き確認しながら、検討すべきテーマや具体的な調査先の提案が行われました。

優生結婚相談所で、どのような相談指導が具体的に行われていたのか。その内容がわかる資料があると良いので、そういうところを当たれると良いだろうということや、それから、海外の報告にはあがるような先住民に対する差別という観点からの強制不妊手術について、日本ではまだその視点が少ないと思われますので、アイヌの状況などを含めて検証する必要があるのではないかという意見がありました。

また、戦後も国民優生法が残った沖縄に特化した問題についても、検証する必要があるのではないかということになりました。

さらに、教育関係者への意識調査やメディアに対する調査も行えると良いという意見が出ました。

また、第2分科会としては、優生保護法を、戦後政治史として位置づけられるような検証作業ができると良いということも話し合われました。

このように第2分科会としての問題意識はまだ広く維持しながら、着手できるテーマについては、着手していこうということで、具体的に名前が挙がっている施設や、個人を訪問するための準備を現在整えているところです。また、関連領域の専門家をお招きしてお話をうかがうことも検討しています。

今回は、2月17日に開催の予定となっています。

第2分科会からの報告は以上となります。ありがとうございました。

(松原座長) 齋藤さん、ありがとうございました。では最後に、第3分科会の坂元委員長からご報告をお願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。よろしくお願いします。

第3分科会の報告をします。

第3分科会は2025年12月15日に第2回会議を、2026年1月26日に第3回会議をオンラインで行いました。

第2回会議は、一部を除く分科会メンバー全員が参加し、齋藤第2分科会長にオブザーバー参加していただきました。

第3回会議は、2名を除く分科会メンバー全員が参加し、利光第1分科会委員長、齋藤第2分科会委員長、にオブザーバー参加をいただきました。

第3分科会に課せられた任務、課題は大きく三点です。

第一に、平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降の対応に関する評価です。具体的には、①母体保護法下での被害実態、②国の対応およびその評価。③都道府県の対応およびその評価です。対象となるのは、①医療、②福祉、③教育、④司法・各法曹界、⑤マスメディア、⑥官僚団体の三つです。

第二に、調査および検証と（母体保護法への改正以降に関するものを含む。）を踏まえた再発防止のための提言です。具体的には、各界で優生思想を繰り返さないために何が必要かを検討するために、先にご紹介した医療など六つの対象に加えて、資料館の創設、資料の保存が対象となっています。

第三に、被害救済のためのあらたな枠組みづくりをする。具体的には、①国内人権機関の設立と②人権侵害の再発防止のための措置です。

こうした任務、課題に対応するために、第3分科会の第2回会議では、調査、検証等の項目および今後の進め方について概要、次の事項、すなわち、①優生保護法改廃後の各界、法曹界、医師会、教育等の対応と責任、②優生保護法と関連する精神科医療の歴史と実態、③優生保護法が見過ごされてきたことについての法学的な検証、④不妊手術、中絶に関する外国の法制、⑤障害者法制の系譜、⑥障害者に関する裁判例の調査について意見交換が行われました。

こうした議論を受けて調査権調査、検証等の項目と担当者を決定いただきました。

第3分科会の第3回議では、ご担当の岩井委員・藤原委員・小山委員を中心にまとめられた司法・法曹界（省庁、都道府県含む）に関する調査事項、その中には、旧優生保護法の被害の救済抑止等において、憲法学説の果たしてきた役割の検証や、障害者関連の立法、法制および裁判例の検証が含まれています。また、国内人権機関等に関する調査事項については法務省、外務省、衆議院・参議院に対する照会とともに、諸外国における国内人権機関のあり方の調査が含まれています。

これらを事前に委員に配布し、第3回会議で意見をおききした結果、国内人権機関については、新たに各党および人権擁護について活動実績のある主要なNGOに対する照会を追記しました。

その他、第3回会議では、今後の進め方について次のように、憲法的観点からの検証、旧優生保護法改廃前後の調査検証、精神科医療における課題に関する調査検証、ハンセン病問題の調査を参考とする調査研究について、意見交換を行いました。

なお、今後のスケジュールですが、第4回会議を2月17日火曜日10時から、第5回会議を3月18日水曜日13時からです。第3分科会からの報告は以上です。

（松原座長）坂元委員長、ありがとうございました。前回の検証会議から本日まで開催された分科会の内容について、三つの分科会から報告していただきました。

ただいまの報告に対して、ご意見やご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

（田門委員）田門です。

（松原座長）田門委員、どうぞ。

(田門委員) 第3分科会を担当しています、田門と申します。担当の内容は資料21ページに載っております。

いくつかございまして、一つは、平成8年以降の改正以降の対応評価、そのうち福祉分野を担当しています。

もう一つは、再発防止のための提言、そのうちの福祉分野を担当しております。当然、施設など、それから、調査をしたいと考えております。

今、第1分科会、第2分科会、それぞれご報告いただいて、それに対して調査中ということをお聞きしました。調査をする場合には、当該項目の中に私も入れていただきまして、項目について相談をしたいと考えております。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

今おっしゃっていただいたのは、調査を各分科会で行うにあたって、何を調査するのか、例えば何をインタビューするのかについて、しっかりと情報共有をして決めていきたいということでしょうか。

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

(藤原精吾委員) 藤原精吾です。

今の問題提起と、それから佐藤さんの話から言えることですが、民生委員、とりわけ宮城県の「愛の10万人運動」を展開したことについて言えば、民生委員というのが、非常に大きな役割を果たしている。

民生委員というのは、法務省のほうの人権相談の人と同じように一応、当時は厚生大臣が任命をして、各地の市町村から推薦を受けて、大臣が任命するわけです。その活動は、必ずしも指揮命令ではありませんけれども、国だとか自治体が、こういうことをやってくれという要請をすれば、民生委員は何万人もいるわけですけど、その人たちが動くわけです。

おそらくは、佐藤さんの話にも民生委員が出てきましたけれども、民生委員が厚生省、厚生大臣の意向を受けて、手術をどんどんやるように地域の人たちに勧めろ、という活動を展開していたというふうに推測できるわけです。そこで、どこの分科会でやるかは別として、やはり厚生大臣の任命してきた民生委員が、この優生保護法の実施についてどのような役割を果たしてきたのかということを検証しておくということが非常に大事なと考えました。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

今ご指摘の点については、例えばいろいろ公文書等からということであれば、第1分科会の担当になりますし、それから、優生保護法はどう運用されてきたのかについては、第2分科会となるかと思えます。

おっしゃる通り、大事なポイントで、実際、優生保護法では都道府県優生保護審査会の委員にも、民生委員が入ることが明記されておりますので、それ以前の、

あるいはそれ以外での役割というのも、注目すべきだと思います。このあたりは第3分科会にも関わるかもしれませんが、主に優生保護法施行ということで第1、第2でしっかりと検討していくべきだと思います。ありがとうございます。

(坂元委員) ちょっとよろしいでしょうか。

今、藤原委員の御指摘はとても重要な点だったと思います。今日の飯塚さんのお話で、「愛の10万人運動」の中で、民生委員の人が小松島学園に入るようにお母さんに強く迫っていたというお話だったわけですが、実は、ハンセン病問題と、この障害者の問題で通底している点があると強く感じたのは、実は戦前の癩予防法の下で、昭和4年に愛知県の民生委員、当時は方面委員と呼ばれていたんですけれども、この人たちが、長島愛生園が建築中の現場を訪れまして、そして、ハンセン病の患者の人たちを、この療養所に入れましょうという第1次無らい県運動の先駆けとなりました。これは2001年の熊本地裁の国賠訴訟でも判決の中で指摘をされております。

ですから戦前の方面委員と戦後の民生委員がくしくも、一つはハンセン病療養所、もう一つは小松島学園になるんですけれども、その中で優生手術をさせると、ハンセン病の場合は、強制隔離政策を進めた光田健輔が、実は法的根拠なくハンセン病患者に断種手術をやっていて、これを内務省と厚生省が黙認をして、初めて合法化されるのが優生保護法三条三号の中に、ハンセン病患者というのが出てくるんですね。こうした中にやはりハンセン病問題と障害者問題で通底している問題があって、そこに一つのアクターとして、民生委員というものが出てくるわけです。

この点は少し、我々検証会議でどの分科会でやるかというのは今後検討するとして、しっかり検証していく必要があると思いましたので、発言をさせていただきました。

(松原座長) ありがとうございます。

医療の役割と同時に、福祉の役割というのが、優生手術にかなり関わっているということのを改めて認識することだと思います。他の方はいかがでしょうか？ はい関哉さん。

(関哉委員) 関哉です。松原さんにご質問なんですけれども、先ほど民生委員が審査会の委員として構成されていたということで、それに関連して審査会の委員の構成メンバーを構成する職業というか、そのあたりが調査とか情報収集とか、あるいはこれからの周知という意味でも鍵になるのかなと思っているのは、民生委員以外にどんな典型的に職業があったんでしょうか。

(松原座長) それは私へのご質問でしょうか。

(関哉委員) ご存知かなというところでわかる範囲で教えていただければと。

(松原座長) まず都道府県優生保護審査会のメンバーをどのようにして知るかというのは、各都道府県の関係資料ですね、基本的には優生保護審査会関係の資料で、どう

いう人に委嘱をしているのかとか、それからそれぞれの委員会の議事録が残っています。そこでの関係ということです。

それから、一般的な開示請求でもお名前も開示されて肩書きもわかることもありますし、肩書きだけ開示されることもありますし、いずれも黒塗りのこともあります。

それで、断片的にしかわからないということがまず前提なんですけれども、私が見た範囲では基本的には法律に基づいて、医師ですとか、裁判所関係の方とか、民生委員とかってということだと思うんですが、例えばある県では、更生施設の民間の更生施設の代表の方とか。婦人保護施設のようなそういう方が入っている場合もありました。それは学識経験者的な枠がありまして、そこで、優生保護法に明記されているあて職以外の方も入っていくことがある、ということだと思います。

やはり都道府県によって、どのような方が入るかというのは、共通の部分もありますし、そうでない部分もありますので、そこで、それぞれの特性が見えてくるということもあるかと思っています。

第1分科会の報告にありましたように、とにかく各行政機関については、マスキングなしの開示を、法を根拠にお願いしていくという方針でいますので、どういう方が優生保護審査会の委員に関わっていたかについても、これまで以上に明らかになるという見込みがあるかと思っています。

（藤原精吾委員）検証委員の藤原ですけれども、今の件で、審査会の審査の手続きとか、あるいはその資料の読み方なんかが、非常に問題だったということは、国会の報告書にも一部記載されているわけです。手術した後で審査会を開いたとか持ち回りをやったとか。

今日の佐藤さんの要綱をもう少し詳しくということで聞いてみたら、1歳のときに手術を受けた。何の手術でしたか？ ということで聞いてみたら、ちょっとこれはあんまり個人情報なんですけれども…。

（松原座長）では、個人情報なら控えてください。

（藤原精吾委員）外科手術だったということで、精神とは全く関係のない手術であったということが、おそらく当時の手帳、今の療育手帳にも書いてあったということで、それは裁判の証拠に提出されているそうです。

だから、そういうのを見ながら審査会が、なんで遺伝性だという判断をして、それに基づいて強制手術を行ったのかということを私どもとすれば非常に問題だろうと思います。

審査会が本当に歯どめの役目を果たしていたのかどうか非常に重要な問題だと思いますので、その点よろしくをお願いします。

（松原座長）皆様でその点も解明していきたいと思います。多分時代によって、あるいはその審査会のメンバーによって、遺伝性という概念の捉え方が、我々が今考えるような、厳密な医学的な研究や根拠に基づいているということと違っているという場

合もあるかもしれません。もちろん生後の事故等による障害が原因であったとすれば、どう考えても遺伝性ではないわけですが、なぜその審査会でそういうことを認めたのかどうか。

議事録を見ますと、これは明らかに、遺伝性ではないので、4条では受け付けられませんといったような記録もあるわけですね。

だからそういう形で、部分的にその辺については機能している場合もあるわけですが、では、12条ならいいのかということは、また別の問題であると。でも、ご指摘の点ですね、やはりなぜそれが認められていったのかといったことについては、先ほどの審査会がどういう方々が関わられていたのかということも併せて、しっかりとデータに基づいて検証したいところかと思います。

(佐々木委員) 手短に3分で終わります。

各分会の内容とはちょっと関係がないんですが、まず、先ほど松原さんがおっしゃったように、各優生審査会のメンバーのお名前が開示されないという、黒塗りで出てくるということで、これが法律家的に言うと、一応私も法律家ですけど、なので言うと、なぜ国家権力とか、ある意味、抑圧者ですね、こういう言い方も断定的でよくないけれども、抑圧者のプライバシーが何で守られるのかというところが、すごく私には、すごく疑問なんですね。

リーガルという、リーガルな見地から見ると、裁判官の方って、もう本当に、何でしょう、すごく厳しい判決を書く方でも、ちゃんと自分の実名を出して公言しているわけですね。私はこうだと。そういうやり方がない。非常にリーガルじゃないということですよ。

それから法律的に考えると何でしょう、暴力的侵襲に対して、審査会という。そういうある意味リーガルじゃない。そういう審査会が審査していたことというのは、日本国憲法のもとにおいて、後付けで考えると、これはあり得ないんじゃないかということをお私に考えています。これは私の意見です。

ちょっと事務的なことで、事務局の方と松原座長にお聞きしたいんですけど、不妊手術の被害者の方が現れていて、その方のヒアリングかプレゼンを開いてほしいと思うのですが、1名です、女性の方です。これは可能ですか？

(松原座長) では私からよろしいでしょうか。

まず最初のご意見については、何といいますか。いろいろな説明の仕方があり得ると思うんですけども、公職にある人については、例えば一般的な開示請求を経た場合に、お名前まで開示されるということは珍しくないです。ただおっしゃったのは、ある都道府県からの開示についてはそうなのに、そうでないところもあると。

これはどのように法的に説明できるかというお話かと思います。これは、専門的な議論にもなるでしょうし、当時、例えば国会の報告書の当時は、やはり、個人情報保護法よりも、各県の条例が優先していたということもあるので、その個人情報保護法

のあり方にも一部関わってくるところがあるでしょうし、それぞれの都道府県の方針ということもあるかと思います。これは私の意見です。

あと、暴力的な身体侵襲について、憲法の下でこのようなことが行われたということについてのご意見を、個人的にとおっしゃいました。ご承知の通り、問題はこれが優生保護法に基づく法的な行為として、優生保護法審査会に権限が与えられ、本人の承諾のない手術ができる形になっていたというところだと思います。このあたりも、しっかりと改めて検討すべきことかと思います。

最後の被害者の方のヒアリングなんですけれども、もしお持ちいただけるのであれば、インタビューに協力していただくをお願いをする可能性は十分にあります。ただ、検証会議として行う調査ですので、しっかりと足並みを揃えて進めていく必要があると思います。

それで、これまでは、検証会議で、委員である原告の方、それから今日は原告の方という形でお話しいただいているんですが、今後、そうでない方にもお話を伺う場合に、やはり調査の趣旨や、しっかりとした了解をいただくという手続き、これを整える必要があると考えておまして。今、分科会委員長、座長、それから事務局で、その様式ですね。あるいは手続きのルール、これを整理しているところです。

それで、もう早ければ、2月あたりから第1分科会で、そういった方々のヒアリングが始まりますので、それに間に合うように整える予定ですから、今、ご提案していただいた方にも、もし調査をお願いするとなったら、そういう方法でいきたいと思って。

いわゆる説明書、同意書のひな形を作ろうと考えているんですが、それについては各分科会の委員のご意見も聞いた上で、整えていきたいと考えておりますので、次の分科会にその点をお諮りする、あるいは、メーリングリストでお諮りするということになると思いますのでよろしくお願いいたします。

(佐々木委員) 利光さんとお話を進めるのがよろしいですか。

(利光委員) 第1分科会で、被害者の方の実態調査の中で、インタビューにご協力いただけるのであれば、そのご本人と相談しながら、また、検証会議として調査が必要ということが、分科会の中で合意ができれば、もちろん一緒にさせていただきたいと思います。

(佐々木委員) それではメールを送ります。

(松原座長) 事務局とも同報でお願いいたします。

(藤井委員) 別件で…。

(松原座長) ごめんなさい、藤井委員にお話いただく前に、本日16時、もう終了です。それであと、意見交換に使えるのは4分ぐらいですので、その旨ご了解ください。では、藤井委員お願いします

(藤井委員) これは課題というか、資料保存の関係なんです、第3分科会なんです

がこれは二つに分けて、一つは本格的な資料保存の問題と当座は既にこの検証会議が始まっているわけですから、いろんな資料を出てくると保存をどうするかという点についてこれは座長、国会事務局も含めて、検討いただきたいことだけ申し上げておきます。僕らも一緒に考えますので。

（松原座長）ありがとうございます。既に第1分科会では、収集資料が集まるという想定ですので、それは他の分科会の委員の先生方が収集された資料についても、しっかりと保存し、共有できるような仕組みを考えたいと思っております。

何か良いご提案があれば、ぜひどなたからでもお願いしたいと思います。

（齋藤委員）簡単に事務局にお願いだけなので。

（松原座長）齋藤委員長どうぞ

（齋藤委員）時間が押しているところすみません。齋藤です。一つ事務局にお願いですが、これから第2分科会もいろいろな方、福祉関係とか、元職や現職の官僚の方とかにお話を伺うにあたり、例えば検証会議はこういう活動をしている会で、これまでこういうふうに議論を重ねてきているという紹介するにあたり、ワンストップでいろいろな今までの議事要旨とか、あと会議での資料とか、皆さんのそういうものが見られるような場所をつくっていただけると……途中から傍聴されて前の話し合いとか文献も見たいということも探しやすいように何か、ワンストップのサイトを財団の中に作っていただければと思います。

（採澤事務局長）事務局採澤です。こちらの方で検討させていただきます。財団のホームページを工夫するということで。

（松原座長）ありがとうございます。では最後のご意見ということで藤原さん。

（藤原久美子委員）藤原久美子です。事務局といいますか、お願いなんですけれど。合理的配慮にかかる部分についてです。

いつも予算がないということで、いろんなことが制限されてしまっています。そのたびに、やはり謝ってはいいただけるんですが、それが本当に私達はすごく堪えるんですね。何か自分たちはやっぱり申し訳ない、いてはいけない存在なんじゃないかと。それはやっぱり常に日々の生活の中でも感じながらやっています。

それがこの検証会議でも、そのような私達がいつらいようなことにしてはいけないと思うんですね。予算がないというのは、本当にその通りだと思います。例えば、合理的配慮に係る部分というのは、事業費に入れるというのが、そもそもフェアじゃないなといいますか。仮に私がもし、障害がなければ1人で行けるけれど、やっぱり同行者がいる、介助者がいる場合、その介助者の分であるとか、手話通訳さんの費用であるとかというのが、事業費に含まれてしまうと、当事者がいる会議というのは、その事業自体に使うお金も制限される。例えば300万もらえても、その分、200万とかの事業になってしまうわけですね。ですので、その部分は、当たり前になんと別でいただけるようにしないといけないと思うんです。

JICAでは、既にそのような仕組みになっています。そういう前例もありますので、ぜひそういう要望をしていただきたいし、そのときには私達当事者の委員からも、事務局に任せるとかではなく、お力になれると思いますので、ぜひその辺で検討していただきたい。あと時間についてもそうです。前回、鈴木由美委員からも言われたように、やはり時間がかかります。休憩も必要ですし、ゆっくり話すということで時間もかかりますので、そこもきちんと考慮に入れていただきたいということで、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(採澤事務局長) 採澤です。検証委員の皆様への合理的配慮にかかる費用については確保はしているところですので、スタートして数ヶ月しか経ってないところなので、もう少し進んで何かの制限がかかっているとか、動きづらいとかそういうことがありましたら今後、ご指摘いただければと思います。

予算の工夫の仕方についても、ご示唆いただいたことを踏まえて進めてまいりたいと思っております。

時間につきましても、今年度は既に、会議室の関係等でですね、2時間ということが多かったんですけど、来年度は、3時間は確保できるようにしたいと考えています。

(松原座長) すみません、もう時間なので、手話がまた切れてしまうんですけど。

(採澤事務局長) この他、いろいろとご意見を言うていただければ、事務局として工夫してまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(松原座長) 一言、今のお答えは、結局、仮に事業費の中に合理的配慮の経費が入ったとしても、事業自体がシュリンクすると縮むということがないような交渉をしてもらっていますので、いろんなアプローチがあり得ると思いますけれど、引き続きご協力をお願いしたいと思います。また、協議も引き続きお願いします。

(採澤事務局長) それでは、これにて終了とさせていただきたいと思います。

次回の検証会議につきましては、3月9日の午前10時から開催したく、次回は、尾上敬子委員と尾上一孝さんのヒアリングを行う予定です。次回検証会議までの間に検証委員の皆様から、尾上さんに対するご質問を受け付けることとします。その他、各分科会の活動報告を行う予定です。また追って、ご連絡をさせていただきます。では本日はどうもありがとうございました。

以上

旧優生保護法問題検証会議  
第5回検証会議議事録

1 日 時 2026年3月9日（月）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1701AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、尾上敬子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局から採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議第5回検証会議を始めます。

初めに、検証委員に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として、手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、マイクを使った上で、はじめに自分の名前を名乗っていただき、ゆっくり、わかりやすい言葉で発言するようお願いします。

本日の会議は12時ちょうどの終了を予定しています。議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳のご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

手話通訳をご利用の方へのご案内です。

本日、尾上敬子さんと尾上一孝さんの聞き取りを予定しております。

お2人の聞き取りを行う際は、お2人の手話をご覧になっていただければと思います。基本的には、会場の手話通訳は、提供いたしません。会場の画面を、Zoomの機能にピン留め機能がありますので、ピン留めをしてご覧になっていただけると、画面が比較的大きく映し出されるかと思います。ご利用ください。

全ての傍聴をする方に向けての注意事項です。

本検証会議は録音録画を禁止していますので、ご了承ください。

では、会議を始めるにあたり、出席者の確認をいたします。

松原さん、坂元さん、齋藤さん、利光さん、池田さん、岩井さん、内布さん、大橋さん、村井さん、小山さん、関哉さん、松永さん、藤原精吾さん、尾上敬子さん、佐々木さん、西村さん、藤井さん、藤原久美子さん、上東さん。

オンラインでご参加の委員です。加藤さん、奈良岡さん、藤野さん、三村さん。

よろしくお願いいたします。

ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

(松原座長) 皆様、おはようございます。座長の松原です。

本日の検証会議では、三つの事項を取り扱うこととなっています。

まず本検証会議の委員であり、優生保護法被害全国原告団のお1人でもあった尾上敬子さんの聞き取り、尾上敬子さんの配偶者であり、ご自身も優生保護法被害原告の1人であった尾上一孝さんの聞き取りを行います。

お2人合わせて、質疑応答も含め、約1時間を予定しています。

その後、5分程度の休憩を挟み、今年度の報告書について検証委員の皆様のご意見をいただき、ご承認いただければと思います。

最後に、各分科会からの報告をしていただき、今後の検証等の方針について質疑応答を行う予定です。

では、早速、聞き取りを始めます。

ここからの進行は、事務局にてお願いいたします。

(関口事務局次長) 事務局関口です。

本日は検証委員の尾上敬子さんと、優生手術被害者で訴訟の原告でもあった尾上一孝さんにいらっしゃっていただいています。

まず、お2人にご自身の被害についてお話しいただきたいと思います。

会場の方も手話をご利用の方は、オンラインの画面に会場画面をピン留めしてご覧ください。

それでは尾上さん、お話をよろしくお願いいたします。

(森本) 森本です。自己紹介をお願いします。

(尾上委員) 尾上敬子と申します。よろしくお願いいたします。

(尾上一孝) 尾上一孝と申します。

(森本) 優生保護法裁判愛知原告を支援する会の森本と申します。

私からインタビュー形式で質問を答えていただきたいと思います。

まず、敬子さんお願いいたします。

(尾上委員) 私は生まれつき聞こえません。3歳から17年間、名古屋聾学校に通いました。

その後、手話が禁止の時代で、育ちました。

母は大変厳しく、いろいろ叱られました。

兄弟は姉と私と妹、姉妹はどちらも聞こえる人です。私だけ聞こえません。いつも家族で集まって食事をするときなど、会話はあるのですが私は全く聞こえず寂しい生活を送りました。

私は1人で生活できないのです。小さい頃から母に頼って、いつも生活をしておりました。

(森本) ありがとうございます。次に、一孝さん、生い立ちについてお願いします。

(尾上一孝) 昭和22年1月11日、現在79歳です。

生まれは九州の長崎です。

小学部1年から高等部1年の頃まで寄宿舎暮らしをしました。

(森本) 両親とのコミュニケーションはどうでしたか。

(尾上一孝) 高等部2年から名古屋聾学校に父の仕事の都合で転勤になり、引っ越しました。そして、名古屋聾学校に入り、4年間専攻を理容として学びました。そしてその後卒業し、4年間住み込みで理容の仕事に就きました。

(森本) 両親とのコミュニケーションは手話でしたか。口話でしたか。

(尾上一孝) 私と父とのコミュニケーションは空書だったり、母とは音声だったんですが、それがほとんどわかりませんので、筆談をする形でした。

(森本) ありがとうございます。

敬子さんに質問です。

お姉さんや妹さんとのコミュニケーションはどうでしたか。

(尾上委員) 手話を使わずに口話で話していましたが、コミュニケーションが成立しないことが多かったです。

(森本) 母は大変厳しかったそうですけど、どうしてですか。

(尾上委員) 母からは妹と姉には優しくかったのですが、私には聞こえないのでそういう場合があったと思います。

お姉さんや妹には迷惑をかけないようにと言われながら育ちました。

(森本) お2人がお会いしたきっかけはどうだったのでしょうか。結婚に至るまでの話を教えてください。

(尾上委員) 出会いは、理容協会の中にイベントがありました。ソフトボールがあったり、ボーリング大会があったり、忘年会や新年会で会ったことがきっかけです。

(尾上一孝) 名古屋聾学校で彼女が2年後輩でした。最初は挨拶程度しか話すことがなかったのですが、卒業してから理容協会に入り、お互いだんだん顔を合わすことになり交際が始まり、それから、結婚に至りました。昭和50年に結婚しました。私が28歳です。

(森本) 結婚してからの家庭での夢とか、子育ての夢とかありましたか。

(尾上一孝) 結婚するまでは子どもについては一切話すことはありませんでした。結婚してから子どものことを話すようになったんです。

そうすると、意外な答えが返ってきて、子どもをつくる気はありませんと言われたんです。どうしてですかと聞いたのですが、子どもを育てるのが大変だ、もし子どもが障害があろうがなかろうがコミュニケーションが難しいから、絶対子どもはつくる気はありません、と言われまして私は大変ショックを受けました。

嫌だったら離婚してくださっていいですよ、と言われたので金づちで頭を打たれたようなすごい衝撃を受けました。

そして、妻は私の意見も聞かず勝手に自分の母と病院に行きまして、強制不妊手術をしてきたのです。

そして、親同士が話をするようになりました。私は何も聞かされていないままでした。

でも、私としてはどうすることもできませんでした。

彼女以外、私の条件にふさわしいぴったりの方はいません。自営業を始めて、家を買ったところでしたし、彼女が出ていってしまったら私はもう生活が成り立たないので、どうしても彼女が必要なので、自分本当は子どもも欲しいと思っていましたが、それは強く言えませんでした。

(森本) ありがとうございます。

そのときの状況を、敬子さん教えてください。

(尾上委員) 結婚して子どもを産もうと思っていまして、そして幸せに暮らしたいと思っていました。でも、母が子どもをつくったら駄目と言ったので。理由としては、私達が聞こえない、聞こえる子どもが生まれてもコミュニケーションができない。なので駄目と言いました。

(森本) 子どもをつくってはいけないと言われた。

どうしてだと思いますか。

(尾上委員) 子どもを産んだら、親とのコミュニケーションができない。なので、病院に行く、ということも知らないまま産婦人科に連れて行かれて、母がお医者さんと話をして。

まずピルという話が出たのですが、ピルは子どもができない薬と言われて、その薬をもらうことになって、病院には1か月に1回行く、そしてピルを飲むという生活が始まりました。結婚した後も飲み続ける、ということでした。

ピルは体調がよくないので飲みたくないと言いましたら、突然、「手術をしない。不妊手術をしない。」と言われたのです。

私は話ができないからといって、母が夫の両親に話をしたのです。

夫の両親も渋々了解してもらいましたということです。

(森本) 母が強く子どもを産んではいけないといった理由はどうしてでしょうか。

(尾上委員) 私は3歳から小学校3年まで名古屋聾学校に通いました。母と一緒に通いました。その間に母がいろいろ先生と話をしたようです。

先輩の聞こえない人は子どもがいない人が多い。でも私は自分だけが不妊手術をしたと思っていたので、状況を全くわからないままなのです。

母も私のことを心配して言ったのか。

誰かに言われて言ったのかなと思っております。先生から言われたと思います。

(森本) 子どもをつくってはいけないと言われたときどう思いましたか。

(尾上一孝) 私の場合は、宿舎暮らしをしてましたので、小さい子どもたち後輩達と遊んだりして、子どもがすごく好きだったんです。子どもたちをみて、いつか子どもを作りたいと、結婚したら、子どもが欲しいと思っていたのです。

でも、妻から子どもは無理だと言われて、すごいショックで落ち込みましたね。

優生保護法というものがあるというのは、当時は全く知りませんでした。

妻の母をひたすら恨んでいました。私はこういった優生保護法を知ったのは裁判を始めてからです。

名古屋聾学校の先生がPTAでそういうお母さんたちに手術をするように話をしていたとか、そういったことを当時は全く知りませんでした。ひたすら妻の母を恨み続けていました。

仕事のときは、理容に専念してるときはどうもなかったんですが、仕事が終わったら、喧嘩が絶えませんでした。離婚の危機が2回ほどありました。私は妻に手を出したこともあります。妻は家を出てしまったりしてつらい時期がありました。

それを紛らわすために趣味を持つことにしました。趣味に没頭することによって、気が紛れるようになりました。

子どものこと、手術をしたことを絶対に誰にも言わないようにと、封印を約50年間続けてきました。

(森本) お母さんから不妊手術をなさいと言われたときに、その苦しい気持ちを相談しましたか。

(尾上委員) 手術なさいと言われても、手術しないと私はお世話をしませんと言われて、母に言われた通り、従い、手術をしました。

その当時は相談相手もいない。手話通訳もないという時代でした。

母の言うことに従って手術をしました。

(森本) 手術をしたときの当日とかお医者さんからの説明がありましたか。

(尾上委員) 手術する前に私は不安でした。

手術は何をするんですかと聞いたら、結ぶだけと言われたのです。詳しくは何も話を聞いていません。終わっても、説明もありません。わかりませんでした。

(森本) 初めてお母さんからピルをもらって飲んでくださいって言われたとき、そのピルの意味はわかっていましたか。

(尾上委員) 初めはピルの意味はわかりませんでした。

産まないように飲むだけというふうに言われて、疑問を持ちましたが飲み続けました。

主人にも言っていないので、主人も知りません。何も言いませんでした。

(森本) 本当は子どもが欲しかったのですよね。

(尾上委員) 本当に欲しかったです。でも母から世話をしないとと言われて産めませんでした。とにかく子どもをつくっては駄目と言われたので、体は健康なのに本当に渋々です。

(森本) 親に反抗できなかったのですか。

(尾上委員) 反抗できませんでした。相談相手もいなかったですし。

(森本) わかりました。

(尾上委員) でも先輩にも子どもがいらないという状況はわかっていましたが、そのことについては話をしませんでしたし、私も知りませんでした。あとから分かったことです。

(森本) 一孝さんは子どもが欲しかったですか。

(尾上一孝) はい。私も欲しかったです。妻が強く、手術のことを言われましてし、どうすることもできませんでした。

自分の今の生活上、妻がいなくなることは考えられませんでしたし、言われる通りに従うしか他に方法はありませんでした。

その当時、FAXとか電話とか、情報を得る方法が何もなかったですし、相談できる人もいませんし、手話通訳というものもいませんでしたし、頼れるのは親だけだったのもう50年前のことですけれどね。

(森本) 親に反抗することはできませんでしたか。

(尾上一孝) そうですね、従うしかなかったですね。反抗なんて一度もしたことはありません。特に妻の母は大変厳しくて、もう言われるがままにです。

(森本) 手術を受けた後の気持ちはどうですか。

(尾上一孝) 心の中では、ああ自分の人生の計画が崩れてしまった。

喧嘩はしたくない。

だから我慢しようと思うんですけど、どうしても思い出してしまいます。自分の中では納得していないものですから、つい妻につらく当たってしまったりします。

朝からずっと一緒に生活をしているわけで、自分の夢としては、子供の写真を撮ってそれをアルバムに収めてとか、キャッチボールをしたりとか、いろんな夢を描いたのですけれども、思っていたようにはいきませんでした。

とにかく、人にはいろんなことを言われても、手術をしたことは黙っておこうと約束をして、長年暮らしてきました。喧嘩は絶えませんでしたけど。

(森本) 喧嘩は多かったですか。

(尾上一孝) 50年間たくさん喧嘩をしました。趣味を持ったおかげで少しは気は紛れましたけど。

(森本) 手術をした後、ご兄弟、姉妹はどうでしたか。

(尾上委員) 姉は2人、妹は3人、非常にかわいい甥が生まれたりしました。

抱っこもさせてもらえなかったです。

本当にそういう姿を見たら、子供が欲しくて、母が悪いと恨んでしまいました。

母のことは嫌でしょうがなくて、我慢して過ごしました。

(森本) 兄弟の子どもを抱かせてもらうのは無理だったとの話も聞きましたが。

(尾上委員) 抱っこするなと言われました。

何を心配したかよくわかりませんが、その気持ちを夫にも言えないままでした。

(森本) 抱っこさせてもらうことができなかったんですね。

次の質問に行きます。

一時金の申請をするために、どうやった流れだったのでしょうか。そして優生保護法を知った経緯を教えてください。

(尾上委員) テレビで仙台の裁判、飯塚さんのことを見て、多分、2018年だったと思うんですけど、私と同じ状態の人がいる。

2019年ぐらいのときに友達からチャットで、優生手術をしたのじゃないといわれて、そのとき思わず言ってしまいました。非常に泣いて話していたら、夫が、何で泣いているんだ、手術のことは言うなって言っただろうと言われました。

そのときに中嶋宇月さんという人に会って、手術をしたことを中嶋さんに話をしていろいろわかりました。

(森本) 長い間言わない約束をしていたのにお友達に言ってしまった。気持ちはどうですか。

(尾上一孝) 50年以上前に起こったことなんですけれども、結婚した当時私は子どもをつくるつもりだったんです。妻がつくらない決断をしたのですが、私としては子どもがいないということを、後ろめたい気持ちがあったのです。

理容でお客さんが来るたびに子どものことを聞かれたりするので、本当のことは言えずに、なぜか恥ずかしいような気持ち、産んでいないということが駄目なような気持ちがあって、そうして妻にも本音を話せず、ずっと暮らしてきました。

そして、妻からある日、友達に言ったということを聞きまして、なんてことをしてくれただ、なんで黙ってくれなかったんだというような悔しさが湧いてきました。

(森本) カミングアウトした後、怒ったのですか？

(尾上一孝) とても怒りました。

ろうの世界で子どもがいないということをみんなに知られてしまうのも嫌ですし、恥ずかしいですし、私は絶対言いたくなかったんです。それを妻が言ってしまったので、すごく怒りました。

(森本) 本当はずっと黙っててほしかった。

ずっとそういう平穏な暮らしをしていきたいと思ってたのですね。

(尾上一孝) 優生保護法裁判ということ、戦っているっていうのを知っていくんですが、本当は私は裁判なんてしたくなかったです。もう争うなんてしたくないです。他の事件でも長期間、時間がかかります。私は穏やかに安泰した暮らしをしたかったんです。穏やかに暮らしたいところを妻がそうやって裁判をやると言い出したので、私としては困りましたね。また怒ってしまいました。

(森本) 裁判を決意したのはどうしてですか。

(尾上委員) 広島で全国ろうあ者大会があったときに、おおやさんという方から、被害者の意思をつないでいてほしい、裁判中にもうすでに4人亡くなっているということ、をいわれてびっくりして怒りが込み上げました。

亡くなった5人の意思を繋ぐためにも頑張っていこうと思いました。

さらに、優生保護法を詳しく知らなかったので、学習会を開いて積み重ねて勉強してる間、いろいろ思うことがありました。

母は悪くなかったんだ。国が悪かったのだとわかって、母も苦しかったかも知れない。母はもう亡くなってしまって、それはとても残念です。

(森本) 裁判が本当は一孝さんも嫌だったのですね。でもどうして一緒に裁判をすることになったのですか。

(尾上一孝) 被害を持った方がたくさんいらっしゃる。だけどそれを言えない人もいる。この被害を受けたままでいいのかという。

私としては補償金、一時金をいただいてそれで終わりでも良かったのですが、でも、優生保護法というのを私もすごく学びました。

例えばハンセン病とか、水俣病とかも、他の優生思想に関わる事件がいっぱいありました。

学んでいくうちにいろんなことを知るようになりました。全国各地で裁判が行われていて、それもたくさん見に行きました。

(森本) 2人は初めは裁判を仮名で行って遮へい措置も行っていましたね。仮名と遮へい措置はどうしてですか。

(尾上委員) 子どもがいない夫婦ってあの人たちなんだと思われるのが嫌で、お母さんに反抗して産めばよかったのにとと思われるのも嫌で……自分で産めると決めればよかったのに、と言われたこともあったので、遮へい措置をとりました。

(森本) いろんなことが怖かったのですね。

(尾上一孝) 私の場合、そうですね。

名前や顔を出すことによって変な人が家に来るんじゃないか、放火されるんじゃないか、泥棒が入るんじゃないか、よからぬことをたくさん思い起こしました。そして、お金目当てで被害に遭うんじゃないかとか、もうとにかく怖くて、手話通訳って

いうのもしりませんでしたし、支援してくださる方がいないと思ったものですから。でも、だんだんと裁判の回数を重ねていくうちに支援者がいる、通訳者もいる、弁護士の人たちもいる。応援してくださる方が、たくさんいることに気がつきまして、もう私には迷いはないと思いまして、顔も名前も出すことにしました。

(森本) 名前を出したときの気持ちはどうですか。

(尾上委員) 顔出ししたときには、被害を黙っている人、言えない人もまだまだ多くいるので、その人たちを応援したいと思いました。

一番不満だったことは裁判の中で、国から手術をしたことは不知、知らないと言われたことです。私は本当に手術をしたのに悔しいと思い、家に帰って号泣して頭を坊主にして、その後、産婦人科に確認に行きました。

調べたら本当に卵管結紮をしてありました。

それで裁判所にその書類を出しました。

20年間の除斥期間ということと言われて、いろいろなことを学習して私達は20年超えているけれども、相談するところがなかった。手話通訳もいなかった。20年は情報がなかったということを話しました。

でも、国からは、20年で終わりと言われたのが、非常に不満です。

(森本) つまり、家族、または友達、周囲の方から優生保護法は何か、とかそういった情報は全くなかったということでしょうか。

相談する相手もいなかったのですね。

(尾上委員) ないです。

(森本) わかりました。

裁判をして勝訴しました。そのときの気持ちを聞かせてください。

(尾上委員) 憲法違反と言われ、非常に喜びました。

国から不知と言われましたが、謝罪を受けまして嬉しかったです。

昔、戦争から帰ってきた人が、健康な人を産めばいい、障害のある人は産んでは駄目というような差別の思想があるということで優生思想が残っている。しかし人間は、皆平等と思ってこれまで頑張ってきました。

(尾上一孝) 裁判を名古屋で勝ちました。地方裁判所で勝ちました。たくさんの支援者に囲まれて判決を聞きました。皆さんのおかげだと思っています。心から感謝しております。私達2人だけでは到底勝てない裁判でした。

でも弁護士さん、手話通訳、支援してくださる方、たくさんの支援のおかげで勝つことができました。嬉しかったです。ありがとうございます。

(森本) 改めて国に対して言いたいことはありますか。

(尾上委員) 差別のない社会、それを広めてほしい。

優生思想をなくしてほしいと思います。

教科書に優生思想をなくすような記述をしてほしい。

障害のある人と障害のない人と交流ができれば、子どもたちにそういう交流をしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

(森本) 一孝さん、どうですか。

(尾上一孝) 昭和23年優生保護法がスタートしまして、その後、母体保護法に変わりました。名前は変わりましたが、かといってそんなに社会が変わったわけではありません。

まず、私は、その変わったときにでも、皆さんにそういう被害を受けた方に支援があるとか、救済ができればよかったのにということを思います。

長い間、国は悪法で沈黙してきました。

しかも、20年のその除斥期間というのとも言われましたし、まだまだ被害者もたくさんいらっしゃるのに、私達2人は裁判を起こすことができましたけれども、声を上げられない方がたくさんいらっしゃいます。

(森本) 二人のお話を聞きました。

ここにいらっしゃる委員の方々からのご質問に答えたいと思います。ありがとうございます。

まず、藤原精吾委員からの質問です。

結婚前に、お母さんから手術しなさいと言われた。手術をするかどうかの相談を誰かにできましたか。

(尾上委員) 相談相手はいつも母だけです。他は話せなかったです。

姉にも妹にも話せなかったです。母だけです。

(森本) どんな相談の内容でしたか。

(尾上委員) 手術の内容を簡単に母が言っただけです。

2人は聞こえないから、聞こえても聞こえなくても、子どもを産んだらコミュニケーションができない。

母の言うことは目をつぶって聞くしかないという感じでしたね。

(森本) つらかったですね。一孝さんはどうでしたか。

(尾上一孝) 私も相談する相手はいませんでした。

私の母は別に私のことをすごく受け入れてくれてましたし、子どものことも受け入れてくれてました。なんですが、妻の母はやっぱり手術をするというので、私も母も従うしかなかったです。

優生保護法、優生思想、何も当時は私は知りませんでした。だからやはり、今も勉強していますけれども、これからも勉強していきたいなと思っています。

やっぱり怖いのは皆さんも関心をなくしてしまうということが、風化させてしまう。風化しないようにというふうに思います。こんなひどいことが昔あったんだということを、どうか忘れないでほしいです。

(森本) 相談できる場所がなかったということですね。わかりました。

敬子さんに質問です。

お母さんはどうして手術をした方がいいと言ったのですか。誰かから言われたのか。手術した方がいいのだというふうに、お母さんは誰かから言われたっていうことですよね。誰に言われたと思っていますか。

(尾上委員) 母は自分で考えたのかなと思いますが、全くわかりません。

母は学校の先生から子どもをつくったら駄目と言われたのかも、よくわかりません。

(尾上一孝) 裁判をしてからわかったことですけれども、ろう学校の先生がPTAとかお母さんたちからそんなところで言ったのじゃないかという。

平成27年の前ぐらいですかね。仙台の裁判のその前に、妻の母が亡くなったのですけれども、もし生きていれば、いろいろと母に聞くことができたなと言ってます。そして私達が裁判するときにも証言台に立っていただけというふうに、私達は思いました。

優生保護法、優生思想、これを負の遺産として受け止めていかなければいけない。負の歴史として受け取っていかなければいけないと思っています。国民の皆さんが知るべきことだと思っています。

どうか忘れないでほしいです。

(尾上委員) 母に言われて手術をしましたが、なぜ手術をしたのか全くわかりません。

てっきり私だけ手術をしたと思っていました。

(森本) お母さんが手術した方がいいって言ったのは、裁判を提訴した後に、いろいろ勉強会でいろいろ知ったのですか。お母さんに聾学校の先生が言ったのじゃないか、というふうに知ったわけですか。

(尾上委員) そうです。裁判をきっかけにいろいろ調べて、母が学校の先生から言われたのじゃないか、というようなことも想定できるようになりました。

(森本) わかりました。

続いて大橋委員からの質問です。

ピルを飲んだ。これは、誰からもらったのですか。

(尾上委員) 産婦人科の先生から。私も一緒に行って、母が先生と話をして、その内容が全く私にはわかりませんでした。産婦人科からもらったものです。

(森本) お母さんから敬子さんには説明はなかったんですか。

(尾上委員) 簡単な説明です。

子どもをできないようにする薬とだけ説明を受けました。詳しいことはわかりません。主人も全く知りませんでした。言わなかったのです。

(森本) 3ヶ月飲み続けて、その後飲むのをやめた理由は何ですか。

(尾上委員) もう体調不良になって、死ぬまで飲まなきゃいけないとそのときは思い

込んでまして、飲みたくないと思ったんです。

それで母に言ったら手術をなさいと言われました。

(森本) ピルに対する情報がなかったのですね。

(尾上委員) 知りませんでした。

(森本) 死ぬまで飲み続けることはできないと思ったのですね。

(尾上委員) 母やお医者さんから全く説明はなかったです。

(森本) わかりました。

藤原委員から質問です。その、ピルを飲んだ人たちはいるのですかね。ろうの人たちの中に。

(尾上委員) 全く情報がわかりません。

(森本) それについて話し合ったこともないのですね。わかりました。

ろうの人たちが、子どもがいない人が多いということですが、その人たちと話し合ったこともないんですか。

(尾上委員) ありません。

(森本) 皆さん黙っているような感じですか。

(尾上委員) 全く知りませんでした。子どもがいない理由も聞きませんでした。

私は手術をしたので余計に皆さんにも聞けませんでした。

(森本) 一孝さんはどうですか。

(尾上一孝) 私もそうです。自分から聞くようなことをしていません。妻と同じ回答です。

(森本) もし、手術をしたということがわかったら、仲間から批判されるということですか。怖かったですか。

(尾上委員) 手術をしたことを言ったら、お母さんに反抗すればよかったのに、って言われるのが嫌だったんです。ちょっと恥ずかしいことでした。その辺りには触れられなくなかった、ということです。

(森本) 裁判中でも裁判が終わった後でも、いろんなところで講演を積極的に行われていますが、皆さん、現状は変わったでしょうか。

(尾上委員) まだまだ言えない人がいると思います。手術をした人は本来であれば、2万5千人、中絶した方を合わせるともっとすごい数になります。

今の申請している数を見るとすごく少ないのですね。

もっといろんなところに行って説明をしたり講演をしたりして知らせたいと思っています。

(尾上一孝) 50年前にこの手術をしたのですけれども、優生保護法、優生思想を、皆さん知りませんし、私自身も全然知りませんでしたし、先輩たちも今では亡くなってしまって確認のしようがありません。ですから、例えば今ですと、病院とか施設に入った方など、いろんな方がいる。誰も自分が受けた手術を知らない人がたくさんい

と思います。申請したくてもできない人もいると思うのですね。

ごくわずかな方しか申請されていないので、そういうのをもっと国は積極的に取り組んでほしいと思います。

本当だったら母体保護法に変わるそのタイミングで国が動いてくれたらよかったんですけど、全く動いてくれなかったのが、皆さん高齢になって支援を受けられない方がたくさんいるという状況になっていると思うんです。

50年以上前なんです。今更という感じがします。

(森本) いろんなところで講演をしたりしていますが、なかなか皆さん口を開いてくださらないということですね。

(尾上一孝) そうです。

(森本) わかりました。

次に、利光委員からの質問です。

沈黙をやめた理由、きっかけは。気持ちが変わった。そして、裁判をした。自分の気持ちが変わって裁判を行うと思ったのは、どうでしょう。

(尾上委員) まだ沈黙を守っている人がいるので、その人に代わって私が訴えたいと思いました。

(尾上一孝) やっぱり何度も言いますが、支援者、弁護士、通訳者の方のおかげです。そういった支援をしてくださる方がいなかったら、私達は今ここにいないと思います。

(森本) 支援者と一緒に学習を重ねて変わってきたということですね。わかりました。

最後に、皆さん、まだ沈黙を続けていらっしゃる方、補償法による補償金を届けるために、どういうふうにしてほしいか。言いたいことをお願いします。

(尾上委員) まず、個人それぞれに通知を、個別通知をしてほしいんです。

病院など施設などに入っている人にも、そこに訪問して説明してほしいです。

愛知県の知事にも謝罪をしてほしいです。まだ謝罪はないです。

(森本) 知事に会って、というのがまだなのですね。

(尾上委員) 知事にも謝罪をしてほしいです。

(尾上一孝) 日本の歴史の中で、優生保護法という文字が何も載ってないです。それを大きく載せてほしいです。そして、学生たちもそれを読んで学んでほしいです。

皆さん、あまり関心がないです。

それを国がもっと積極的にみんなが目につくように、優生保護法を例えば教科書に載せるとか、いろんなところに載せていってほしいと思います。

(森本) わかりました。ありがとうございます。

質問が終わりました。まだわからないことがあると思いますので、質問がある委員の方は、どうぞ質問なさってください。

(関口事務局次長) それでは10時55分ぐらいまでお時間ありますので、ご質問がおありの委員の方は挙手にてお願いします。

関哉委員お願いします。

(関哉委員) 今日はどうもありがとうございます。素晴らしい話でした。

国内だけでなく海外でも尾上さんが広めていていただきたいと思ってます。

ご質問ですが、差別のない社会を実現することを望んでおられるという話をいただきました。

今の社会は、尾上さんから見て、ろう者の方が子育てをしやすい社会ですか。子どもを産んで育てていくのがしやすい社会なのか、そうでないのか、教えてください。

(尾上委員) 昔と今では変わってきてまして、ろうの両親から聞こえる子どもが生まれて、コーダというような言葉が生まれたり、非常に良い時代になってきました。

幸せな生活を後世に伝えていきたいと思っています。

遺伝に関係なくとにかく子どもを産んで、幸せな生活を送ることを伝えていきたいと思います。

(森本) 今、ろうの子どもたち、親が聞こえる場合コミュニケーションがちゃんとできていると思いますか。手話を知っている親はいますか。

(尾上委員) 今、名古屋の千種聾学校では、親が手話を知っている人は少ないと思いますが、デフファミリーと言われる聞こえない家族というのはいいと思うのですが、コーダでも子どもがいるということがうらやましいなと思います。

(森本) では、今ろうの人たちは情報は十分だと思いますか。

(尾上一孝) 昔に比べると今は若干良くなっていますね。字幕とかついています。でも、まだまだだと思います。私の場合は。

(尾上委員) 優生思想をなくしてほしいと思います。まだまだ残っております。

(森本) そうですね。やっぱりまだ白い目で見られるようなことがありますよね。

(関哉委員) ありがとうございます。

(関口事務局次長) ご質問ある方いらっしゃいますか。

藤井委員お願いします。

(藤井委員) 藤井です。あらかじめ質問しなくてすみませんでした。

ろう学校時代には、手話をする手をはたかたかた書いてありました。もし、手話が自由にできていたとしたら、不妊手術との関係で、不妊手術を受けないという道があったのか。それは手話と関係なく、受けざるを得なかったのか。手話と不妊手術の関係を、もし何か今思うところがあったら聞かせてください。

(森本) もしも親が手話を認めていたらどうなっていましたか？

(尾上委員) 手話で相談ができていたら、考えが違っていたかもしれない。

母は結婚して手話で話していると、私の母は手話が増えたねみたいな、ちょっと不満

そんな顔をするんです。

夫婦には手話が必要なんだと言ったら、母はそれから手話を勉強して覚えたいみたいです。

手話は勉強して母は資格も取ったのです。なのに、子どもを産むのは駄目と言ったのは、非常に考え方が矛盾してると思うんですが。

(森本) つまり、敬子さんのお母さんは一孝さんと一緒に暮らすようになって手話の必要性がわかって、手話通訳の資格まで取った。

それで、夫婦が、手話が必要だということがわかったのですね。

(尾上委員) 母は手話通訳の資格まで取ったのに、手術をなさいと言ったのは矛盾するなと思いました。

ろう者に理解があるお母さんなのに手術をなさいと言ったのはおかしいねって周りからも言われたことがある。手話通訳ができる母でした。

もし手話ができている、手話が通用する世の中だったら産めたんじゃないかなと思っています。

(森本) そして相談できる人たちもいて、温かい社会であつたらこういうことはなかった。手術をすることはなかったと思いますということですね。

(尾上一孝) 補足ですが、私の家族、私の周りでは手話が駄目だとかいう環境ではなかったんです。手話で普通に学校で授業を受けていましたし、ですから当然自分の親も手術をなさいとかいうようなことは寝耳に水で、名古屋に来てからそういう考えに驚いたという感じです。長崎にいた頃は、そういう手話が駄目とかもないし、子どもを産むということも普通に考えていた。両親も同じ、そういう考えでした。

私には弟がいて弟の子どもと自分の子どもいところ同士にあたるのですが、そういう姿を親にも見せたかったと思います。

いところ同士で遊ぶ姿とかも見るのが楽しみでした。そういうのが全部壊れてしまったということです。以上です。

(尾上委員) 長崎県立ろう学校と名古屋聾学校は全く教育方針が違うんです。名古屋聾学校は手話禁止。長崎は手話がOKだった。だから全然違うのです。

もし、長崎県立ろう学校のような手話がOKな学校だとしたら、子どもを産めたかもしれません。

(森本) 長崎の場合だったら長崎でもやっぱり手話を白い目で見るという人もいるということですよね。手術はあつたかもしれないということですね。

わかりました。以上です。

(関口事務局次長) どうもありがとうございました。

こちらで質疑応答も終了させていただきたいと思います。改めまして、尾上敬子さん、一孝さん大事な話をどうもありがとうございました。

(松原座長) 本当に尾上敬子さん、一孝さんとても大切な話をいただき、ありがと

うございました。

検証会議の今後の調査や議論、そして、再発防止の提言に生かしていきたいと思います。

ありがとうございました。

それではここで、5分ほど休憩を取ります。再開は11時5分といたします。

では、休憩に入ります。

(松原座長) それでは、ただいまから会議を再開いたします。

冒頭で、ご案内いたしました、本検証会議の今年度の報告書についてご意見を伺いたいと思います。

報告書の案の文章は事前にメールでお送りしました。また、本日お手元に配付してございます。

委託元である国会に対して、今年度の活動を報告するという点が目的でありまして、そのような観点から作成したものです。

なお一旦、3月19日までに、今回ご覧になっている報告書を国会に提出し、報告書の中で「予定」と書かれている活動が実施された後に、改めて「予定」という記載を削除した報告書を国会に提出することとなっております。

なお報告書には、各検証会議の議事録と各分科会の議事要旨を貼付いたします。

また、最終的に国会に提出した報告書は、日弁連法務研究財団のホームページで公表する予定です。

では、報告書の案についてご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。

これまでだと、検証の今後の予定の具体的な内容が書いていないというか、どういうヒアリングをすとかそういうところは意図的に書かなかったのか、まだ決まっていなくて書かないのかというところです。

(松原座長) ありがとうございます。事務局から説明いたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。先ほど座長からも説明のありましたように、今回の報告書は今年度の活動報告をするという点に主眼がありますので、今後の検証予定等については記載しておりません。以上です。

(佐々木委員) 承知しました。

(松原座長) ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは検証委員の皆様におかれましては、ご異論がないということかと思っておりますので、こちらの報告書と、その後に「予定」という記載を削除した報告書を国会に提出することについて、ご承認いただいたものと認めます。

ありがとうございました。

次に、各分科会からの報告をしていただきます。前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が執り行われました。

本日はその会議で議論された内容をご報告いただきたいと思います。

まず、第1分科会利光委員長からお願いします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会の課題は、被害者の方および関係者への聞き取り調査と、資料や記録の収集・調査を通して、被害実態を明らかにすることです。

本当に残念なことなんですけれども、先月、元原告の西スミ子さんと千葉広和さんがお亡くなりになりました。

ご冥福をお祈りしたいと思います。

被害者の方々はご高齢の方が多いいことから、できるだけ速やかに、かつ丁寧に被害者の方々のご経験や思いを聞き取らせていただいて、大切な証言として記録に残すとともに、検証に生かしていきたいと考えております。これまで、今日のように全委員が出席する検証会議の場でのヒアリングとしては北三郎さん、鈴木由美さん、飯塚淳子さん、佐藤路子さんからお話をお伺いし、今日は尾上敬子さん、尾上一孝さんのお話を聞かせていただきました。

また、第1分科会を中心として、少人数で現地に伺う形で、2月17日には大阪、3月3日に北海道での聞き取り調査を終了しております。

今後3月末までに兵庫と熊本での聞き取り調査を実施する予定です。

医療・福祉・行政関係者へのヒアリングについても、今後、第2分科会とも協力しながら実施したいと考えています。

また今回、座長、事務局を初め、検証委員の皆様のご協力のもとで、検証会議による聞き取り調査のための説明書と同意書を作成しました。これらを用いて丁寧に説明を尽くし、同意を得た上でヒアリングを行う予定です。

次に、資料や記録の調査についてですが、自治体の保有する公文書については個人情報も含めてマスキングのない形での資料の提出を要請する方向で引き続き準備を進めております。また、2018年に行われた厚労省による調査や国会報告書作成のための調査では、「提出は任意」とされていましたが、このたびの調査では、補償法を根拠とした法律に基づいた調査であることを強調したいと考えております。ただし、公開に際しては、個人が特定されないような慎重な配慮を行うことを付言したいと思います。現在、依頼書および調査要領と調査票を作成しているところです。

次に、病院や福祉施設に対する調査については引き続き全ての機関、施設を対象とした調査を実施する可能性を追求しております。また、調査協力機関等に対する依頼書であったり、調査要領、調査票を今作成中です。

個別の機関や施設への集中的な調査についても、これまでの調査で、資料が確実に

存在すると予想される施設等について、集中的な調査を行う予定です。

また近々、こども家庭庁を通して、旧優生保護法の補償金および一時金の支給請求書の中で、提出の際に調査・検証に用いることを承諾していただいたものについて、個人を特定されない形で提供される予定になっております。

調査を尽くして被害実態の解明に繋がりたいと考えています。

次回の第1分科会の会議は3月16日に開くことを予定しております。以上です。

(松原座長) 利光委員長、ありがとうございました。では、続いて第2分科会、齋藤委員長をお願いします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤有紀子です。第2分科会の報告をいたします。

資料の3をご覧くださいと思います。第2分科会は2月17日に第4回会議を分科会メンバー全員の参加で、オンラインで行いました。

2月の分科会会議では、まず1月末に実施された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」に関する衆参両院の担当者との質疑応答で気づいた点や課題を分科会メンバーで共有しました。

国会の調査報告書は、令和2年から令和5年の3年間でまとめられたもので、当時はまだ国賠訴訟が続いていました。また、調査期間中はコロナ禍と重なっていました。

この検証会議は、国会報告書を踏まえて行うという建て付けになっていますので、その後、最高裁判決が出たことや、当時コロナ禍で行いにくかったと思われる対面での聞き取り調査を積極的に行う意義などが、分科会で改めて確認されました。

次に、政界・福祉関係者の聞き取りに関して4月以降実施できるように調整を始めることとなりました。

福祉関係者の聞き取りを依頼する際の説明文書のあり方や、質問事項をまとめたインタビューシートの検討も行うこととなりました。

また、福祉施設への資料提供依頼は第1分科会と調整しながら行い、質問事項については第3分科会の田門委員も一緒に検討に加わっていただくこととなっています。

その他、優生保護法制定当時の遺伝という言葉の医学的な理解を分析する必要性や、優生保護法の別表と福祉の世界で使用されている別表との相違なども話題に上りました。

次回の第2分科会は明日、3月10日に開催予定です。

第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤委員長ありがとうございました。では、続いて第3分科会、坂元委員長をお願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元です。

第3分科会の報告をいたします。資料4-2を御覧ください。

第3分科会は2026年2月17日に第4回会議をオンラインで行いました。

第4回会議は1名を除く分科会メンバー全員が参加をし、齋藤第2分科会委員長にオブザーバー参加いただきました。

第3分科会に課せられた任務、課題には、第1の課題である平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降での対応に対する評価等があります。具体的には、1、母体保護法下での次、被害実態に、2、国の対応およびその評価、3、都道府県の対応およびその評価です。

対象は、医療・福祉教育、司法、法曹界、マスメディア、関連学会の6つによびます。

第4回会議では、概要、6つの事項について意見交換が行われました。

1、司法界、省庁に対する照会事項です。なお、法務省に関する照会事項については、第2分科会の照会事項とかぶりますので、調整し、合体すること考えているという意見が出されました。

2、都道府県に対する照会事項です。なお、都道府県、審査会に関する照会事項については、第1分科会の照会事項とかぶりますので、これも調整し、合体することを想定しているという意見が出されました。

3、被害者に対する聞き取り調査。障害者団体への照会事項です。

4、医療機関、福祉施設に対する調査方法です。調査項目については、第3分科会の各担当者との協議、および第1分科会第2分科会とも協議して行いたいという意見が出ました。

5、教育分野における調査方法。

6、資料保存の方法について意見交換が行われました。

この他、マスコミに関する検証項目については、第1分科会の上東委員と協議中であること、また国内人権機関について、日本政府は人権擁護局と内閣府、障害者政策委員会が国内人権機関にあたると主張しましたが、国連の条約機関は、日本にはパリ原則を満たす国内人権機関は存在しないという結論を出しています。

政府は、国内人権機関を作るといいながらも、長年実現できていません。こうした国の態度についても検証すべきだという意見が出ました。

今後のスケジュールですが、第5回会議を3月18日水曜日13時から15時に開くことを予定しております。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長ありがとうございました。ただいま三つの分科会から報告をいただきました。

これについてご質問、ご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員) 委員の佐々木でございます。

第2分科会との関係なのですが、私は第3分科会に所属しております。そして第2分科会に今ほど、思いついたことですが、提案させていただきたいのですがなぜ優生学とか優生思想、それから旧優生保護法の実践が行われてきてしまったかという原因の一端として、法の分野でどう扱われているかというのは非常に問題がある。

そこでですね、まず民法・民事法の分野でいくと、まず能力規定ですね、意思能力とかそういったところでどういうふうに障害者というのは扱われていますか。不法行為能力でどう扱われていますか。これは法学の世界でですね。それからもう一つは精神障害者の離婚の問題がありますよね。民法で精神障害者離婚という、今は外されたのかな。この時の議論も全然公開されていないと。

いんしゃ能力、いんしゃというの、言葉の出ない方とか、ろう者の方々というのは、そういった方々の差別規定も、なぜか知らないうちに削除されていた。

それから現実になすごく問題になっているのは各資格には欠格条項があつて欠格条項は未だに残っていて、なぜそういう欠格条項があるのかと分析していくと、優生思想的ななぜそういう考え方が生起するのかというのがわかるのではないかと思います。

それから、刑事法分野でみていくと、警職法3条。警職法3条には、例えば精神錯乱の人は保護しますということになっているのですが、それが今、強制入院に繋がっているという現状がある。

それからもう一つ言うと、心神喪失とか心神耗弱、刑法の教科書にどういうふうに描かれているのか、障害者たちが、それらを網羅的に見ていって、こういうふう書いてあると障害者というのは危険だということになってしまふんだなというところがわかってくるのではないのでしょうか。

もう一つには刑事政策の分野ですね。それと医観法の立法過程、この辺は詳細にやるときりがないので、ある程度網羅的に分析していくと良いのではないかと思います。以上です。

(松原座長) ご意見ありがとうございます。

第2分科会の齋藤委員長いかがでしょう。

(齋藤委員) 貴重なご提案ありがとうございます。

法律の中の、能力主義的なところ優生思想的なところが社会のあり方にどのように影響を与えているのか、どちらがどちらにどう影響を与えているのか、きちんと歴史的に検証すべきことだろうと思っています。

優生保護法は戦後、治安対策のような色合いを帯びている面もありますので、いま刑事関係の図書などをたくさん置いてある図書館などから資料を集め始めているところではございます。

ご提案を持ち帰って第2分科会でもきちんと検討いたします。

(松原座長) どうもありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。西村委員どうぞ。

(西村委員) 下を向いて喋るのは、首が上がらないからです。

今日尾上さんのお話を聞きながら、50年代当時、手話が使えないとか、相談する人がいないというお話を聞きました。

私自身は昭和57年に大学に入って静岡市で赤とんぼという手話サークルに入らせてもらって、ろうの皆さんとコミュニケーションを取ったんですけれどもよくよく、赤とんぼの人に聞いたら、やはりそれほど長い歴史があったわけではないと。それと50年当時私は青い芝の方の介助をしていたんです。それで今何を言いたいのかというと、先ほどの尾上さんの話でもそうだけれども、もし当時手話が普通に使えていたらとかいう藤井さんの質問にお答えしていただいてきましたけれども、要は障害のある方が、エンパワーメントされていったらどういうふうにエンパワーされていったことによって、この優生保護法の裁判に関わってくれたとか、調査が必要……顔が上がらないからあれなんですけれども、必要なのではないかなと尾上さんのお話を聞いて思ったわけです。

先ほど西さんが亡くなったあと、西さん脳性まひだと思っているんですけれども、脳性麻痺の方もずいぶん被害に遭っていますよね。広島の方もそうですし。だからエンパワーメントされていく仲間たちのプロセスやそれが十分じゃなかった。障害者団体を批判してもしょうがないんですけれども、教育の問題や、その辺の視点も調査として必要じゃないかなと。先ほどの尾上さんの素晴らしいご説明を聞いて思ったので、ちょっと入れてくれませんかというのが私からの提案です。

(松原座長) 西村委員貴重なご指摘ありがとうございます。

今のご指摘の視点というのは、全ての分科会におそらく、関わってくるかと思います。

特に優生保護法下での状況ということで言えば、第2分科会の幅広いご検討。

それから今後障害を持った方などが、リプロダクティブライツ・ジャスティスを実現していくためにはという観点では第3分科会が特にご検討いただけるかなと思います。問題意識として、今日の尾上さんご夫妻のお話を受け止めつつ、認識したいと思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。池田委員どうぞ。

(池田委員) 委員の池田です。よろしくお願いします。

第3分科会に属していて、教育分野のことを担当させてもらっていますけれども、第3分科会は先ほども報告にありましており平成8年のということで、時期で、区切られているんですけれども、どうしても教育について言うと、79年養護学校義務化も含めて、平成8年以前のずっと戦後からの流れの中で教育を位置づけていくことが必要になってきますので、ぜひ第2分科会と第3分科会教育についてはその辺の連携をとりながら一緒に進めさせていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

たします。

(松原座長) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

優生保護法下で様々な問題があったときあるいは、国賠訴訟が始まって、一時金支給法制定に向かう動きができたとき、その他ですね。様々な方々が被害の当事者という形とは別にですね。大きな関係を持っておられます。

今ここでは具体的なお名前は、あげる段階ではないんですけれども、様々な関係者の方にぜひご協力いただいて、お話を伺うということを考えております。

これについてはまた検討中、調整中という段階ですけれども、この機会にぜひそういった方々にも、ご協力いただきたいというお願いをしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。関戡委員どうぞ。

(関戡委員) 委員の関戡です。

第3分科会の方でもう議論になっているのかもしれませんが、一つ大きなテーマである出生前診断について、改めてこの優生保護法や優生思想と関連する部分があるのか。

あるとすれば、どういう位置づけで、提言にどういうふうに結び付けられるのか、このあたりもしっかり次年度は議論していかなければいけないだろうなと思いますので、第3分科会のことに限ってのことではないと思いますが、第2分科会も含めて、あるいは第1分科会も含めて協議ができればと思っています。

あと今後の制度とか意識の面で二つありまして第3分科会に関連しているのですが、制度としては、子育てが優生保護法で対象になったような障害のある人等に関する子育て支援というのが、現状どういうものであって、今後、何か国に対して提言ができるのかどうか。それも、産む・産まないという選択に対して関わってくることかなと思いますのであわせてご検討いただければと思います。

意識の面では、各省庁で啓発、意識啓発というのが、いろいろな形でなされていると思うんですけれども、それが各省庁でどういうことがされているかという整理と、それを横断的にやる必要はないのかということ、あるいは、縦割りでもいいので、この省庁ではもう少しこういう意識啓発をすべきではないのかとか。

そういうことの横断的あるいは分野別の意識啓発の整理というものもしていただけるとありがたいなと思います。いずれも第3分科会のテーマかなと思ってお話をしておりますが、第2分科会も含めて協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(松原座長) どうもありがとうございます。

各分科会におかれましても今のようなトピック、言及されているかと思いますが、でも今この場でご意見ありましたので、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

他には。藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) 今の意見とも関係があるかもしれませんが、こうして三つの分科会にわ

かれますと、どうしても専門的ということとは別に、狭間というか、分科会と分科会  
の間の狭間、谷間という問題が起こりかねないんですね。そういうことも関係しなが  
ら、私は二つほどお話したいんですけど、一つは全部にまたがってくる公益性という  
問題ですね。

これは、優生保護法でいうと、第4条であり、その前身の国民優生法でいうと第6  
条この公益性が大手を振っていたわけですね。

それは公益性というふうに言っているのか、いろんな解釈ができるんですけども  
その実態とは何かということをやはり押さえておく必要がある。多分第2分科会か第  
3分科会も、もちろん関係あると思うんですがこれはおそらく、押さえておくこと  
は、今後の再発防止にも大きく影響しますので、第1も関係があるかもわかりませ  
ん。それを現場実践において、公益性と言われたら、そういうことを背景に、そうい  
うことを現場で行うということもあったかもわかりません。そんなことで、この公益  
性なるものの実態ですね。これを少し今後深めていく必要があるんじゃないかなと。

もう一点は、先ほど佐々木委員も言われていましたけれども2月の18日に最高裁  
大法廷が欠格条項に関連して、歴史的な判決を言い渡したわけです。

もちろん、その内容も新聞等に出ているんですが、私が言いたいことは驚くほどこ  
の判決の中で、障害者権利条約を引用しているんですね。

調べたところ、これまでの判例でも49ぐらい、50近く権利条約が出ています。

ただ、ほとんどは1行か2行か、せいぜいちょっとぐらい出ているくらいで、今度  
の最高裁判決は非常にこれを多く引用している。質、量ともに、ずいぶん違うんです  
よね。

過去を振り返るときに、当然、時代背景はあると思うんです。それと同時に、今の  
この人権の到達点から過去を見るという視点も当然あって良いわけで、その点で言う  
と、この権利条約というのは、第1から第3を含めて共通に、ぜひこれをベースに置  
くことは、とても意味が大きいんじゃないかと。2点目のことは権利条約をぜひベー  
スに置きましょうということを提唱したいと思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

包括的な大きな視点から二つ、公益性の批判的検討、それから人権、特に障害者の  
人権についての考察と検討という御指摘をいただきました。

この二つのキーワードは、裏表のようなところもおそらくあるのではないかと感じ  
ております。

いろいろな分野で詳細な検討や議論、あるいは実践が行われてきたところでもある  
と思います。

なので、例えば第1分科会の今収集している資料、そこからも読み取れるものがある  
のではないかと思います。

貴重な御指摘をありがとうございます。今後の検証会議の議論に生かしていきたい

と思います。

大橋委員、どうぞ。

(大橋委員) 大橋です。

今日の尾上敬子さんのお話にも出てきましたが、強制不妊手術の前にピルを飲むことで妊娠しないようにということをお母さんがなされていた。

結婚なさったのは1975年なので、当時はまだ避妊用のピルは日本では認可されていなかった時代なんですね。ピル認可は1999年です。

敬子さんのお話を聞くと、毎日飲むタイプのピルではなかったようですが、やはり不妊手術と同時に人工妊娠中絶もあり、そしてまた、本人が望んでないのに避妊を強要されるということも当然あったんじゃないかと思われます。

実際、昨年わたしが関東ろう活動者研修会や岩手での全国ろうあ者大会に伺ったときに、女性分科会や優生保護法分科会で、避妊を強要されたという話を参加者の方から伺いました。日本は避妊の方法が非常に少ない中で、ピルがいわゆる健康な人に対しては禁止されていた一方で、障害がある人に対しては、強要されていた。ピル以外にも長期的に避妊効果がある注射や埋め込み式のホルモン薬とかも海外ではあります。日本でもどんなことがあったのかなと、今日のお話を聞いて、改めて、そういう視点も必要かなと思いました。

現に、今ニュースなどで話題になっていますけれど、グリーンランドではやはり1960年代、70年代に障害者ではなく、先住民族の人に対して、子宮内リングを入れるという政策がデンマークによって行われて、本人たちが知らないのになされていた。当時の子宮内IUDは、自分では取り外しできないという意味で侵襲性のある避妊法なんですけれど、病院に行ったときに子宮内IUDを入れられていて、なぜ子どもができないんだろうと先住民の女の人が疑問に思い問題になっています。この検証会議では、中絶についてもこれからヒアリングをしていかないといけませんが、本人が希望しない・説明なしの避妊の強要についても、4月以降の課題にしなければいけないと思った次第です。以上です。

(松原座長) 今日のお話を踏まえた大事なポイントを確認していただいたと思います。

1970年代には、国際的な人口政策であるとか、それから国内の福祉政策で子どもを産み控えてほしい人たちに対して、副作用、まだ当時強かったピルや、それからデポプロベラという継続的な避妊効果のあるこれも副作用の強いホルモン剤が使われていたといったこともあります。

そういった国際的な動向とそれから、日本で当時尾上さんにピルが産婦人科医で処方されたということはどういうことなのかといったこと、これは非常に重要な課題でこれまであまり知られていなかった観点かと思いますのでこちらについても各分科会で、意識しながら取り組んでいただければと思います。

では、内布委員どうぞ。

(内布委員) 第3分科会の内布です。

先ほどから少し精神の部分もお話されているところがあつたと思いますけれど、精神障害も患って精神科病院に入院して、まずは、精神科病院に強制入院されて、隔離、いわゆる閉鎖病棟で鍵のかかったところに入院させられ続けつつ、今回の優生保護法を受けられた方もいらっしゃると思います。本当に二重三重の苦しみの中で、今も閉鎖病棟の中にいる方もいらっしゃいますし、地域におられる方もいらっしゃると思うので、この問題を本当に国民全員が知っていただけるように、絶対に知らない人がいないような状況を作っていただきたいというのがありますし、第3分科会で取り上げていただいている精神科病院における課題に関する調査研究でも、少し外れるかもしれませんが精神障害者にもしっかりと光を当てていただいて声を拾っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

拍手も出ておりますが、皆さんご存知の通り国民優生法からですけれども、ないし、優生保護法のもとで、主な手術の対象として想定されたのは、精神障害者の方々です。もちろんそれ以外の方々、あるいは重複して障害を負っている方々もいらっしゃると思いますがやはり、この問題については、終わった問題ではないという認識も持ちながら、取り組んでいくべきかと思います。内布委員ありがとうございました。

それでは池田委員どうぞ。

(池田委員) すみません。先ほど言い忘れたことも含めてなんですが、第3分科会では教育ということで、教育というどうしても学校教育のイメージになりますが社会教育も含めてと考えております。特に、今日のお話でも、保護者というか、親がどこから情報を得ているのかはとても重要なことですし、今の教育基本法第10条にも、これがいいかどうかは別ですけど、国、地方公共団体が、家庭教育について情報を与えるということが書かれているので、それも含めて、社会教育あるいは先ほども関哉委員から出た子育て支援とかというあり方にも着目していかなきゃいけないと思っております。

あと、忘れないようにということも今日も尾上さんも何度も繰り返し言っていただきましたけれど、それからあと、養護学校の教員の責任みたいなことも触れられていたと思いますので、まさに情報をどう伝えていくかということは、とても教育の分野で重要だと思いますので、今後その辺を意識してやっていきたいと思います。

ありがとうございます。

(松原座長) どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

そろそろ定刻が迫っておりますが、オンライン参加の委員、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

会場の委員の皆様、他にご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、尾上ご夫妻のお話も受け止めつつ、各委員から重要なご意見ご提案をいただきました。どうもありがとうございます。

検証会議は昨年の２０２５年ですね。１０月に発足して、今年度は、本日が最終となるわけですが、次年度は次年度に向けて既に各分科会で、具体的に調査や分析のご検討をいただいております。それをしっかりと、２０２６年度、進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

では最後に、次年度の検証会議の予定について事務局からお願いいたします。

（採澤事務局長）事務局の採澤です。

次年度の第１回の検証会議は既にお知らせしております通り、２０２６年５月１日金曜日の午後１時から午後４時までを予定しております。

ご予約おきのほどよろしくお願いいたします。こちらの第１回検証会議で取り上げる内容については、まだ決まっておりません。

決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。

それでは、これをもちまして本日の検証会議を終了いたします。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上

## 議事要旨（第Ⅰ分科会・第Ⅰ回）

日時 2025年10月27日（月）12:10～12:40

場所 弁護士会館1703会議室

参加者

【分科会委員】大橋、上東、利光

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 委員長の決定

互選により利光恵子委員を第Ⅰ分科会の委員長とする。

## 2. 今後のスケジュール

次回会議 11月12日（水）13時～15時 Zoom

## 議事要旨（第1分科会・第2回）

日時 2025年11月12日（水）13:00～15:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 調査項目及び今後の調査方法について

## (1) 国・都道府県・市町村への調査

- ・全国的網羅的な資料請求を進める
  - ・優生手術だけではなく、中絶についての調査事項も付加する
- (2) 医療施設、福祉施設への調査
- ・丁寧な案内を付した上での全国一斉調査の検討、優生手術だけではなく、中絶についての調査も実施

- ・代表的な対象施設に対し、診療録等の開示を含めた調査協力を求めることを検討
- ・対象候補となる施設を各方面の協力を得てリストアップする方向

## (3) 中絶についての網羅的な調査

- ・優生保護法指定医に対する調査を検討
- ・同時に子宮摘出、卵巣摘出について調査を検討

## (4) ハンセン病療養所に対する調査

## (5) 教育機関に対する調査

## (6) 沖縄における優生手術（国民優生法継続下における手術）

- ・研究者ヒアリングを検討

## (7) その他ヒアリング（被害者・研究者）

## (8) 各都道府県における調査・検証と連携

## 2. 今後のスケジュール

- ・調査対象のリストアップ
- ・依頼を出す大まかなスケジュール
- ・次回会議 12月3日（水）12時～13時 日弁連法務研究財団事務室

以上

## 議事要旨（第Ⅰ分科会・第3回）

日時 2025年12月3日（水）12:10～13:15

場所 弁護士会館1705会議室

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 収集資料の保管・共有方法について

データ化、クラウドによる共有方法を検討

## 2. 照会先について

① 行政機関への情報提供依頼方法について

② 各医療関係団体へのアプローチ方法について

③ 網羅的な調査方法と重点的な調査方法（機関・地域を絞ったアプローチ）について

## 1. 今後のスケジュール

・調査対象のリストアップ

・次回会議 12月25日（木）10時～12時 Zoom

以上

## 議事要旨（第1分科会・第4回）

日時 2025年12月25日（木）10:00～12:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 前回からの進捗等

- ・一時金支給法による国会調査について、衆参担当者にヒアリングの予定
- ・マスキングなしの資料を求めるにあたっての照会方法の検討状況の報告

## 2. 調査手法について

（1）網羅的調査と個別の機関等に対するスポット調査

- ・併存させるが、基本的には網羅的調査を先行させる方針

（2）網羅的調査についての対象、範囲の取り方について

- ・（一時金支給法時の調査から新たに）調査事項として加わった人工妊娠中絶についての調査手法・範囲の検討

・網羅的調査を行う際の対象、範囲の検討（全国の全病院、全福祉施設に改めて調査を行うか。検討を継続する。）

（3）網羅的調査における具体的な照会の手法について

- ・照会手法については、一時金支給法時の国会調査の担当者からのヒアリングが必要であり、年度内にこれを行う方向で調整

## 3. ヒアリングについて

- ・検証会議本体で行うヒアリング以外にも、第1分科会を中心に被害者ヒアリングを実施（第2、第3分科会の委員の協力も得る）

- ・機動性確保のために少人数で、現地への出張ヒアリングとする
- ・年度内に国内の複数地域で行えるよう進めていく方針とする

今後のスケジュールなど

次回会議 1月22日（木）14時～16時 Zoom

以上

## 議事要旨（第Ⅰ分科会・第5回）

日時 2026年1月22日（木） 14:00～17:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 本年度中の第Ⅰ分科会当事者ヒアリングについて

・ 主担当者、日程調整の段取り、主担当者参加者、ヒアリングの位置づけ、及びヒアリングの実施態様について

## 2. 資料照会について（地方自治体）

・ 照会書の書式について、文案を検討

## 3. 資料照会について（医療機関、福祉施設）

- ・ 網羅的照会の範囲について（全数照会、もしくは的を絞った照会）
- ・ 照会書の発出方法について、関係機関の協力を得るか否かの検討
- ・ 個別調査を行うべき対象について

## 4. 今後のスケジュールなど

次回会議 2月16日（月）16時～18時 Zoom

以上

## 議事要旨（第1分科会・第6回）

日時 2026年2月16日（月）16:00～18:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. ヒアリングについて

## (1) 今年度中の出張ヒアリング

① 大阪（2/17）

② 北海道（3/3）

③ 兵庫（3/19）

④ 熊本（3/26～27）

・国立療養所菊池恵楓園の見学を伴うため、第2・第3分科会からも若干名参加者募集

## (2) ヒアリングの説明書・同意書、インタビューガイドについて

## (3) 来年度以降（2026年4月～）のヒアリングについて

・分科会、及び検証会議にて被害者ヒアリングを継続実施で調整

## (4) 医療・福祉・行政関係者について（第2分科会と連携）

## (5) 都道府県優生保護審査会についての調査について（第3分科会と連携）

## 2. 資料調査について

## (1) 自治体向け調査票の書き方について

## (2) 医療機関、福祉施設に対する照会について

## (3) 調査要領文案の作成について

## (4) その他

特定の施設への集中調査についての調整、一時金・補償法申請書関連、収集した資料の分析に関する補助員について

3. 今後のスケジュールなど

次回会議 3月16日(月) 10時～12時 Zoom

以上

## 議事要旨（第1分科会・第7回）

日時 2026年3月16日 10:00～12:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 研究補助員、調査補助員について

（1）補助員予算について（2026年4月～2027年3月）

（2）補助員候補者及び手続について

現時点で研究補助員3名、調査補助員3名予定。

（3）2027年度予算について

文書照会結果の分析など来年度より労力を要するため、研究補助員5名、調査補助員8名を予定。

## 2. 照会結果のアーカイブについて

・提出を受けた記録を補助員が大まかに仕分けしてからPDF化する方法を検討

・提出後の仕分けに資する文書照会の方法について

## 3. 聞き取り調査

（1）2/17 大阪→実施済

（2）3/3 北海道→実施済

（3）3/9 検証会議→実施済

（4）3/19 兵庫

（5）3/26～27（ヒアリング・施設見学）

（6）5/1 検証会議

（7）5/13 仙台

※同時に第2分科会と連携して福祉関係者ヒアリング実施予定

（8）5/25 兵庫

（9）他分科会実施のヒアリングについて

#### 4. 資料調査

- (1) カバーレターについて
- (2) 医療機関・福祉施設
  - ① 網羅的調査の照会事項のリストアップ
  - ② 個別調査

#### 5. その他

- (1) 都道府県に対する照会について
  - (2) その他ヒアリングできそうな方々
- ・被害者だけでなく、他の分科会と連携して関連団体にもヒアリングを行う。

#### 6. 今後のスケジュールなど

- ・次回会議：令和8年4月7日（火）13時～15時 Zoom

以上

## 議事要旨（第2分科会・第1回）

日時 2025年11月25日（火）14:00～16:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】上東、利光、松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 委員長の決定

互選により齋藤委員を第2分科会の委員長とする。

## 2. 議事要旨

- ・旧優生保護法の制定～改廃の経緯、運用状況等について、国の諸機関（国会、厚生省等の省庁など）、政党、地方自治体が調査対象として提案された。
- ・旧優生保護法に基づく不妊手術等が実施された背景事情等について、医療機関、福祉施設、教育機関（養護学校、聾学校、盲学校、大学等）、図書館等が調査対象として提案された。
- ・厚労省が公表している保管資料（2018）、国会報告書（2023）から、あらためて必要な調査を見出せる可能性が指摘された。
- ・現在または近年まで残ってきた差別的表現も、優生思想の広がりを考える上で調査検証すべきとの意見が出された。

## 3. 今後のスケジュールなど

- ・各委員において、第2分科会で調査、検証、検討すべきと考える項目、それに対応する調査手法（照会先を含む）をリストアップし、12月22日（月）の第2回会議までに分科会MLで共有する。  
＊他の分科会との分担が必要と思われるものについてもリストアップする（他の分科会との調整により作業分担を行う前提。）。
- ・次回会議：12月22日（月）10時30分～12時30分 Zoom
- ・遅くとも年度内には、収集が必要な資料の抽出、収集先（照会先）の選定を行い、（他の分科会との調整の上で）開示請求や照会を行う。

以上

## 議事要旨（第2分科会・第2回）

日時 2025年12月22日（月）10:30～13:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】大橋、松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・日本における優生思想の導入と優生保護法の制定・改定経緯
- ・優生保護法の制定～改廃に関する意思決定のプロセス
- ・女性の権利に関する活動と優生保護法の関係
- ・性教育の問題
- ・優生保護法と隔離収容政策の関係

## 2. 今後のスケジュール

次回会議 1月15日（木）10:00～12:00

以上

## 議事要旨（第2分科会・第3回）

日時 2026年1月15日（木）10:00～12:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】大橋、上東、利光、松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 次の事項について提案や意見交換が行われた。

- ・インタビュー対象候補（個人・団体）
- ・資料の提供要請先の候補
- ・調査が必要な関連法令
- ・優生結婚相談所の実態調査
- ・アイヌ、先住民に対する差別という観点からの検証
- ・戦後沖縄に特化した問題の検証（国民優生法の運用実態）
- ・教育関係者、メディアに対する調査検証
- ・旧優生保護法の戦後政治史における位置づけにつながる検証

2. 今後のスケジュール

次回会議 2月17日（火）12時30分～14時30分 Zoom

以上

## 議事要旨（第2分科会・第4回）

日時 2026年2月17日（火）12:30～14:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・前回調査報告書に関する衆参調査室との質疑応答会を踏まえた、今後の調査検証作業のポイント
- ・旧優生保護法時代の状況を知る福祉関係者、政界関係者等の聞き取り調査の進め方
- ・旧優生保護法別表記載の疾患等や「遺伝性」という用語の当時の解釈

## 2. 今後のスケジュール

次回会議：3月10日（火）10時～12時

以上

## 議事要旨（第2分科会・第5回）

日時 2026年3月10日（火）10:30～12:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】上東

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等に関し、次の事項について、進捗状況の報告、意見交換が行われた。
  - ・旧優生保護法時代の状況を知る福祉関係者、政界関係者等の聞き取り調査の進捗状況の報告
  - ・優生保護法と学校教育制度の関連、学校教育や社会教育における優生政策、子を産み育てること、遺伝等に関する伝えられ方等
  - ・優生保護法や優生手術の対象となった人々に関するメディアの報道
2. 今後のスケジュール
  - ・次回会議：4月22日（水）11時～13時

以上

## 議事要旨（第3分科会・第1回）

日時 2025年11月10日（月）9:30～11:30

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、加藤、小山、坂元、佐々木、鈴木、田門、藤井、藤原精吾

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

## 1. 委員長の決定

互選により坂元委員を第3分科会の委員長とする。

## 2. 議事要旨

- ・差別・偏見を根絶するための新しい立法体系などの仕組みづくり、中でも、国内人権機関の設立について提言をすべきである。
- ・分離教育により偏見差別が根付いてしまっている。教育実践、教育行政の対応について調査すべきである。
- ・多くの精神障害者は優生手術の被害に遭い、現在もなお同様の問題が精神科医療分野で生じている。人権課題として取り上げ調査検証すべきである。
- ・1996年の母体保護法への改正時の議論状況について調査すべきである。
- ・優生政策に対する各国の対応、障害者権利委員会等の国際機関の各国に対する総括所見等を分析すべきである。
- ・各学会が調査検証した報告書を参照すべきである。まだ調査検証を行っていない学会に対する照会もすべきである。

## 3. 今後のスケジュール

- ・各委員において、第3分科会で調査、検証、検討が必要と考える項目、それに対応する調査手法（照会先を含む）をリストアップし、11月28日（金）までに共有する。
- ・次回会議：12月15日（月）15時～17時 Zoom
- ・遅くとも年度内には、収集が必要な資料の抽出、収集先（照会先）の選定を行い、（他の分科会との調整の上で）開示請求や照会を行う。

以上

## 議事要旨（第3分科会・第2回）

日時 2025年12月15日（月）15:00～17:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、加藤、小山、坂元、佐々木、田門、藤井、藤原精吾

【オブザーバー】齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ 優生保護法改廃後の各界（法曹、福祉、教育等）の対応と責任
- ・ 優生保護法と関連する、精神科医療の歴史と実態
- ・ 優生保護法が見過ごされてきたことについての法学的検証
- ・ 不妊手術・中絶に関する外国の法制
- ・ 障害者法制の系譜
- ・ 障害者に関する裁判例の調査

2. 調査検証等の項目と担当者については別紙のとおり。

3. 今後のスケジュール

1月26日（月）15:00～17:00 Zoom

2月17日（火）10:00～12:00 Zoom

3月18日（水）13:00～15:00 Zoom

以上

### 第3分科会（再発防止のために講ずべき措置についての検討）

#### 調査検証等項目 担当者一覧

#### 第1 平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降の対応等に関する評価等

- 1 母体保護法下での被害実態 佐々木
- 2 国の対応及びその評価 藤原
- 3 都道府県の対応及びその評価 ＊座長委員長会議にて調整
- 4 各界の対応及びその評価
  - (1) 医療 加藤・三村
  - (2) 福祉 田門
  - (3) 教育 池田
  - (4) 司法（法曹界） 岩井・小山・藤原
  - (5) マスメディア 池田
  - (6) 関連学会 佐々木

#### 第2 調査及び検証等（母体保護法への改正以降に関するものを含む。）を踏まえた再発防止のための提言

- 1 各界で優生思想を繰り返さないために
  - (1) 医療 加藤・佐々木・藤井・三村
  - (2) 福祉 田門
  - (3) 教育 池田
  - (4) 司法（法曹界） 岩井・小山・藤原
  - (5) マスメディア 池田
  - (6) 関連学会 佐々木
  - (7) 資料館の創設、資料の保存 坂元・藤井
- 2 被害救済のための新たな枠組みづくり
  - (1) 国内人権機関の設立 岩井・小山・坂元・藤井・藤原
  - (2) 人権侵害の再発防止のための措置 田門

## 議事要旨（第3分科会・第3回）

日時 2026年1月26日（月）15:00～17:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】岩井、小山、坂元、佐々木、鈴木、田門、藤井、藤原精吾、三村

【オブザーバー】大橋、齋藤、利光、

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ 司法・法曹界の対応に関する調査検証
- ・ 国内人権機関に関する従前の議論状況（問題点や到達点等）の調査検証
- ・ 憲法学的観点からの検証
- ・ 旧優生保護法改廃時前後の議論状況の調査検証
- ・ 精神科医療における課題に関する調査検証
- ・ ハンセン病問題調査報告書を参考とする調査検証

## 2 今後のスケジュール

2月17日（火）10:00～12:00 Zoom

3月18日（水）13:00～15:00 Zoom

以上

## 議事要旨（第3分科会・第4回）

日時 2026年2月17日（火）10:00～12:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、小山、坂元、佐々木、田門、藤井、藤原精吾、三村

【オブザーバー】齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・ 司法界、省庁に対する照会事項
- ・ 都道府県に対する照会事項
- ・ 被害者に対する聞き取り調査、障害者団体への照会事項
- ・ 医療機関、福祉施設に対する調査方法
- ・ 教育分野における調査方法
- ・ 資料保存の方法

## 2. 今後のスケジュール

次回会議：3月18日（水）13:00～15:00

以上

## 議事要旨（第3分科会・第5回）

日時 2026年3月18日（木）13:00～15:00

場所 Zoom

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、加藤、小山、坂元、佐々木、鈴木、藤井、藤原、三村

【オブザーバー】齋藤、利光

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）

## &lt;議事概要&gt;

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・障害を理由とする不妊手術・中絶を取り巻く諸課題（障害のある子どもの親や家族へのサポートの有無、海外の状況等）の調査
- ・優生保護法下での中絶についての調査
- ・憲法学の視点からの検証
- ・教育分野についての調査（教科書等の記載、教員養成課程、ろう教育、社会教育など）
- ・「不可視化されてきた人たち」という観点からの調査検証

## 3 今後のスケジュール等

次回会議：4月17日（金）10時～12時

以上